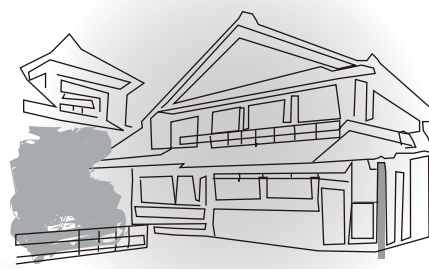


ふじみ野市生活指南

2025年7月更新



旧大井村役場庁舎



福岡河岸記念館

卷末附属地图标识
ふじみ野市生活指南地图标识
〈公共设施〉
市政府楼层指南、服务指南

目 次 目 录

为了能在日本过上安心舒适的生活

日本で生活するために 2

居留管理与・居民登记

在留管理・住民登録 3

印鉴登记・各种申请

印鑑登録・各種届出 7

日常生活

日常生活 11

电话 電話 11

电气・瓦斯 電気・ガス 12

自来水 水道 12

邮局 郵便局 13

银行 銀行 14

住宅 住宅 14

医疗 医療 15

垃圾的倒出方法 ごみの出し方 16

自治组织（街委会・自治会・居委会） 自治組織
（町会・自治会・町内会） 21

交通

交通 22

税金

税金 25

国民健康保险

国民健康保険 27

医疗福祉

福祉医療 31

国民年金

国民年金 34

福祉事务所

福祉事務所 35

市民咨询

市民相談 37

健康事业

健康づくり 42

儿童福利・保育

児童の福祉・保育 48

学校教育

学校教育 55

社会教育设施

社会教育施設 58

公民馆 公民館 58

图书馆 図書館 59

资料馆等 資料館等 60

运动设施・文化设施・社区设施

スポーツ施設・文化施設・コミュニティ施設 62

体育馆等 体育館等 62

公园

公園 65

紧急情况的处理

緊急事態の対処方法 67

发生灾害时

大きな災害が起きたら 70

地域的避难场所

地域の避難場所 72

公共设施

公共施設 74

医疗设施一览

医療施設一覧 80

ふじみ野市生活指南地图标识

ふじみ野市生活ガイドマップ

公共设施 公共施設

市政府楼层指南、服务指南 市役所フロアガイ
ド、業務内容

※用手机打电话时，请在号码的最前面“049”
（049-●●●-●●●●）
携帯電話から電話する場合は、頭に「049」
を付けてください。

为了能在日本过上安心舒适的生活



日本で生活するために

ふじみ野市は、市民の皆さんが安心して、快適に暮らせるまちづくりをめざしています。住民登録、婚姻、出生、税金、ごみ、健康保険、子育て、教育、福祉など、皆さんの日々の生活と深い関わりをもった仕事をしています。何か困ったこと、聞きたいこと等がありましたら、直接、関連部署に電話するか窓口へ行ってお尋ねください。

なお、ことばが通じない場合や、どこで尋ねたら良いのか分からない場合は、市全体の国際化事業を推進している協働推進課までおいでください。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市協働推進課

Tel. 262-9016

■生活相談

ふじみ野市では外国籍市民のための生活相談を行っております。相談に当たっては、プライバシーに十分配慮し、秘密は厳守いたします。

日本語が話せなくても、次の言語で対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

<対応言語>

原則として、英語、中国語、ヒンディー語、ネパール語、フィリピン語、韓国語

必要に応じてベトナム語、ウルドゥー語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、インドネシア語等

受付時間：月～金曜日 10:00～16:00

◆問い合わせ

- ・ふじみの国際交流センター

ふじみ野市上福岡 5-4-25

Tel. 269-6450

※センターでは日本語教室を開催しています。ぜひお越しください。

月・木曜日 10:00～11:30

ふじみ野市正在努力的为市民创建一个可以安心、舒适生活的环境。在这里我们会针对居民登录、婚姻、出生、税金、垃圾、健康保险、抚养孩子、教育、福祉等与日常生活息息相关的事宜提供行政服务。您遇到任何困难或疑问时，都可以直接致电相关部署进行洽谈或者到服务窗口进行咨询。

另外、如果您因语言不通，而不知道应该到何处去咨询时，您可以到推动全市国际化事业的互动推进课进行咨询。

◆咨询处

- ・ふじみ野市協働推進課

Tel. 262-9016

■生活咨询

ふじみ野市为外国籍市民设立了生活咨询的服务窗口。在这里我们会对您所咨询的内容及个人隐私给与保密。

就算您不会说日语也没关系。因为我们可以用下记语言与您交流，敬请来电咨询。

<应对语言>

原则上以英语、中文、印度语、尼泊尔语、菲律宾语、韩国语为主。

必要时，越南语、乌尔都语、西班牙语、葡萄牙语、法语、印度尼西亚语等也可以。

受理时间：周一～周五 10:00～16:00

◆咨询处

- ・ふじみの国際交流センター

ふじみ上福岡 5-4-25

Tel. 269-6450

※本中心设有日语教室，敬请利用。

周一・周四 10:00～11:30

居留管理与・居民登记



在留管理・住民登録

住民登録はさまざまな行政サービスを受ける上で必要な手続きです。

なお、法律が改正され、平成 24 年 7 月 9 日から外国人に関する登録の制度が変わりました。これにより、外国人登録法が廃止となり、各種手続の場所や内容が変わりましたのでご注意ください。

■在留管理制度・住民基本台帳制度

＜制度の概要について＞

○対象となる方

適法な在留資格を持ち、在留期間が 3 か月を超える方が対象です。また、出生や国籍喪失による経過滞在者の方も対象となります。

なお、在留の資格のない方や「短期滞在」の方は、在留カードの交付を受けることができず、住民登録ができません。そのため、住民票の写しの交付を受けたり印鑑登録をしたりすることもできませんのでご注意ください。

○在留カード又は特別永住者証明書の交付手続き

対象となる方が入国したときは、空港又は郵送により居住地にて在留カードが交付されます。

すでに在留している中長期在留者の方で外国人登録証明書をお持ちの場合、在留に係る許可に伴って出入国在留管理庁において在留カードが交付されます。

特別永住者の方の場合、特別永住者証明書が交付されます。交付場所については、これまでどおり市役所となります。

居民登記是在享受各种行政福利之前，必须办理的手续。需要提醒大家注意的是，因平成 24 年 7 月 9 日有修整法案出台，所以，外国人登记法被废止，且办理各种手续的场所和内容也有发生变更。

■在留管理制度・居民基本台帳制度

〈制度概要〉

○対象者

以持有合法居留资格，且居留期间超过 3 个月者，或者因出生，丧失国籍，而经过这里的滞在者为对象。

需要注意的是，我们不会接受无居留资格者以及「短期停留」者发放居留卡及住民票登录的申请。因此，也无法提供住民票复写件及印鉴登记。

○居留卡以及特别永住者证明书的发行手续

符合条件者入国时，可直接在机场领取居留卡或者申请把居留卡邮寄到您住所。

持有外国人登录证的中长期居留者，可依据居留资格的相关许可，到出入国在留管理厅领取居留卡。

特别永住者可以取得特别永住者证明书。发行地仍旧是在市政府。

○住民票の写し

住民票の写しとは、これまでの外国人登録原票記載事項証明書に代わるもので、住所について公証するものです。中長期在留者の外国人の方も、日本人と同様に住民票に記載され、また日本人と外国人の混合世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しの交付を受けることができます。

なお、外国人登録原票記載事項証明書については、交付を受けることができません。

また、住民票の写しの広域交付ができるようになったので、住所地以外の市区町村でも、住民票の写しが取得できるようになりました。

＜手続きについて＞

○転出するとき

ふじみ野市から他の市区町村に引っ越す場合は、日本人と同様に、転出前または転出後 14 日以内に転出届をして、転出証明書の交付を受けてください。

○転入したとき

他の市区町村からふじみ野市に引っ越してきた場合は、転出証明書と在留カードまたは特別永住者証明書（まだ切り替えていない方は外国人登録証明書）を持参のうえ、転入後 14 日以内に転入届をしてください。

また、国外からふじみ野市に引っ越してきた場合は、在留カードと旅券を持参してください。

なお、家族で引っ越してきた場合は、家族関係を証する書類とその訳文（翻訳した日と翻訳者の氏名が記載されているもの）が必要になります。（転出証明書で家族関係が明らかにされている場合を除く。）

○住民票的复写本

住民票的复写本将取代外国人登录原票记载事项证明书对住所给予公证。持中长期签证留在日本的外国人也会和日本人一样被记载进住民票；另外，即使是日本人和外国人的混合户口，也可以取得记载有全员事宜的住民票复写本。需要注意的是，我们已经不在受理外国人登录原票记载事项证明书的交付申请了。

现在，住民票复写的领取地点已经不再被限制了，您可以在居住地以外的市区町村处领取住民票的复写本。

〈相关手续〉

○迁出时

从ふじみ野市迁移至其他的市区町村时，和日本人一样，必须在迁移前或者迁移后 14 天以内提出迁出申请，领取迁出证明书。

○迁入时

从其他的市区町村迁至ふじみ野市时，必须携带迁出证明书以及居留卡或者特别永住者证明书（还没有更换者，请提出外国人登录证明书）前来办理手续。请在迁入后 14 天以内提出迁入登记资料。

另外，如果是从国外搬家到ふじみ野市的话，请带着居住卡和护照前来办理手续。

如果是家族搬家的话，必须提出家族关系证明和日语的译文（不包含在迁出证明书已有明确家族关系的家庭）。并且，日语的译文需要记载翻译者的名字和翻译日期。

○在留資格や期間、氏名や国籍等が変わったとき

在留カードの記載事項で住所以外の事項が変わった場合は出入国在留管理庁での手続となります。

変更手続後に市役所へ来ていただく必要はありません。

なお、住所が変わった場合は市役所での手続となります。

◆問い合わせ

・ふじみ野市市民課市民係

Tel. 262-9018

■特別永住者の方

特別永住者の方には、在留カードではなく特別永住者証明書が交付されます。特別永住者証明書に係る手続きはすべて市役所で行います。

○変更・訂正があったとき

住居地以外の登録事項（氏名・国籍等）に変更が生じた場合は、14日以内に申請をしなければなりません。

旅券、写真1枚（縦4cm×横3cm、6か月以内撮影）、特別永住者証明書、変更が生じたことを証明する書類を持参してください。

○特別永住者証明書の更新

有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日までの間に更新申請をしなければなりません。

旅券、写真1枚（縦4cm×横3cm、6か月以内撮影）、特別永住者証明書を持参してください。

○居留資格、居留期間、姓名以及国籍等发生变更时

除了住所以外，居留卡所记载的其他事项如有发生变更时，则需到出入国在留管理厅办理申请手续。

变更手续完成后，不需要再到市政府申报。

住所变更时，必须到市政府办理相关手续。

◆咨询处

・ふじみ野市市民課市民係

Tel. 262-9018

■特別永住者

特別永住者拿到的并不是居留卡，而是特別永住者证明书。

特別永住者证明书的相关手续请到市政府办理。

○发生变更或者更正时

当住所以外的登录事项（如：姓名，国籍等）发生变更时，必须在14日以内办理申请手续。

请带着护照，特別永住者证明书，变更内容的证明及6个月以内拍摄的1张照片（长4cm×宽3cm，）前来办理相关手续。

○特別永住者证明书的更新

必须在到期前2个月开始到有效期期满为止提出更新申请。

请带着护照，特別永住者证明书及6个月以内拍摄的1张照片（长4cm×宽3cm，）前来办理相关手续。

○特別永住者証明書をなくしたとき

特別永住者証明書を紛失・盗難または滅失などによりなくしてしまったときは、すぐに、警察に届け出をしてください。その際、遺失物届出証明書等の交付を受け、14 日以内に再交付の申請をしてください。旅券、写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm、6 か月以内撮影）、遺失物届出証明書等を持参してください。また、毀損、汚損の場合は、その特別永住者証明書も持参してください。

■入国・在留（滞在）手続きの相談

○東京出入国在留管理局外国人在留総合インフォメーションセンター

〒108-8255

東京都港区港南 5-5-30

Tel. 03-5796-7112

0570-013904

受付時間：月～金曜日

（8:30～17:15）

＜対応言語＞

英語、中国語、韓国語、スペイン語等

○東京出入国在留管理局さいたま出張所

〒338-0002

さいたま市中央区下落合 5-12-1

さいたま第 2 法務総合庁舎 1 階

Tel. 048-851-9671

受付時間：土・日・休日を除く

（9:00～15:00）

＜対応言語＞

日本語

取扱業務：在留関係諸申請、在留資格認定証明書交付申請

○特別永住者証明書遺失時

特別永住者証明因遺失、被盜等原因而找不到時，請立即找警察進行登記。屆時您可以獲得一張遺失物品登錄證明書，請在 14 日以內辦理再發行手續。請帶著護照，遺失物品登錄證明書及 6 個月以內拍攝的 1 張照片（長 4cm×寬 3cm，）前來辦理相關手續。另外，如果證明資料發生損毀或者污損時，請帶著特別永住者證明書前來辦理相關手續。

■入国・在留（居留）手續的咨询

○東京出入国在留管理局外国人在留総合インフォメーションセンター

〒108-8255

東京都港区港南 5-5-30

Tel. 03-5796-7112

0570-013904

受理時間：周一～周五

（8:30～17:15）

＜应对语言＞

英语、中国語、韓国語、葡萄牙語

○東京出入国在留管理局さいたま出張所

〒338-0002

さいたま市中央区下落合 5-12-1

さいたま第 2 法務総合庁舎 1 楼

Tel. 048-851-9671

受理時間：周六、周日、节假日除外

（9:00～15:00）

＜应对语言＞

日语

受理业务：有关居留的各种申请、在留资格认定证明书交付申请



日本では、サインではなく、自分の姓や名を彫った印を使います。印鑑登録は、あなたの印を、あなたの個人のものとして公に証明するための登録制度です。また、印鑑登録証明書は自動車の登録、銀行口座の開設や住まいの賃貸契約など、重要書類を作る際に必要です。

■印鑑登録の方法

印鑑登録ができるのは、住民登録をしている15歳以上の人です。登録できる印は1人1個に限られ、8mmを超え25mmまでの正方形に収まるものです。文字は、住民票に記載されている氏名（通称・カタカナ表記含む）に限ります。日常的に使っている通称であっても、通称として住民票に記載されていない場合は使えません。カタカナ、アルファベットなど表記の仕方が違っても登録できません。印は専門店や文具店に注文して購入してください。登録する場合は、在留カードと登録する印を持参し、直接本人が申請してください。なお、在留の資格のない方や「短期滞在」の方は、印鑑登録をすることができませんのでご注意ください。

在日本签名并不被经常使用，经常被使用的是刻有自己姓名的印章。因此，有了印鉴登记制度，它是对您个人所属印章进行公证的一项登记制度。当您在办理汽车登记、开设银行新帐户、以及房屋租借契约等重要手续时，都必须提示印鉴登录证明书。

■印鉴登记的方法

已办妥居民登录证、年龄在15岁以上者，有资格办理印鉴登记手续。每人只能登记一个印章，规格是8毫米以上、25毫米以下的正方形印。所刻的文字是居民登录证所记载的姓名（包含俗名和片假名的记载）。即便是平常经常使用的俗名，但如果没有登记在居民登录证里的话，则不可使用。片假名、罗马字等书写错误，也不能办理登录。印章可在专门店或文具店订购。登记申请时，请携带居留卡和印鉴，并由本人亲自申请。

需注意的是无居留资格者以及「短期居留」者，是不能办理印鉴登录的。

■マイナンバーカードの取得

住民登録している方に 12 ケタの番号が振られます。

市役所などの手続きに必要な個人を特定する番号として利用しています。

入国し住民登録をすると個人番号通知書が郵送されますので大事に保管管理してください。

マイナンバーカードは、名前、生年月日、性別、住所、本人の顔写真、個人番号が記載されたカードで希望すれば無料で作成することができます。申請は、個人番号通知書の封筒内のマイナンバーカードの申請書が封入してありますので申請の手続きをしてください。受取りは市役所の窓口となります。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市市民課市民係

Tel. 262-9018

日本に在留（滞在）中に、結婚、妊娠、出産したときは、次の届出が必要です。

■結婚

外国人と日本人との婚姻

- ・婚姻届

<外国人>

- ①旅券（パスポート：訳文付き）
- ②婚姻要件具備証明書（訳文付き）
- ③出生証明書（訳文付き）
- ④在留カード

国籍によって書類が異なりますので、必ずお問い合わせください。

<日本人>

本人が確認できるもの（自動車運転免許証、旅券など）

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市市民課戸籍係

Tel. 262-9019

■申請个人编号卡

有住民登記的居民都拥有一个 12 位数的号码。

在市役所等办理手续时，可使用此号码来证明你的个人身份。

完成住民登記的入境者会收到个人编号通知书的邮件。这是重要文件，请务必好好保管。

另外，个人编号卡的内容包括您的姓名、出生日期、性别、地址、本人照片和个人编号。可申请免费制作。提交申请时，请填写个人编号卡申请表。可在邮寄到您家里的个人编号通知书的信封内找到此表。领卡处为市役所。

◆咨询处

- ・ふじみ野市市民課市民係

Tel. 262-9018

日本在留(居留)期间，如有结婚、怀孕、分娩发生时，则必须办理下记申请手续。

■结婚

外国人与日本人之间的婚姻

结婚申请书

<外国人>

- ①护照（附翻译文）
- ②具备婚姻必要条件证明书(附翻译文)
- ③出生证明书(附翻译文)
- ④在留卡（在留カード）

因所需资料会因国籍的不同而有所差异，所以，请务必到相关机构进行确认。

<日本人>

能够确认到本人身分的证明资料(汽车驾驶执照、护照等)

◆咨询处

- ・ふじみ野市市民課戸籍係

Tel. 262-9019

■妊娠

妊娠をしたときは医療機関で妊娠の診断を受けましょう。その後妊娠届を提出すると「母子健康手帳」が交付され、産前・産後の母子の健康を維持する保健サービスが受けられます。この手帳は、母子の健診経過が記録されるほか、予防接種などを受けるときに必要です。保健サービスを受けるときには、必ずこの手帳を持参してください。

また、妊婦健康診査の際に使用する「妊婦健康診査助成券」、出産後に使用する「産婦健康診査助成券」、生まれた子が受ける「新生児聴覚検査助成券」も手帳と同時に交付されます。

○届出に必要なもの

- ・在留カード
- ・マイナンバーカード（持っている人）

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市こども家庭センター母子保健係

Tel. 293-9045

- ・ふじみ野市立大井子育て支援センター

Tel. 293-4062

■出産

赤ちゃんが生まれた日から 14 日以内に出生届を提出しなければなりません。

○届出に必要なもの

- ①出生届（出生証明書付き）
- ②母子健康手帳
- ③パスポート
- ④国民健康保険証（加入者のみ）
子の父母ともに外国籍の場合は、婚姻証明書（訳文付き）も必要です。

■怀孕

怀孕时，请到医疗机构接受妊娠检查。此后请办理相关的妊娠申报手续，领取「母子健康手册」。您不论在产前还是产后都可以享受维持母子健康的保健服务。这本手册、除了记录母子的健康检查过程外；在注射预防针时，也需要这本手册。

另外，领取“母子健康手册”的同时，也会领取到孕妇健康检查时需使用的“孕妇健康检查助成券”、生产后可使用的“产妇健康检查助成券”和婴儿使用的“新生儿听觉检查助成券”。

○申请时所需材料

- ・在留卡
- ・个人编号卡（持有者）

◆咨询处

- ・ふじみ野市こども家庭センター母子保健係

Tel. 293-9045

- ・ふじみ野市立大井子育て支援センター

Tel. 293-4062

■分娩

从婴儿出生日开始算起 14 天以内，必须办理出生登录手续。

○办理手续时，必须提出的资料

- ①出生申报表（需附出生证明书）
- ②母子健康手册
- ③护照
- ④国民健康保险证（有加入者）

孩子的父母是外国国籍时，必须提示婚姻证明书（需附译文）。

■子の国籍について

結婚している両親のどちらかが日本国籍を持っていれば、子は日本国籍を取得できます。しかし、結婚していない外国籍の母親と日本国籍の父親との間の子は、胎児認知をしていないと日本国籍を取得できません。妊娠中に子の父親に胎児認知をしてもらう必要があります。生まれてから日本国籍を取得するためには、法務局の「国籍取得証明書」の交付を受ける必要があります、取得にはかなり日数がかかります。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市市民課戸籍係

Tel. 262-9019

■有关孩子的国籍

有婚姻关系的双亲，如有一方持有日本国籍的话，孩子可取得日本国籍。但是、就算一方是日本人，如果父母没有婚姻关系的话，胎儿也不会被公认，所以，是无法取得日本国籍的。妊娠中的孩子、必须要得到父亲的承认。孩子出生后，必须要到法務局领取「国籍取得证明书」，需要注意的是到领取证明书为止，可能需要花费很长的时间。

◆咨询处

- ・ふじみ野市市民課戸籍係

Tel. 262-9019



電話

■電話の取り付け

新しく電話を取り付けたい場合は、お近くの日本電信電話 株式会社 (NTT) の営業所へ申し込みます。

【新規加入について】

Tel. 116 (日本語)

NTT インフォメーション:

Tel. 0120-364-463 (英語)

■電話番号案内

NTT は局番なしの 104 で有料案内を行っています。これで国内の電話番号がわかります。

【有料電話番号案内】

Tel. 104

■携帯電話

携帯電話会社によって、加入方法、使用料金などが異なりますので、確認のうえ加入してください。

电话

■电话的安装

欲装设新电话时，请到家附近的 NTT 日本电信电话公司营业处办理申请手续。

【有关新规加入】

Tel. 116 (日语)

NTT インフォメーション:

Tel. 0120-364-463 (英语)

■电话号码查询服务

NTT 有提供不需要拨打地区号码，只需要拨打 104 的收费查询服务。这里可以提供您想要查询的日本国内电话号码。

【收费性电话号码查询服务】

Tel. 104

■手机

加入方法及使用费用会因电话公司的不同而不同，请在办理加入手续前确认清楚。

電気

電力会社によって加入方法、使用料金等が異なりますので、確認のうえ、加入してください。
使用開始する場合も、使用を止める場合も、停電の場合も契約会社へ相談してください。

ガス

プロパンガスと都市ガスがあります。それぞれ使用する器具の装置が違います。プロパンガスは最寄りのプロパンガス販売店にお尋ねください。都市ガスは、ガス会社によって加入方法、料金等が異なりますので、確認のうえ、加入してください。

水道

■使用を開始するとき

水道の使用を開始するときは、あらかじめ、水道サービスセンターまでご連絡ください。

■水道料金の支払い方法

水道料金は、メーターの検針をもとにその使用水量に応じ2か月毎に算出します。水道料金の支払いは、2か月毎の隔月となっています。

納入方法には、取扱金融機関及び郵便局の口座振替(隔月28日が引落日)の方法と、「水道料金・下水道使用料納入通知書」で、取扱金融機関及びコンビニエンスストア等で支払う方法があります。

■水道を止めるとき

今、お住まいの場所から引越しをするときは、水道サービスセンターまでご連絡ください。

◆問い合わせ

・ふじみ野市水道サービスセンター

Tel. 220-2077

受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く 8:30～17:15

电气

电力公司不同，申请方法、电费等也会不同。请一定确认好后再申请加入。有关开通电气，停用电气及停电的相关事宜，请与各电力公司咨询。

瓦斯

煤气有丙烷气(筒装瓦斯)和都市瓦斯。

其使用的器具装置并不一样。使用丙烷气者(筒装瓦斯)可到居家附近的丙烷气(筒装瓦斯)贩卖店进行咨询。使用都市瓦斯者，因各都市瓦斯公司的申请方法、费用等都会不同，故请确认好后再加入。

自来水

■开始使用自来水时

开始使用自来水时，请尽早与水道服务中心取得联系。

■自来水费的交纳方法

自来水费是根据水表显示的用水量，每两个月，计算一次出来的费用。自来水费的交纳是每两个月交纳一次。

交纳方法：可以利用指定银行或者邮局进行帐户转帐(下个月28日是付款日)，也可以持「上下水道费用交纳通知书」到相关的金融机关或者24小时便利商店进行交纳。

■停止使用自来水时

欲从现在居住的地方迁往其他地方时，请与水道服务中心取得联系。

◆咨询处

・ふじみ野市水道サービスセンター

Tel. 220-2077

营业时间：8:30～17:15

周六，日，节假日，年末年初除外，

■漏水や修理を依頼したいとき

家庭の水道の修理については、指定給水装置工事業者に依頼してください。

なお、不明なときは下記へお問い合わせください。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市上下水道課水道施設係

Tel. 220-2078

郵便局（市内郵便局 P79 のとおり）

郵便局の業務は郵便業務と金融業務に分けられます。

○郵便業務

平日 9:00～17:00（ただし、上福岡郵便局ゆうゆう窓口は 8:00～19:00、上福岡郵便局（イオンタウンふじみ野内）は 10:00～18:00）

- ・ゆうゆう窓口（上福岡郵便局のみ）土曜日 8:00～18:00、日・休日 9:00～15:00

- ・国内便

定型のはがきは 85 円、定型の封筒（横 9～12cm×縦 14～23.5cm×厚さ 0～1cm）は 50g まで 110 円

- ・国外便

宛先の国、封筒の大きさ、重さなどによって異なります。

- ・不在配達通知

不在時に書留郵便など直接手渡す郵便物があるときは、「不在配達通知書」が届きます。配達希望日を記入して郵便ポストに投函するか、郵便局の業務時間内に受け取りに行ってください。

◆問い合わせ

- ・上福岡郵便局郵便窓口

Tel. 0570-943-567

■漏水或需要修理時

有关家庭水道的修理，请与水道设备指定工程店联络。

如有不明处，可与下记单位进行咨询。

◆咨询处

- ・ふじみ野市上下水道課水道施設係

Tel. 220-2078

邮局（市内邮局见 P79）

邮局的业务分为邮政业务与金融业务。

○邮政业务

一般营业时间 9:00～17:00（但是、上福岡邮局ゆうゆう服务窗口 8:00～19:00、上福岡邮局（イオンタウンふじみ野内）10:00～18:00）

- ・ゆうゆう服务窗口（只有上福岡邮局）周六 8:00～18:00、周日・休假日 9:00～15:00

- ・国内邮件

标准的明信片是 85 日元、标准信封信件（宽 9～12cm×长 14～23.5cm×厚度 0～1cm）未滿 50g 是 110 日元

- ・国外邮件

价格会因信件发往国家、信件大小、轻重的不同而不同。

- ・收信人不在时的投递通知

因挂号信件要求要将信件直接递交到收件人手上，如收件人不在时，将会留下「不在投递通知书」，请填写希望投递的日期或者在邮局的营业时间内领取信件。

◆咨询处

- ・上福岡郵便局郵便窓口

Tel. 0570-943-567

○金融業務

平日 9:00～16:00 (ただし、上福岡郵便局イオンタウンふじみ野内は 10:00～17:00)

郵便貯金の口座を開設するときは、在留カードと、印鑑（サイン可）を持参してください。

◆問い合わせ

・上福岡郵便局貯金窓口

Tel. 0570-943-567

銀行

預金、送金、振り込み、公共料金の支払いができます。外国からの送金の受取り又は外国への送金もできます。口座の開設に必要な書類等は、各金融機関にお問い合わせください。

窓口・ATM（自動支払機）は金融機関により利用時間が異なりますので、確認のうえ利用してください。

◆問い合わせ

・銀行とりひき相談所

Tel. 048-829-2151

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

住宅

■民間賃貸住宅

民間の賃貸住宅である貸家、アパートを探すときは、不動産業者（宅地建物取引業者）に仲介を依頼します。

契約時には、所得証明書、保証人または誓約書、印鑑登録証明書などが必要です。

借りるときに必要な経費は、家賃のほかに礼金、敷金、手数料が必要になる場合もあります。

○金融业务

平日营业时间 9:00～16:00 (上福岡邮局イオンタウンふじみ野内 营业时间 10:00～17:00)

开设邮局帐户时，请携带在留卡、印章（签名可）。

◆咨询处

・上福岡郵便局貯金窓口

Tel. 0570-943-567

銀行

营业内容有存款、寄钱、汇款及水电费的缴纳。也承办从外国汇款过来的收取及汇款到国外银行的业务。关于开设帐户时所需要的资料，请到各金融机关进行咨询。

窗口、ATM（自动付款机）因各金融机关可以利用的时间有所不同、所以，请在利用前进行确认。

◆咨询处

・銀行とりひき相談所

Tel. 048-829-2151

受理时间：周一～周五 9:00～17:00

住宅

■一般的出租住宅

欲找一般出租住宅时，必须通过房地产中介（住宅建筑物交易业者）。

签订契约时，需要携带所得证明书、保证人及誓约书、印鉴登录证明书等。

租借时需要的经费，除了房租以外，还有酬谢金、押金和手续费。

◆問い合わせ

- ・埼玉県宅地建物取引業協会

Tel. 048-811-1818

受付時間：月・水・金曜日 10:00
～12:00、13:00～15:00

- ・全日本不動産協会埼玉県本部

Tel. 048-866-5225

受付時間：月～金曜日 9:00～
17:00

■県営住宅・市営住宅

県営住宅や市営住宅は、定期的に入居者の募集を行います。詳しくは、下記へお問い合わせください。

◆問い合わせ

- ・県営住宅：埼玉県住宅供給公社

Tel. 048-829-2875

- ・市営住宅：ふじみ野市建築課

Tel. 262-9043

医療

■医院での一般的な診療手続き

- ①初めて診療を受ける場合は、受付で初診であることを伝えてください。健康保険証の提示を求められます。
- ②名前を呼ばれるまで待ちます。
- ③診察が終わったら、会計窓口で治療費を支払います。
- ④薬があればその場で渡されるか、医師の処方箋を持って調剤薬局で薬を受け取ります。
- ⑤2回目以降の診察は、受診カードを受付に出してから受診します。
- ⑥月が変わったり、保険証の種類が変わった場合は、保険証と受診カードの両方を受付に出します。

◆咨询处

- ・埼玉県宅地建物取引業協会

Tel. 048-811-1818

受理时间：周一・周三・周五 10:00
～12:00, 13:00～15:00

- ・全日本不動産協会埼玉県本部

Tel. 048-866-5225

受理时间：周一～周五 9:00～17:00

■县営住宅・市営住宅

县営住宅及市営住宅，定期举办县営住宅及市営住宅の迁入募集活动。详情请到下記咨询处进行咨询。

◆咨询处

- ・県営住宅：埼玉県住宅供給公社

Tel. 048-829-2875

- ・市営住宅：ふじみ野市建築課

Tel. 262-9043

医疗

■在医院的一般诊疗手续

- ①初次诊疗时，请到挂号服务台，说明自己是初次就诊，然后，提示健康保险证。
- ②叫到自己名字之前，请等候。
- ③治疗完了后，请在会计窗口交纳医疗费用。
- ④如果有开药，会当场交付；不然、就是拿着医生开的处方，到处方药局领取药品。
- ⑤第二次以后的诊疗，请在挂号时，提交诊疗卡，接受诊疗。
- ⑥跨月或者保险证的种类有发生变更时，需要在挂号时提交保险证和诊疗卡。

ごみの出し方

■資源物・家庭ごみの正しい出し方

- ・お住まいの地域によって、収集日程が異なりますので、収集カレンダー等をご確認ください。決められたごみの出し方を守らないとごみは収集されず、近隣住民とのトラブルになります。
- ・集積所に出されているものを持ち去ることは犯罪になります。

※外国語版「家庭の資源物とごみの分け方・出し方BOOK」をご用意しています。(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語)

収集日程や出し方の注意等の詳細については、そちらをご覧ください。各公共施設にて配布しています。

ふじみ野市 HP にも掲載していますのでご利用ください。

- ・資源物、家庭ごみは収集日の午前 8 時まで集積所に出してください。(収集時間は、その日のごみ量や交通事情、道路工事、天候などにより、一定の時間ではありませんのでご注意ください。)

5 カ国語(英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語)に対応したごみ分別アプリもありますのでご利用ください。ダウンロードは QR コードを読み取るか、「AppStore」または「google play」から「fujimino garbage」で検索してください。



「AppStore」



「google play」

垃圾的倒出方法

■可回收垃圾・家庭垃圾的正确倒出方法

- ・垃圾的收取日会因居住区域的不同而不同，详细内容请留意收集日程表。不遵守垃圾倒出规则的话，垃圾将不会被收走，可能会导致邻里间发生一些没有必要的麻烦和冲突。
- ・从垃圾收集场拿走他人倒出的垃圾是一种犯罪行为。

*我们也有为大家准备外文版的「家庭性资源垃圾分类丢弃方法 BOOK」(主要有英语、中国语、韩国语、葡萄牙语、泰语、塔加拉族语、越南语、尼泊尔语)

在这本书里，您可以查到各种垃圾的回收日程及倒出时需注意的事项。此资料在各公共设施都有发放。

ふじみ野市 HP 也有记载此内容。请确认。

- ・可回收垃圾・家庭垃圾，请在收集日的早上 8:00 前放置在收集场所。(请注意垃圾的收集时间会因当天垃圾的多少、交通状况、天气状况的不同而不同。)

我们提供 5 国语言(英语、中文、韩国语、越南语、尼泊尔语)的垃圾分类应用软件给您使用。下载时，请识别以下的二维码或在“AppStore”、“google play”里搜寻“fujimino garbage”。



「AppStore」



「google play」

◎収集地域

○A 地域

池上、上ノ原、亀久保 1601 番地以降、駒林、駒林元町 1・2 丁目、新駒林、水宮、滝、築地、鶴ヶ岡、仲、中ノ島、中福岡、中丸、長宮、西鶴ヶ岡、西原、花ノ木、福岡、福岡 1 丁目 4・5 番、福岡新田、松山、緑ヶ丘、本新田、谷田

○B 地域

旭、市沢、うれし野、大井、大原、上福岡 1 丁目、川崎、北野、清見、苗間 字街道西の一部地域(市道の南側)、苗間 226 以降、苗間 1 丁目、福岡 1 丁目(3 番～5 番除く)、福岡 2・3 丁目、元福岡

○C 地域

上野台、大井中央(1 丁目 3～10 番除く)、大井武蔵野、上福岡 2・3 丁目、亀久保 2・3 丁目、亀久保 4 丁目 2～4 番、亀久保 1130～1257、駒西、駒林元町 3・4 丁目、桜ヶ丘、新田、福岡 1 丁目 3 番、福岡中央、富士見台、南台 1 丁目

○D 地域

大井中央 1 丁目 3～10 番、霞ヶ丘、上福岡 4～6 丁目、亀久保 1・4 丁目(亀久保 4 丁目 2～4 番除く)、亀久保 643～678、鶴ヶ舞、苗間 字街道西の一部地域(市道の北側)、西、東久保、ふじみ野、福岡武蔵野、丸山、南台 2 丁目

◎収集品目 (カッコ内は排出方法)

○資源物 1

- ・びん(「色付き」「透明・白色」に分けて透明・半透明の袋に入れる)
- ・新聞紙(ひもでしばる)
- ・ダンボール(ひもでしばる)
- ・紙パック(ひもでしばる)
- ・布類(透明か半透明の袋に入れる)

◎収集区域

○A 区域

池上、上ノ原、亀久保 1601 番地之后、駒林、駒林元町 1・2 丁目、新駒林、水宮、滝、築地、鶴ヶ岡、仲、中ノ島、中福岡、中丸、長宮、西鶴ヶ岡、西原、花ノ木、福岡、福岡 1 丁目 4・5 番、福岡新田、松山、緑ヶ丘、本新田、谷田

○B 区域

旭、市沢、うれし野、大井、大原、上福岡 1 丁目、川崎、北野、清見、苗間 字街道西側的一部分(市道の南側)、苗間 226 之后、苗間 1 丁目、福岡 1 丁目(3 番～5 番除外)、福岡 2・3 丁目、元福岡

○C 区域

上野台、大井中央(1 丁目 3～10 番除外)、大井武蔵野、上福岡 2・3 丁目、亀久保 2・3 丁目、亀久保 4 丁目 2～4 番、亀久保 1130～1257、駒西、駒林元町 3・4 丁目、桜ヶ丘、新田、福岡 1 丁目 3 番、福岡中央、富士見台、南台 1 丁目

○D 区域

大井中央 1 丁目 3～10 番、霞ヶ丘、上福岡 4～6 丁目、亀久保 1・4 丁目(亀久保 4 丁目 2～4 番除外)、亀久保 643～678、鶴ヶ舞、苗間 字街道西側的一部分区域(市道の北側)、西、東久保、ふじみ野、福岡武蔵野、丸山、南台 2 丁目

◎収集種類 (括弧内は垃圾の倒出方法)

○資源物 1

- ・瓶类(请将「有颜色」「透明・白色」の瓶子分别放入透明・半透明的袋子中。)
- ・新闻纸(使用绳子绑妥)
- ・厚纸板(使用绳子绑妥)
- ・纸盒(使用绳子绑妥)
- ・布类(透明或者半透明的袋子中)

☆出し方の注意

- ・びんはキャップをはずし、中を空にして水洗いをする。
- ・紙類は、種類ごとにひもでしばってください。

○資源物 2

- ・飲み物のかん(専用収集ネット〈深緑〉)
- ・ペットボトル(専用収集ネット〈黄緑〉)
- ・雑誌、雑がみ(ひもでしばるか紙袋に入れる)

☆出し方の注意

- ・飲み物のかんは中を水洗いし、アルミかんは潰し、スチールかんは潰さずに深緑の専用の収集ネットに入れる。
- ・ペットボトルはキャップをはずし、ラベルをはがし、中を水洗いし、潰して黄緑の専用収集ネットに入れる。

※ネットがない場合はふじみ野市役所 2 階にある環境課または支所・出張所・環境センターにとりにきてください。

- ・飲み物のかん、ペットボトルはレジ袋での排出は禁止です。
- ・小さな紙は紙袋に入れて出すか、雑誌の中に挟んで出してください。

○容器包装プラスチック類(透明か半透明の袋)

- ・  プラマークのある品目<シャンプーなどのボトル、たまごのパック、弁当や発泡トレイ、ペットボトルのキャップやラベル、詰め替え用の容器等>

☆出し方の注意

- ・容器の中を空にしてから、軽くゆすいで出してください。
- ・どうしても汚れの落ちないものはもやすごみの日に出してください。

☆ 请注意垃圾的倒出方法

- ・请拿掉瓶子的盖子，用水清洗空瓶内侧。
- ・纸类、请各别分类使用绳子绑妥倒出。

○回收物资 2

- ・饮料的罐子(专用的收集网子〈深绿〉)
- ・塑料瓶(专用的收集网子〈黄绿〉)
- ・杂志、纸类(使用绳子绑妥或者放进纸袋)

☆请注意垃圾的倒出方法

・将饮料罐子里面进行清洗，铝罐需压扁，钢罐可以不用压扁，直接放进深绿色专用收集网。

・塑料瓶、拿掉盖子、标签、并清洗里面，压扁塑料瓶，放进黄绿色专用网子里。

※没有专用网袋时，请到ふじみ野市役所 2 楼的环境课或者支所、办事处或环境中心领取。

- ・饮料的罐子、塑料瓶禁止使用塑胶袋倒出。
- ・纸类、小纸屑放进纸袋倒出或者夹进杂志里倒出。

○包装容器塑料类(透明或者半透明的袋子)

- ・  有此塑料标识表示的物品<洗发精等的瓶子、装蛋的容器、便当以及泡沫塑料容器、塑料瓶的盖子以及标签，替换用塑料容器等>

☆ 请注意垃圾的倒出方法

- ・清除容器中的残留物后倒出。
- ・无法清洗干净的容器，请在可燃垃圾收集日倒出。

○容器包装以外のプラスチック類

(透明か半透明の袋、そのまま)

 プラマークのないもの
・ポリバケツ、ポリタンク、レジャーシート、プランター(プラスチック製)、衣装ケース(プラスチック製)、ピンチ付ハンガー、CD、DVD、ビデオテープ等

☆出し方の注意

・ビデオテープ類は、リサイクル工程が異なるため、他の容器包装以外のプラスチックとは別の袋に入れて出してください。

○もやさないごみ・有害ごみ

(透明か半透明袋、そのまま)

※最長辺が 50cm 未満のものはもやさないごみです。50cm 以上のものは粗大ごみとなります。

・小型家電製品・なべ等

〈ストーブ、トースター、ドライヤー、なべ、フライパン等〉

・飲み物以外のかん

〈かん詰めのかん、ミルクのかん、クッキーのかん、お茶かん等〉

・陶器、ガラス、刃物等

〈陶器製のもの、ガラス製のもの、包丁、カッター等〉

・乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池等

・蛍光管、電球、水銀体温計、鏡、ライター、スプレーかん、携帯ガスボンベ等

☆出し方の注意

・ペンキやオイル等のかんは、必ず中身を使い切ってください。

・割れ物、刃物は袋に入れ、「危険」と明記してください。また、刃の部分は紙で巻いてください。

・電池類は指定の乾電池袋か、透明・半透明の袋に入れて、紙などに「電池・バッテリーあり」と書いてください。

・スプレーかん等は、必ず使い切ってください。

○包装容器以外の塑料类

(使用透明或者半透明の袋子、或者直接倒出)

 没有塑料标识的物品

・塑料桶、树脂容器、野外铺地的塑料制品、种植用的容器(塑料制品)、整理衣物的箱子(塑料制品)、附夹子的塑料衣架、CD、DVD、录影带等

☆ 请注意垃圾的倒出方法

录影带类物品要与其他容器包装以外的塑料制品分开装入不同的袋子。(因资源再利用的处理程序有所不同。)

○不可燃垃圾・有害垃圾

(使用透明或者半透明袋子，或是直接倒出)

※长边未满 50 公分的物品属不可燃垃圾。50 公分以上的物品属大件垃圾。

・小型家庭电气用品・锅子等。

〈暖气、小型微波炉、吹风机、锅子、炒锅等〉

・饮料以外的罐子

〈罐头的罐子、奶粉的罐子、饼干的罐子、茶叶的罐子等〉

・陶器、玻璃、刀刃等

〈陶器制的物品、玻璃制的物品、菜刀、简易的刀子等〉

・干电池、纽扣电池、锂离子电池等

・荧光灯、电灯泡、水银体温计、镜子、打火机、喷雾罐、携带用的瓦斯筒等。

☆ 请注意垃圾的倒出方法

・涂料以及装油罐子，请务必完全使用干净，再倒出。

・破碎物品、刀刃，请放进袋子，并明记「危険」。另外、刀刃的尖锐部分，请用纸包妥再倒出。

・电池、请务必放进指定的黄色袋子。

・请把电池装入指定的干电池袋或透明/半透明的袋中，并在纸上标明“这里装有电池”。

・喷雾罐、请务必使用干净。

○粗大ごみ

(ひもでしばる、そのまま)

※最長辺が 30cm 以上のもえる素材のもの。また、50cm 以上のもえない素材のものが粗大ごみです。

- ・大型家電製品〈こたつ、電子レンジ等〉
- ・大型家具〈タンス、テーブル、イス等〉
- ・その他〈布団、ゴルフバッグ、ベビーカー等〉
- ・有料品目〈マットレス（スプリング入り）、折り畳みベッド、マッサージチェア、座いす、ソファ、オルガン、電子ピアノ、電動機付健康器具、自動車専用キャリアボックス、自転車、畳〉
- ・有料品目は、納付券を購入・貼付の上、粗大ごみ収集日の午前 8 時までに集積所に出してください。

納付券はふじみ野市役所 2 階にある環境課や一部のコンビニエンスストア等で購入できます。詳しくはふじみ野市環境課（Tel. 262-9022）に電話してください。

☆出し方の注意

- ・一度にたくさん出さずに、分けて出してください。
- ・まだ使えそうな家具は分解せずに「リサイクル家具」と明記して出してください。
- ・壊れている大型家具は、できるだけ小さく分解し、交通の支障にならないように出してください。ごみか判断がつかなくなるため、確実に集積所に収めてください。

○もやすごみ

(透明か半透明の袋)

※最長辺が 30cm 未満のものかもやすごみです。30cm 以上のものは粗大ごみとなります。

- ・生ごみ、食用油、くつ、ゴム製品、紙おむつ、クッション、ぬいぐるみ、小枝、落ち葉等

○大件垃圾

(使用绳子绑妥或者直接倒出)

※长边 30 公分以上属可燃物品。50 公分以上属不可燃物中大件垃圾。

- ・大型家庭电气制品〈暖炉、微波炉等〉
- ・大型家具〈衣橱、桌子、椅子等〉
- ・其他〈棉被、高尔夫球用具、婴儿车等〉
- ・需收费的大件垃圾〈弹簧床垫、折叠床、按摩椅、座椅、沙发、风琴、电子钢琴、电动的健身器具、汽车载物盒、自行车、榻榻米〉
- ・收费的大件垃圾需要购买纳付券，贴在大件垃圾上，在大件垃圾收集日当天早上 8 点以前搬到垃圾收集处。可以在ふじみ野市役所 2 楼的环境科，指定的 24 小时便利店等处购买纳付券。详情请电话咨询ふじみ野市环境科（Tel. 262-9022）。

☆ 请注意垃圾的倒出方法

- ・禁止一次多量倒出，请少量多次倒出。
 - ・另外、还能使用的家具，请勿分解，明记「资源物家具」，再倒出。
 - ・用坏了的大型家具等，最好能分解后倒出，且请注意不要阻碍交通。
- 当很难确认是否是垃圾时，请放到集积所。

○可燃垃圾

(可使用透明或者不透明塑料袋)

长边未滿 30 公分的物品属可燃垃圾。30 公分以上的物品属大件垃圾。

- ・生活垃圾、食用油、鞋子、橡皮制物品、尿不湿、坐墊、玩具熊、树枝、落叶等

☆出し方の注意

- ・生ごみ等はよく水を切ってください。
- ・紙おむつの汚物は取り除いてください。
- ・もやすごみの中に資源物を入れないでください。

◎市で処分できないごみ

(集積所に出せないごみ)

○テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(乾燥機)、エアコン、パソコン、バイク、タイヤ、ホイール、燃料(ガソリン、灯油等)、モーター、バンパー、マフラー等の車両関係製品、仏壇、耐火金庫、パチンコ台、スロット台、浴槽、風呂釜、ピアノ、業務用電気製品、薬品、注射などの医療器具、太い丸太や根っこ、洗面台、流し台、建築資材、土、石、セメント、ブロック、消火器、バッテリー等

上記のものについてはふじみ野市環境課(Tel. 262-9022)に電話してください。

○引越しなどで一時的に多量にごみが出るとき

※処分方法をご説明しますので、環境課までご連絡ください。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市環境課廃棄物対策係
Tel. 262-9022

自治組織

自治組織(町会・自治会・町内会)は、安全・安心な住みよい地域づくりを目指し、防災面だけではなく、防犯、環境美化、福祉、教育など、さまざまな分野で活動を展開しています。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市協働推進課
Tel. 262-9016

☆ 请注意垃圾的倒出方法

- ・倒生活垃圾，必须将水分除去再倒出。
- ・请除去尿不湿的秽物再倒出。
- ・可燃物垃圾里，不可放入资源物。

◎本市不能处理的垃圾

(在垃圾收集处，不能倒出的垃圾)

○电视机、冰箱(冰柜)、洗衣机(烘干机)、冷气机、电脑、摩托车、轮胎、汽车的车轴、燃料(石油、灯油等)、马达、汽车的防撞器、汽车的消音器等有关车辆制品、佛像、耐火金库、赌博机、投币机、浴槽、热水器、钢琴、业务用电气制品、药品、注射等的医疗器具、粗大的树干、洗脸台、厨房用水池、建筑资材、石材、水泥、砂土、砖块、灭火器、电池等。

关于以上的物品，请电话咨询ふじみ野市环境科(Tel. 262-9022)。

○因搬家迁移的关系，如有大量的垃圾时

※环境课会对相关处分方法给予详细的说明，所以，请与环境课联络。

◆咨询处

- ・ふじみ野市環境課廃棄物対策係
Tel. 262-9022

自治组织(街委会・自治会・居委会)

街委会・自治会・居委会是以让大家居住环境可以更安心，更安全为目标，不仅在防灾方面，而且还会在防止犯罪，美化环境，福利，教育等方面展开宣传。

◆咨询处

- ・ふじみ野市協働推進課
Tel. 262-9016



歩道、車道の区別の無い道路は、歩行者は右側通行、歩行者以外は左側通行が原則です。

■歩行者

原則として歩行者は道路の右側（歩道）を歩きます。

- ①道路を渡るときは、横断歩道や歩道橋などを渡ってください。
- ②信号機がある場合は、必ず「青色」になってから周囲の安全を確認して横断してください。「右、左、右の順で確認」
- ③車の直前・直後や、斜め横断をしてはいけません。

■自転車

自転車は車道の左側を通行するのが原則です。

- ①原則として二人乗りは禁止です。
- ②傘をさしたり、物を持つての片手運転は禁止です。
- ③ブレーキやライトが故障している自転車には乗らないでください。
- ④他の自転車と並んで話しながら走ったり、ジグザグ運転はしないでください。
- ⑤信号は必ず守ってください。
- ⑥交差点では必ず一時停止しましょう。
- ⑦携帯電話をかけながらの運転はやめてください。
- ⑧自転車の防犯登録を必ずしましょう。（自転車販売店に問い合わせてください。）

自転車の運転も法律に違反したときは罰則が適用されます。
駅周辺に自転車を停めておくと撤去される場合があります。駐輪場に停めましょう。

在未标明人行道或车行道上行走时，步行者需靠右通行，步行者以外需靠左通行。

■歩行者

- ①歩行者需靠人行道的右侧通行。
马路时，请走斑马线或天桥。
- ②如有信号灯时，请务必等绿灯亮起时，确定周围安全后，再过马路。请依「右、左、右」的顺序进行确认。
- ③请勿在等待通过的车辆前后穿越马路，也不要斜穿马路。

■自行车

自行车需靠左侧通行。

- ①不可骑车载人。
- ②请勿在骑车时打伞、持物、或单手骑车。
- ③刹车或车灯故障时，请勿骑乘。
- ④请勿并排行走，或边骑车边谈恋爱；或歪曲行走。
- ⑤请务必遵守信号灯。
- ⑥请务必在交叉路口稍作停止，确定安全以后，再通行。
- ⑦请勿一边打手机一边骑车。
- ⑧请务必为自行车做防盗登录（详情请向自行车专门店询问）。

自行车的行驶、违反到法律时，将受到法律上的惩罚。
在车站附近停放自行车，将会被撤走。
请在驻轮场停放（停放自行车的地方），以策安全。

■自動車

必ず交通ルールを守り、事故を起こさないよう慎重に運転してください。

①自動車は、道路の左側を通行しなければなりません。

②交通法規・信号・道路標識は必ず守りましょう。

③酒を飲んだら絶対に自動車を運転してはいけません。

④スピードを出し過ぎないようにしましょう。

⑤横断歩道で、横断しようとしている歩行者がいたら、必ず止まって先に通してあげましょう。

⑥無理な追越しや割り込みをしないで、常に周囲の安全を確認しましょう。

⑦緊急自動車（救急車・消防自動車・パトカー等）が近付いてきたときは、道路を譲らなければなりません。

⑧一時停止の標識のある交差点や、「止まれ」の標示、停止線が描かれているところでは、必ず一時停止を実行し左右を確認してから発進しましょう。一時停止の標識のない交差点でも、一時停止又は徐行運転で十分安全確認しましょう。

⑨自動車検査登録義務：日本では、自動車の検査登録制度が設けられています。検査に合格し、登録された自動車でなければ道路を走ることとはできません。

◆問い合わせ

・所沢自動車検査登録事務所

所沢市牛沼字下原兀 688-1

Tel. 050-5540-2029

⑩自動車保管場所証明書（車庫証明）：自動車を取得するには、自動車を保管する場所の証明書が必要です。

◆問い合わせ

・東入間警察署交通課 ふじみ野

市うれし野 1-4-1

Tel. 269-0110

■汽车

请务必遵守交通规则，慎重驾驶，以防事故。

①必须靠左侧行驶。

②必须遵守交通规则、信号、道路标识。

③饮酒后、严禁开车。

④开车时、严禁超速。

⑤如有行人过马路时，请务必停车，让行人先走。

⑥请勿强行超速或抢线，时常确认周围的安全。

⑦紧急车辆(救护车、消防车、警车等)走近时，请务必让路。

⑧在有标示「一时停止」的交叉路口、以及「停止」的标示、标有停止线的交叉路口，请务必稍停，确定左右安全后再行驶。在无「一时停止」标示的交叉路口时，也请务必稍停或者确认安全徐行缓进。

⑨汽车检查登记义务：在日本设有汽车检查登记制度。只有通过检查并登记的车辆，才可在路上行驶。

◆咨询处 埼玉陆运支局

・所沢自动车检查登录事务所

所沢市牛沼字下原兀 688-1

Tel. 050-5540-2029

⑩自动车保管场所证明书(车库证明)：如欲拥有车辆，必须办理停车场所证明书。

◆咨询处

・东入间警察署交通课

ふじみ野市うれし野 1-4-1

Tel. 269-0110

○外国免許から日本免許への切り替え

外国免許から日本免許への切り替えは、発給国によって必要書類が異なるので、事前に相談してください。

◆問い合わせ

・埼玉県警察運転免許センター
鴻巣市鴻巣 405-4
Tel. 048-543-2001

■自動車保険

自動車保険は、事故を起こした人に代わって、治療費や修理代を支払ってくれる制度です。車を運転する人は必ず加入しましょう。

○強制保険

自動車を持つ人は、必ず自動車ごとに加入することが義務付けられています。

○任意保険

強制保険の保険金額、保障範囲には限度があるため、損害によっては、強制保険だけでは賄いきれない場合があります。任意保険は、強制保険で支払われる保険金以上の賠償をする場合に、代わりに支払いをしてくれるもので、加入しておく心安心です。詳しくは損害保険会社及びその代理店に相談してください。

○外国驾驶执照转换成日本驾驶执照

外国驾驶执照转换成日本驾驶执照，根据各发行国家，其必要書類有所不同，请事前提出咨询。

◆咨询处

- ・埼玉県警察運転免許センター

鴻巣市鴻巣 405-4

Tel. 048-543-2001

■汽车保险

汽车保险可代为肇事者支付医疗费与修理费。驾车者务必加入保险。

○强制保险

持车人必须加入保险，此乃义务。

○任意保险

强制保险的保险金额，保证范围有限，有时负担不起所需赔偿费用。任意保险则为超过强制保险支付限额以上部分赔偿，加入才能安心。详情请与损害保险公司以及代理店商谈。

日本の税金

外国籍市民の人が日本で支払う主な税金は、国税（所得税・消費税など）と地方税（住民税など）があります。

■所得税

1月1日から12月31日までの1年間に得た所得に対してかかる税金です。

次の2通りの支払い方法があります。

・申告納税

自らが申告及び納税する方法

・源泉徴収

会社などの勤務先が、毎月の給料やボーナスの支払いをする際に所得税を差し引き、国に納付する方法

■消費税

ほとんどの商品やサービスには8%又は10%の消費税がかかります。

■住民税

1月1日現在、ふじみ野市に住んでいる人が、前年の所得に応じて計算されて市に納める税金です。市民税と県民税・森林環境税が合わせて課税されることになっています。

○納税方法

・特別徴収

ほとんどのサラリーマンは、勤務している会社などが毎月の給料の中から住民税を差し引き、市へ納めています。

日本の税金

外国籍市民们，在日本所付的主要税金有国税(所得税・消費税等)与地方税(居民税等)。

■所得税

从1月1日至12月31日一年间的所得缴纳的税金。付税方法有下列两种。

・申告納税

由自己申报纳税的方法。

・源泉征收(扣税法)

由公司等工作单位，在每个月发工资和支付奖金时，扣除所得税，缴纳给国家。

■消費税

几乎所有的商品和服务都需缴纳8%或10%的消费税。

■住民税

该税根据上一年的收入计算，向1月1日居住在ふじみ野市的居民征收。市民税、县民税和森林环境税合并征收。

○纳税方法

・特别征收

几乎大部分领取月工资的职员，由其服务的公司为单位；每个月从工资中扣除居民税，缴纳给政府。

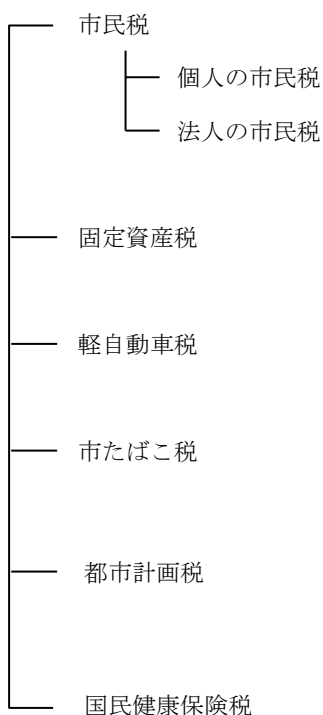
・普通徴収

上記の特別徴収をされないサラリーマンや自営業、農業、自由業などの人は、市が発行する納税通知書により、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて納税します。

■市の税金

市税は、市民の皆さんが健康で豊かな暮らしができるように、市が行ういろいろな事業の財源とするため、市に納めていただき有効に使われています。

○市税の種類



◆問い合わせ

・ふじみ野市税務課市民税係
Tel. 262-9011

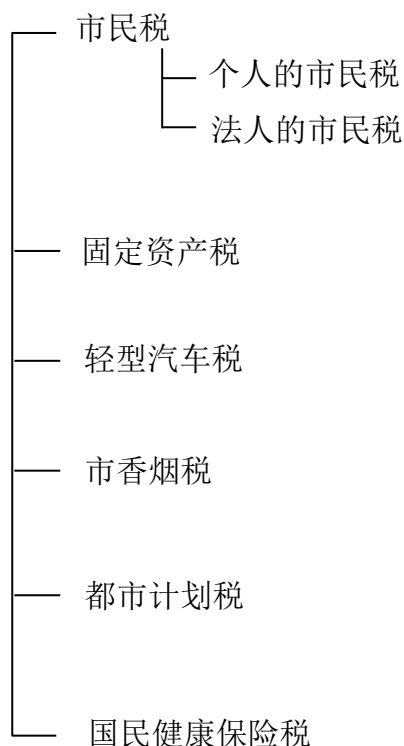
・普通征收

不适用于上述特别征收的领取月工资的职员，以及自营业、农业和自由职业者；根据市政府的纳税通知书，分4次，即：6月、8月、10月、次年1月进行收缴。

■市的税金

市的税金是为了集资开展各项公益事业，而由市民缴纳；市政府有效使用税金，以保障市民的健康和丰富多彩的生活。

○市民税的种类



◆咨询处

・ふじみ野市税務課市民税係
Tel. 262-9011

国民健康保険



国民健康保険

国民健康保険は、病気やケガをしても安心して治療が受けられるように、お金（保険税）を出し合い医療費にあてる「助け合い」の制度です。

■加入しなければならない人

ふじみ野市に住民票があって、他の保険に加入しておらず、3 か月以上の滞在期間が証明できる人。ただし、在留資格が「外交」、「短期滞在」の人やビザが失効している人は加入できません。

■国民健康保険税

国民健康保険に加入した人は必ず保険税を納めなくてはなりません。保険税は、加入した人の前年1月1日から12月31日までの所得や人数などをもとに計算されます。保険税の計算のために国民健康保険に加入している16歳以上の人は、収入が無くても自分の所得申告が必要です。この税金は国や県などの補助金とあわせて、みなさんが病気やケガをしたときの医療費にあてられます。

納税は7月から翌年の3月までの9回になっています。原則、口座振替にて納めていただきます。振替口座を登録してください。

◆問い合わせ

・ふじみ野市保険・年金課保険税係

Tel. 262-9039

国民健康保険是为了在生病、受伤时，能安心的接受治疗，而有保险税金额，来补助医疗费。国民健康保险是为了互助目的，而设立的制度。

■必须加入者

在ふじみ野市可以取得居民证，没有加入其它保险，且能够证明在日居留期间在3个月以上者。但是、签证已失效者、还有使用「外交」、「短期居留签证」的在留资格者，不可加入。

■国民健康保険税

加入国民健康保険者必须缴付保险税金。保险税金基本上是加入者从前年1月1日开始至12月31日为止的所得以及人数等为基础来计算课税的。为了计算保险税金，加入国民健康保险的16岁以上者，即使没有收入，也必须自己申告所得。此税金与国家及县等的补助金合起来，来补助国民生病以及受伤时的医疗费。从7月到次年的3月，纳税共有9次。原则上纳税方式为账号自动转账。请登录账号。

◆咨询处

・ふじみ野市保険・年金課保険税係

Tel. 262-9039

■マイナ保険証

国民健康保険に加入したら、マイナ保険証を使ってください。病院で治療を受けるときは、必ずマイナンバーカードを出してください。在留期限が切れた人はマイナ保険証を使うことができません。在留期限の更新をしたら、ふじみ野市保険・年金課に届出をしてください。また、変更があった場合も届出が必要です。

マイナ保険証を持っていない人には、資格確認書を出します。資格確認書を紛失したときは、本人確認書類を持参してください。ふじみ野市保険・年金課で再発行します。なお、他人の資格確認書を使ったり、他人に資格確認書を貸したりしてはいけません。

◆問い合わせ

・ふじみ野市保険・年金課保険・年金係

Tel. 262-9020

■治療を受けたときの医療費

国民健康保険の加入者が治療を受けると、医療機関の窓口で医療費の30%が請求されますので現金で支払ってください。残りの医療費の70%はふじみ野市の国民健康保険が負担しています。(就学前は20%, 70歳以上一般は原則20%の支払いになります。)

同じ月に同じ医療機関でかかった医療費(食事代、差額室料、諸雑費等は除く。)が1か月の限度額を超えたときは、その超えた金額が高額療養費として後日支給されます。(医療費の限度額は世帯所得等に応じ、5段階に設定されています。詳細については、お問い合わせください。)

なお、前年の収入が未申告の場合は1番上位の段階の扱いとなります。

◆問い合わせ

・ふじみ野市保険・年金課医療費支給係

Tel. 262-9042

■个人编号保险证

加入国民健康保険后，请使用个人编号保险证。去医院看病，请务必出示个人编号卡。在留期间到期的人不能使用个人编号保险证。在留期限过期的话，个人编号保险卡将无法使用。在留期更新时，请通知ふじみ野市保险年金课。若有变更，也需要通知。将向没有个人编号保险证的人，发放资格确认书。资格确认书遗失时，请携带本人确认证件。ふじみ野市保险年金课将会为您补发。请勿使用他人的资格确认书或将其转借他人。

◆咨询处

・ふじみ野市保険・年金課保険・年金係

Tel. 262-9020

■接受治疗时的医疗费用

国民健康保険加入者，在接受治疗时，加入者需在医疗机构的收款处用现金支付30%的医疗费用。余下的70%将由ふじみ野市国民健康保険负担。(就学前为20%，70岁以上者原则上只需要支付20%的医疗费用)

在同一个医疗机构、同一个月，发生的治疗费用(伙食费、病房差额费用、各项杂费等除外)如果超过1个月的限度额的话，超出的部分会被作为高额疗养费，在日后返还给被保险人。(医疗费用的限度额根据各家各户的收入分为5个档次。详细内容请向相关机关进行咨询)

但是、如果您没有对前年的收入进行申告的话，将会成为用第1档进行判定的对象。

◆咨询处

・ふじみ野市保険・年金課医療費支給係

Tel. 262-9042

■国民健康保険をやめるとき

次のいずれかに該当するときは、国民健康保険をやめることとなります。証明書を持ってふじみ野市保険・年金課で手続きをしてください。

- ①帰国するとき
- ②他の市町村に転出したとき
- ③職場の健康保険に加入したとき
(職場の健康保険に加入した証明書も必要)
- ④死亡したとき

上記以外の理由でやめることはできません。

◆問い合わせ

・ふじみ野市保険・年金課保険・年金係

Tel. 262-9020

■特定健康診査

4月1日現在、国民健康保険に加入している40歳から74歳の人を対象に特定健康診査を行っています。5月中に受診券を送付しますので、近隣の指定健診機関で6月から11月までに受診してください(今年75歳になる人で、誕生日が9月から11月までの人は誕生日の前日まで)。受診費用は無料、内容は身長・体重・腹囲・血圧測定、血液・尿・心電図検査など。なお、健診の結果メタボリックシンドロームまたは予備群に該当した人には、生活習慣改善のための特定保健指導を行います(無料)。
※4月2日以降加入の人は要申込み

◆問い合わせ

・ふじみ野市保険・年金課医療費支給係

Tel. 262-9042

(保健指導に関する問い合わせはふじみ野市保健センター地域健康支援係 Tel. 262-9040)

■退出国民健康保険時

如果您属于以下任何一种情况，则必须退出国民健康保险。请持证明书到ふじみ野市保险年金课办理手续。

- ①回国
- ②迁居去其他的市町村
- ③加入工作单位的健康保险(还需要已加入工作单位健康保险的证明书)
- ④死亡

上述理由之外的原因是不能退出保险的。

◆咨询处

・ふじみ野市保険・年金課保険・年金係

Tel. 262-9020

■特定健康検査

4月1日会为有加入国民健康保险，年龄在40岁-74岁之间者，提供特定健康检查服务。受诊券会5月邮寄给大家，收到受诊券后，请在6月到11月这个期间，到居家附近被指定的健诊医疗机关接受健康检查(今年75岁，生日在9月到11月者，有效期至您生日的前一天为止)。免费检查，检查内容是身高・体重・腰围・血压测定、血液・尿・心电图检查等。另外，如果健康检查的结果有发现您有新陈代谢综合症，或者已经有此倾向的话，还会为您提供免费的改善生活习惯的特别保健指导。

※4月2日以后加入者需要特别申请

◆咨询处

・ふじみ野市保険・年金課医療費支給係

Tel. 262-9042

(有关保健指导的问题，请向ふじみ野市保健センター地域健康支援係咨询。Tel. 262-9040)

■人間ドック

国民健康保険に加入している 30 歳から 74 歳までの人を対象に、人間ドック、脳ドック、併診ドック、いずれかの検査料の一部を補助します。1 年度 1 人いずれか 1 回限りで、消費税等を除いた検査料から 5,000 円を差し引いた額で 25,000 円を限度に補助します。

補助を受けるには申請が必要です。受検日 2 週間前までに申請の手続きを行ってください。

※申請時直近までの納期到来分の国民健康保険税を完納していることが補助の条件となります。

※同じ年度内に特定健診を受診される（受診された）ときは、人間ドック及び併診ドック検査料の補助はできません。

◆問い合わせ

・ふじみ野市保険・年金課医療費支給係

Tel. 262-9042

（保健指導に関する問い合わせは
ふじみ野市保健センター地域健康
支援係 Tel. 262-9040）

■综合体检

为有加入国民健康保险，且年龄在 30 岁到 74 岁之间者的健康体检费用提供部分补助。同时对精密检查，脑精密检查，综合精密检查等的一部分检查费用提供补助。每人每年仅能享受一次，主要对扣除消费税，再减掉 5000 日元后的检验金额进行补助，最高补助额 25000 日元。

请在就诊前两周办理补助的申请手续。

※补助条件：申请时点前的国民健康保险税都有交完者。

※同年度内，特定健康诊断时，将不会对精密检查及综合精密检查金额给与补助。

◆咨询处

・ふじみ野市保険・年金課医療費支給係

Tel. 262-9042

（有关保健指导的问题，请向ふじみ野市保健センター地域健康支援係咨询。Tel. 262-9040）

■こども医療

子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療機関で保険診療を受けたとき、自己負担した医療費（食事代を除く）を支給します。ただし、ほかの公費負担や健康保険組合から高額療養費・附加給付金が支給されるときは、その額を差し引いて支給します。

・支給対象：0歳から18歳になった日の最初の3月31日までの子ども

◆問い合わせ

・ふじみ野市子育て支援課
Tel. 262-9041

■ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、その家族に対し、医療機関で保険診療を受けたとき、自己負担した医療費（食事代を除く）を支給します。

ただし、ほかの公費負担や健康保険組合から高額療養費・附加給付金が支給されるときは、その額を差し引いて支給します。

・支給対象

○ひとり親家庭の母または父と児童（児童とは0歳から18歳になった日の最初の3月31日までの人と、20歳未満で一定の障がいのある人）

○父母がいない児童とその養育者（養育者とは児童の父母以外の人で、児童と同居して監護し、その生計を維持している人）

※所得制限あり。

◆問い合わせ

・ふじみ野市子育て支援課
Tel. 262-9041

■孩子医療

为了提高孩子的保健和增进社会福祉，我们会对在医疗机构接受保险诊疗时需个人负担的医疗费（伙食费除外）给予支付。但是，其他的公费负担以及健康保险组合支付给高额疗养费・附加给付金时，将扣除此金额，支付其差额部分。

・支付対象：从0岁开始至满18岁后第一个3月31日为止的孩子

◆咨询处

・ふじみ野市子育て支援課
Tel. 262-9041

■单亲家庭等医疗补助

为了支援单亲家庭生活的稳定和自立，家庭成员在医疗机构接受保险治疗时的医疗费（不包括伙食费）可以报销。

但是，如果还申请到了其他的公费补助金或健康保险的高额医疗费・附加给付金的话，将会从医疗费中扣除此笔补助金，支付剩下的余额。

・支付対象

○单亲家庭的母亲和儿童或者父亲和儿童（儿童从0岁至满18岁时最初的3月31日为止、未满20岁有一定程度以上的残疾者）

○没有父母的儿童和其养育者（养育者和儿童的父母以外的人、和儿童一起同居并监护，维持生计者）

※有所得的限制。

◆咨询处

・ふじみ野市子育て支援課
Tel. 262-9041

■重度心身障害者医療

重度心身障害者の生活の向上と福祉の増進を図るため、医療機関で保険診療を受けたとき、自己負担した医療費（食事代を除く）を支給します。ただし、ほかの公費負担や健康保険組合から高額療養費・附加給付金が支給されるときは、その額を差し引いて支給します。

・支給対象

65 歳未満で手帳を取得し、健康保険に加入している次のいずれかに該当する人

○身体障害者手帳 1～3 級の人

○埼玉県療育手帳マル A、A、B の人

○精神障害者保健福祉手帳 1 級の人

○後期高齢者医療制度の障害認定を受けている 65 歳以上の人

※所得審査あり

◆問い合わせ

・ふじみ野市障がい福祉課庶務係
Tel. 262-9031

■後期高齢者医療制度

75 歳以上の人（65 歳以上で一定の障害があり認定を受けた方も含む）が加入する医療保険制度で、病気や怪我をしたときに、安心して治療が受けられます。埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営しています。

○保険料等

保険料は被保険者の方全員が納めます。医療機関の窓口での負担は 1 割（一定の所得のある方は 2 割か 3 割）です。保険料は、年金からの天引き、納付書または口座振替での納付となります。

◆問い合わせ

・ふじみ野市保険・年金課
Tel. 262-9020

■重度身心残疾者医療福利

为了重度身心残疾者的生活向上和增进社会福祉关系，在医疗机关接受保险诊疗时，自己所负担的医疗费（伙食费除外），将给予支付。只是、其他的公费负担以及健康保险组合支付给予高额疗养费・附加给付金时，将扣除此金额，支付其差额部分。

・支付対象

属下記范围，且未滿 65 岁，持有手册，并有加入健康保险者

○持有身体残疾手册 1～3 级者

○持有埼玉县的疗育手册○A、A、B 者

○持有精神障碍健康手册 1 级者

○持有后期高齢者医療制度残疾认定 65 岁以上者

※需要审查年收入

◆咨询处

・ふじみ野市障がい福祉課庶務係
Tel. 262-9031

■后期高齢者医療制度

此制度是 75 岁以上者（包含 65 岁以上，已经有被认定为身体不健全者）可以加入的医疗保险制度。主要是为了让大家有病或受伤时，可以安心的接受治疗。埼玉県后期高齢者广域联合会在运营中。

○保险费用等

被保险者每人都需交纳保险金。在医疗机关的窗口处只需要负担 1 成的医疗费（有一定收入者则需负担 2 成或 3 成）。

◆咨询处

・ふじみ野市保険・年金課
Tel. 262-9020

■介護保険

介護保険は市が運営し、40 歳以上の人が加入します。

高齢者あんしん相談センターが中核となって、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

○第 1 号被保険者

65 歳以上の人で、介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

○第 2 号被保険者

40～64 歳の人で介護保険の対象となる病気が原因で、介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

◆問い合わせ

・ふじみ野市高齢福祉課介護保険係

Tel. 262-9037

■看护保险

看护保险是由各市政进行运营，将 40 岁以上者列为加入对象。

以高齢者あんしん相談センター为核心，为整个地区的高龄者提供支援的一种制度。

○第 1 号被保険者

65 岁以上者、须要看护或者支援而且经过「认定」时，可利用看护支援福祉服务・看护支援之前的预防福祉服务。

○第 2 被保険者

40～64 岁者、因疾病的原因成为看护保险对象，须要看护的支援，而且经过「认定」时，可利用看护支援福祉服务・看护支援之前的预防福祉服务。

◆咨询处

・ふじみ野市高齢福祉課介護保険係

Tel. 262-9037



■国民年金

外国人の方も、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満で厚生年金に加入していない人は、国民年金に加入しなければなりません。

年金制度に加入し、一定の要件を満たすことにより、老齢、障害、死亡の場合に、それぞれ年金等が支給されます。

また、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間がある方は、一定要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の年金加入期間を通算することができなくなります。

・短期在留者への脱退一時金

国民年金の納付期間が 6 か月以上あり、年金の受給資格のない人が、帰国後 2 年以内に請求した場合に支給されます。

○日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

○川越年金事務所

〒350-1196

埼玉県川越市脇田本町 8-1

U_PLACE 5F

Tel. 049-242-2657

年金ダイヤル

Tel. 0570-05-1165 (国内から)

Tel. +81-3-6700-1165 (国外から)

◆問い合わせ

・ふじみ野市保険・年金課

Tel. 262-9020

■国民年金

外国籍在日本国内に住所、20 歳以上 60 歳未満、未加入厚生年金者、必须要加入国民年金。

有加入年金制度、并满足一定条件者、在老齢、残疾、死亡时、可领取各种年金。

另外、如果是在有与日本签订了年金通算协定的国家加入的话、只要有满足一定条件、年金加入期间不论是在日本、还是在签约国家都可以被认可。但如果有接受了临时退出金的话、申请退出金之前的年金加入期间则无法算在其中。

・对于短期居留者退出的临时补助金

国民年金的缴纳期间在 6 个月以上、无年金受给资格者、如在归国后 2 年以内申请、将给予支付、请加入国民年金。

○日本年金机构官网

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

○川越年金事務所

〒350-1196

埼玉県川越市脇田本町 8-1

U_PLACE 5F

Tel. 049-242-2657

年金专线

Tel. 0570-05-1165 (日本国内)

Tel. +81-3-6700-1165 (日本以外)

◆咨询处

・ふじみ野市保険・年金課

Tel. 262-9020



福祉事務所は、心身障がい者、低所得者、高齢者、児童などのさまざまな福祉相談を受けています。

■生活や就労で困っている人へ

生活や仕事のことでお困りになっている方の相談に応じ、就労などの支援を行います。

◆問い合わせ

・ふじみ野市地域福祉課福祉総合支援チーム

Tel. 262-8130

■障がい者のみなさんへ

障がいのある人がさまざまな福祉サービスを受けるために、次の手帳を発行しています。

◆問い合わせ

・ふじみ野市障がい福祉課障がい福祉係

Tel. 262-9032

■身体障害者手帳

上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・腎臓及び肝臓に障がいがある人は、身体障害者手帳を申請することができ、障がいの程度に応じ、さまざまなサービスを受けることができます。

■療育手帳

知的判断能力に障がいがある人は、療育手帳を申請することができ、障がいの程度に応じ、さまざまなサービスを受けることができます。

福祉事務所是针对身心残疾者、低所得者、高龄者和儿童等针对各式各样的福利问题，提供咨询。

■生活就业困难者

对在生活，工作上遇到困难者，根据需求提供就业援助。

◆咨询处

・ふじみ野市地域福祉課福祉総合支援チーム

Tel. 262-8130

■残疾者的福祉

为了让身心残疾者接受各种各样的福祉服务，发行了下列的手册。

◆咨询处

・ふじみ野市障がい福祉課障がい福祉係

Tel. 262-9032

■身体残疾者手册

日常生活中，因上肢、下肢、躯干、眼、耳、语言器官、心脏、呼吸器官、膀胱、直肠、小肠・免役・肾脏以及肝脏的残疾者，能申请身体残疾手册。依照患者残疾程度，能接受各种福祉服务。

■疗育手册

判断力有障碍的低能残疾者，能申请疗育手册，以患者残疾程度，能接受各种福利服务。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある人は、精神障害者保健福祉手帳を申請することができます。障がいの程度に応じ、さまざまなサービスを受けることができます。

■高齢者のみなさんへ

介護保険サービス以外にも、高齢の人が受けられるサービスがあります。

詳細については、窓口又は電話でお問い合わせください。

◆問い合わせ

・ふじみ野市高齢福祉課地域支援係

Tel. 262-9038

■児童相談

家庭養育、非行、不登校、虐待など児童全般の相談にケースワーカーが応じ、助言指導を行っています。

◆問い合わせ

・ふじみ野市こども家庭センターこども相談係

Tel. 262-9034

■生活保護の相談

生活に困窮されている人は、生活保護法による援助を受けられる場合があります。

詳細については、窓口又は電話でお問い合わせください。

◆問い合わせ

・ふじみ野市生活福祉課保護1係

Tel. 262-9029

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者，能申請精神障害者保健福祉手帳，依照患者残疾程度，能接受各种福祉服务。

■高齢者の福祉

除了看护保险的福祉服务外，高龄者还可接受其他的福祉服务。

详情请至服务窗口洽询或以电话问询。

◆咨询处

・ふじみ野市高齢福祉課地域支援係

Tel. 262-9038

■児童咨询

社会福利工作者会针对家庭养育，不良行为，逃学，虐待等与孩子相关的全面咨询给与提案及指导。

◆咨询处

・ふじみ野市こども家庭センターこども相談係

Tel. 262-9034

■生活保护上的咨询

生活上有困难者，可根据生活保护法、接受生活援助。

有关详细情形，请向服务窗口洽询或以电话问询。

◆咨询处

・ふじみ野市生活福祉課保護1係

Tel. 262-9029

市民総合相談室では、次のとおり、困りごとや悩みごとについて相談をお受けしています。

相談は無料ですが、必ず事前にお問い合わせください。

◆問い合わせ

(本庁) ふじみ野市市民総合相談室
Tel. 262-9025

(支所) 大井総合支所市民相談コーナー・オアシス (市民総合窓口課内)

Tel. 256-7871

■家庭問題に関する相談

＜要予約＞ (原則：日本語)

結婚や離婚、子どもの問題など家庭問題に関する相談

相談日時：第2・4金曜日

(祝日・休日を除く) 13:30～15:30

場所：市民総合相談室

相談員：元家庭裁判所調査官

■行政総合相談

＜要予約＞ (原則：日本語)

国・県・市などの行政機関の行う仕事・制度に対する苦情や意見。

相談日時：第4水曜日

(祝日・休日を除く) 10:00～12:00

場所：市民総合相談室

相談員：行政相談委員

市民総合相談室、如下所述，遇到困扰事或者解决不了问题时，为市民提供咨询服务。

咨询是免费的，请务必事先来电咨询。

◆咨询处

(本庁) ふじみ野市市民総合相談室

Tel. 262-9025

(支所) 大井総合支所市民相談コーナー・オアシス (市民総合窓口課内)

Tel. 256-7871

■有关家庭问题的咨询

＜预约制＞ (原则上使用日本語咨询)

有关结婚以及离婚、孩子的问题等家庭间的问题咨询。

咨询日期及时间：每月第2，第4周的周五(节假日除外)

13:30～15:30

地点：市民総合相談室

咨询员：原家庭裁判所調査官

■行政総合咨询

＜预约制＞ (原则上使用日本語咨询)

受理针对关于国，县，市等行政机关工作，制度的不满，建议和意见

咨询日期及时间：每月第4周的周三(节假日除外)

10:00～12:00

地点：市民総合相談室

咨询员：行政咨询委员

■税理士による税務相談

＜要予約＞（原則：日本語）

相続・贈与・所得など税務一般についての相談。

（本庁）相談日時：第1・2水曜日
（祝日・休日を除く）10:00～12:00
/13:00～15:00

場所：市民総合相談室

（支所）相談日時：第3水曜日
（祝日・休日を除く）10:00～12:00
/13:00～15:00

場所：大井総合支所市民相談コーナー・オアシス

相談員：税理士

■土地建物相談

＜要予約＞（原則：日本語）

不動産取引に関する相談。

相談日時：第3水曜日
（祝日・休日を除く）10:00～12:00
/13:00～16:00

場所：市民総合相談室

相談員：宅地建物取引士

■人権相談

＜要予約＞（原則：日本語）

嫌がらせ、名誉毀損、プライバシーの侵害などの人権に関する相談。

相談日時：第1火曜日
（祝日・休日を除く）13:00～15:00
（6・9・12・3月は10:00～15:00）

場所：市民総合相談室

相談員：人権擁護委員

■女性のためのDV・総合相談

＜要予約＞（原則：日本語）

配偶者等からの暴力、離婚などの夫婦関係の問題や親子関係の悩み、仕事のことや生き方などに関する相談。

相談日時：月・火・木・第1・3・5金曜日
（祝日・休日を除く）10:00～12:00 /13:00～16:00

場所：市民総合相談室

相談員：女性相談支援員

■与税理士咨询税务问题

＜预约制＞（原则上使用日本語咨询）

有关继承・赠与・所得等一般税务咨询。

（本厅）咨询日期及时间：每个月第1，第2周的周三（节假日除外）10:00～12:00/13:00～15:00

地点：市民综合相談室

（分所）咨询日期及时间：每个月第3周的周三（节假日除外）10:00～12:00 /13:00～15:00

地点：大井総合支所市民相談コーナー・オアシス

咨询员：税理士

■土地建筑物咨询

＜预约制＞（原则上使用日本語咨询）

有关不动产交易的咨询。

咨询日期及时间：每月第3周的周三（节假日除外）

10:00～12:00 /13:00～16:00

地点：市民综合相談室

咨询员：宅地建物取引士

■人权咨询

＜预约制＞（原则上使用日本語咨询）

故意捣乱、诽谤、侵害隐私等人权问题的咨询

有关家庭内以及近邻的纷争、孩子的养育、人权问题的咨询。

咨询日期及时间：每月第1周的周二（节假日除外）

13:00～15:00

（6.9.12.3月为10:00～15:00）

地点：市民综合相談室

咨询员：人権擁護委員

■为女性提供的，DV、综合咨询

＜预约制＞（原则上使用日本語咨询）

针对被配偶者等施加暴力，离婚等夫妇关系问题，父母亲和孩子的困扰问题，工作的烦恼及生活方式等的咨询。

咨询日期及时间：周一・周二・周四・每月第1，3，5周的周五（节假日除外）

10:00～12:00 /13:00～16:00

地点：市民综合相談室

咨询员：女性相談支援員

■弁護士相談

＜要予約＞（原則：日本語）

相続、離婚、親権、債務整理、成年後見制度など法律問題全般

（本庁）相談日時：木曜日

（祝日・休日を除く）13:30～16:30

場所：市民総合相談室

（支所）相談日時：月曜日

（祝日・休日を除く）13:30～16:30

場所：大井総合支所市民相談コーナー・オアシス

相談員：弁護士

■司法書士相談

＜要予約＞（原則：日本語）

相続での不動産登記手続き、遺言に基づく登記手続き、公正証書、契約、成年後見制度など

（本庁）相談日時：第1・3・5金曜日

（祝日・休日を除く）9:30～11:30

場所：市民総合相談室

（支所）相談日時：第2・4金曜日

（祝日・休日を除く）9:30～11:30

場所：大井総合支所市民相談コーナー・オアシス

相談員：司法書士

■行政書士による生活総合相談

＜要予約＞（原則：日本語）

官公署に提出する許可認可申請、紛争の恐れのない遺言書や遺産分割協議書作成のための相談（相談者の意向を取りまとめる範囲）、生活の不安や困窮などさまざまな悩みごと

（本庁）相談日時：月・水・金曜日

（祝日・休日を除く）13:00～16:00

場所：市民総合相談室

（支所）相談日時：火～金曜日

（祝日・休日・第3水曜日を除く）

13:00～16:00

場所：大井総合支所市民相談コーナー・オアシス

相談員：行政書士

■与律师进行法律咨询

＜预约制＞（原则上使用日本語咨询）

继承・离婚・亲权・债务整理・成人监护制度等的所有法律问题咨询。

（本庁）咨询日期及时间：周四（节假日除外）

13:30～16:30

地点：市民综合相談室

（分所）咨询日期及时间：周一（节假日除外）

13:30～16:30

地点：大井総合支所市民相談コーナー・オアシス

咨询员：律师

■与司法书士进行法律咨询

＜预约制＞（原则上使用日本語咨询）

与财产继承有关的不动产登记手续、与遗嘱有关的登记手续、公证证书、契约、成人监护制度等的法律咨询。

（本庁）咨询时间：每月第1, 3, 5周的周五（节假日除外）

9:30～11:30

地点：市民综合相談室

（分所）咨询时间：每月第2, 4周的周五（节假日除外）

9:30～11:30

地点：大井総合支所市民相談コーナー・オアシス

咨询员：司法书士

■与行政书士等进行生活综合咨询

＜预约制＞（原则上使用日本語咨询）

关于提供给政府机关的许可认可申请，如何立遗嘱或遗产分割而不引起法律纠纷（以咨询者的意向为主），生活上的不安或困难等各种烦恼。

（本庁）咨询时间：周一・周三・周五（节假日除外）13:00～16:00

地点：市民综合相談室

（分所）咨询时间：周二～周五（节假日，每月第3周的周三除外）

13:00～16:00

地点：大井総合支所市民相談コーナー・オアシス

咨询员：行政书士

■年金相談・労働相談

＜要予約＞（原則：日本語）

- ①厚生年金、共済年金などの年金全般の相談
- ②雇用保険全般の相談
- ③職場環境や労働条件に関する相談

相談日時：第2火曜日

（祝日・休日を除く）10:00～12:00

場所：市民総合相談室

相談員：社会保険労務士

■消費生活・債務相談

＜要予約＞（原則：日本語）

- ①消費者契約のトラブル、商品の苦情や要望、消費生活全般の相談
- ②クレジット等の借金の整理
- ③インターネットなどネット上のトラブルの相談

相談日時：月～金曜日

（祝日・休日を除く）10:00～12:00
/13:00～16:00

場所：市民総合相談室消費生活センター

相談員：消費生活相談員

◆問い合わせ

・ふじみ野市市民総合相談室消費生活センター

Tel. 263-0110

■年金咨询、劳务咨询

＜预约制＞（原则上使用日语咨询）

- ①厚生年金、共済年金等年金问题的咨询
- ②雇用保险问题的咨询
- ③职场环境、劳务条件问题的咨询

咨询时间：每月第2周的星期二（节假日除外）

10:00～12:00

地点：市民综合相谈室

咨询担当：社会保险劳务士

■消费生活、债务的咨询

＜预约制＞（原则上使用日语咨询）

- ①消费者契约的纠纷, 商品的投诉和要求, 消费生活的全盘咨询
- ②信用卡等的借款整理
- ③网上等纠纷的咨询

咨询日：周一～周五（节假日除外）

10:00～12:00/13:00～16:00

地点：市民综合相谈室，消费生活中心

咨询担当：消费生活咨询员

◆咨询处

・ふじみ野市市民综合相谈室，消费生活中心

Tel. 263-0110

■外国人生活相談

ふじみ野市では外国籍市民のための生活相談を行っております。相談に当たっては、プライバシーに十分配慮し、秘密は厳守いたします。

日本語が話せなくても、次の言語で対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

＜対応言語＞

原則として、英語、中国語、ヒンディー語、ネパール語、フィリピン語、韓国語

必要に応じて、ベトナム語、ウルドゥー語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、インドネシア語等

受付時間：月～金曜日 10:00～16:00

◆問い合わせ

・ふじみの国際交流センター

Tel. 269-6450

※センターでは日本語教室を開催しています。ぜひお越しください。

月・木曜日 10:00～11:30

■外国人総合相談センター埼玉

外国語による相談・情報提供。どのようなことでもおたずねください。また公共機関（市役所など）の窓口で、日本語がわからなくて困った時は、公共機関の職員に依頼してセンターに電話をかけてもらってください。

※面接での相談は電話予約してください。

＜対応言語＞

英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語

相談日：毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）9:00～16:00

◆問い合わせ

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎 3 階

Tel. 048-833-3296

■外国人生活咨询

ふじみ野市为外国籍市民提供生活咨询服务。有关咨询内容，特别考虑到个人隐私，严守秘密。

即使不懂日语，我们会提供下述外国语的咨询服务，请来电咨询。

＜应对的语言＞

原则上以英语、中文、印度语、尼泊尔语、菲律宾语、韩语为主。

必要时，越南语、乌尔都语、西班牙语、葡萄牙语、法语、印度尼西亚语等也可以。

受理时间：周一～周五 10:00～16:00

◆咨询处

・ふじみの国際交流センター

Tel. 269-6450

※本中心设有日语教室，敬请利用。

周一・周四 10:00～11:30

■外国人総合相談センター埼玉

根据外国语的咨询・提供情报。任何事情都可来商量、问询。

另外在公共机关(市役所等)的服务窗口，不懂日本語、有困扰时，请委托公共机关的职员，打电话与中心联络。

※面谈的咨询，请来电预约。

＜应对的语言＞

英语、西班牙语、中文、葡萄牙语、韩语・朝鲜语、他加禄语、泰国语、越南语

咨询日：每个星期一～星期五(节日、12月29日～1月3日除外)9:00～16:00

◆咨询处

さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎 3 楼

Tel. 048-833-3296



保健センターでは、次のような事業を行い、市民の健康づくりのお手伝いをしています。

■健康カレンダー

保健センターで行う年間の事業内容をお知らせしています。

配布時期：毎年4月に各家庭に配布

お手元がない人には、保健センター、市役所、大井総合支所、出張所で配布しています。

■健康相談

市民の健康に関すること全般について相談にのっています。

内容：血圧測定、尿検査、体脂肪測定、保健師・臨床心理士・管理栄養士・歯科衛生士による相談

場所：保健センター・大井総合支所

■健康教室

生活習慣病予防や健康増進のためのさまざまな教室を行っています。

保健中心提供下列服务，以帮助市民保持健康，过安稳生活。

■健康月报

在保健中心的年间行事内容，以此月报来告示。

分发的时间：在每年的4月、会分发到各个家庭里。

如手中无此月报者，请至保健中心、市役所、大井総合支所、派出所索取。

■健康咨询

有关市民健康方面，提供全面咨询服务。

内容：血圧測定、尿尿、測量体脂肪，与保健师，临床心理师，管理营养师，牙科卫生师进行咨询

地点：保健中心・大井総合支所

■健康教室

为了增进健康以及预防生活习惯病等，举办了各种讲座。

■生活保護受給者の健康診査

生活習慣病の危険因子といわれる内臓肥満や高血糖、高血圧、脂質異常症に着目した健康診査を行っています。毎年、受診しましょう。
対象：市内在住の生活保護受給者で年度内に40歳以上になる人(ただし、社会保険加入者は除く)
内容：問診、身体測定、診察、尿検査、血液検査、心電図
実施期間：6月1日～11月30日
申込：希望者に5月31日から窓口で受診票を配布します(郵送可)
自己負担：なし

■肺がん・結核・胸部疾患検診

対象：40歳以上の人
内容：問診、胸部レントゲン撮影、喀痰検査(医師の指示による)
実施期間：6月1日～11月30日
申込：直接実施医療機関へ電話予約(マイナ保険証持参)
自己負担：500円(喀痰検査も実施した場合は1,000円)

■大腸がん検診

対象：40歳以上の人
内容：問診、便潜血反応検査(2日法)
実施期間：6月1日～11月30日
申込：直接実施医療機関へ電話予約(マイナ保険証持参)
自己負担：500円

■子宮頸がん検診

対象：20歳以上で誕生月が下記に該当する女性
①偶数月生まれの人
②前年度に子宮頸がん検診受診歴のない奇数月生まれの人
内容：問診、子宮頸部細胞診
実施期間：6月1日～11月30日
申込：直接実施医療機関へ電話予約(マイナ保険証持参)
自己負担：1,000円

■生活保護受給者の健康検査

内臓肥満以及高血糖、高血圧、脂肪成分異常被称为生活习惯病症的危险因素，针对这些因素，进行健康诊察。请每年接受健康诊察。

対象：居住市内の生活保護受給者，年度内40歳以上者(但是、加入社会保険者除外)

内容：問診、身体計測、診察、尿尿、驗血、心電圖

実施期間：6月1日～11月30日为止

申請：希望者、将在5月31日开始在服务窗口发布受診票，(郵送可)

自己負担費用：无

■肺癌・結核・胸部疾患検査

対象：40歳以上者

内容：問診、胸部x光照射、咳痰検査。(根据医师的指示，检查的内容有异)

実施期間：6月1日～11月30日为止

申請：直接向实施的医疗机关电话预约(请携带个人编号保险证)

自己負担費用：500日元(另外还实施咳痰检查是1000日元)

■大肠癌検査

対象：40歳以上者

内容：問診、大便潜血反应検査(2日法)

実施期間：6月1日～11月30日为止

申請：直接向实施的医疗机关电话预约(请携带个人编号保险证)

自己負担費用：500日元

■子宫颈癌検査

対象：20歳以上，出生年月日符合下記条件的女性

①偶数月出生者

②前年度没有接受子宫颈癌検査的奇数月出生者

内容：問診，子宮頸部細胞診

実施期間：6月1日～11月30日为止

申請：直接向实施的医疗机关电话预约(请携带个人编号保险证)

自己負担費用：1000日元

■胃がん検診(バリウム検査)

対象：40 歳以上の人

内容：問診、胃のレントゲン撮影
(集団検診)

申込：受付期間内に保健センター
へ申し込む。(窓口または市ホーム
ページ)

自己負担：なし

■胃がん検診(内視鏡検査)

対象：50 歳以上で誕生月が下記に
該当する人

①偶数月生まれの人

②前年度に胃がん内視鏡検査の受
診歴がない奇数月生まれの人

内容：問診、胃内視鏡検査(個別
検診)

実施期間：5 月 1 日～10 月 31 日

申込：直接実施医療機関へ電話予
約(マイナ保険証持参)

自己負担：①50～64 歳は 3,000 円

②65 歳以上は 1,500 円

■乳がん検診(集団検診)

対象：40 歳以上の女性(前年度、市
の乳がん検診を受けた人は除きま
す。)

内容：問診、マンモグラフィ

申込：受付期間内に保健センター
へ申し込む。(窓口または市ホーム
ページ)

自己負担：なし

※年度内に 41 歳・45 歳・51 歳・
55 歳になる人には市から乳がん
検診クーポンが送付されます。
クーポンが届いた方は指定の医療
機関での個別検診も可能です。
※年度末年齢 30 歳から 39 歳ま
での女性は、乳がん検診費用の補助
があります。(要申請・2 年度につ
き 1 回)

■胃癌検査(钡素検査)

対象：40 歳以上者

内容：问诊、胃の x 光片(集団検査)

申請：在受理期間内、到保健中心办理申请手续。(服务窗
口或本市官网)

自己負担費用：无

■胃癌検査(内镜検査)

対象：50 歳以上、出生年月日符合下記条件の女性

①偶数月出生者

②前年度没有接受胃癌内镜检查的奇数月出生者

内容：问诊、胃内镜检查(个别检查)

实施期间：5 月 1 日～10 月 31 日

申请：直接向实施的医疗机构电话预约(请携带个人编号保
险证)

自己負担費用：①50～64 歳 3,000 日元

②65 歳以上 1,500 日元

■乳癌検査(集団検査)

対象：40 歳以上の女性(前年已接受过市的乳癌検査者除
外)

内容：问诊、使用检查乳癌的医疗器材诊察

申请：在受理期间内、到保健中心办理申请手续。(服务窗
口或本市官网)

自己負担費用：无

※在年度内、市政府会邮寄乳癌検査折扣券给年满 41 歳、
45 歳、51 歳、55 歳の市民。收到折扣券的市民可以到指定
医疗机关接受个别体检。

※年度末年齢为 30 歳至 39 歳の女性、将会每 2 年度收到一
次乳癌体检費用の補助、不过需要申请。

■胃がんリスク検診（A B C D 検診）

対象：年度内に 41 歳になる人
内容：問診、血液検査（ペプシノゲンⅠ・ペプシノゲンⅡ・ペプシノゲンⅠ/Ⅱ比、ピロリ菌抗体検査）
実施期間：6月1日～11月30日
申込：直接実施医療機関へ電話予約（マイナ保険証持参）
自己負担：500 円

■前立腺がん検診（集団検診）

対象：50 歳以上の男性
内容：問診、血液検査
申込：受付期間内に保健センターへ申し込む。（窓口または市ホームページ）
自己負担：500 円

■成人歯科健診（個別健診）

対象：18歳以上の人
内容：問診、歯と歯ぐきの健診
実施期間：7月1日～12月28日
申込：受付期間内に直接実施医療機関へ申し込む。
自己負担：500 円
※ただし、40・60 歳の無料成人歯科健康診査の対象者、及び生活保護受給者は自己負担なし。

■妊婦歯科健診（個別健診）

対象：妊婦
内容及び申込は成人歯科健診と同じ。
実施期間：4月1日～翌年3月31日
自己負担：500 円
※ただし、生活保護受給者は自己負担なし。

■胃癌検査（A B C D 検査）

対象：年度内満 41 歳者
内容：問診、血液検査（胃蛋白酶原Ⅰ・胃蛋白酶原Ⅱ・胃蛋白酶原Ⅰ/Ⅱ比、幽门螺旋杆菌抗体检测）
対応期間：6月1日～11月30日
申请：直接向实施的医疗机关电话预约（请携带个人编号保险证）
自己负担金额：500 日元

■前立腺癌検査（集団検診）

対象：50 岁以上的男性
内容：問診、血液検査
申请：在受理期间内，到保健中心办理申请手续。（服务窗口或本市官网）
自己负担费用：500 日元

■成人牙科健康检查（个别健诊）

対象：18 岁以上の人
内容：問診、牙齿和牙龈的健康检查
申请：在受理期间内，直接到指定医疗机关办理申请手续。
対応期間：7月1日～12月28日
自己负担金额：500 日元
※成人牙科健康诊查の免费対象は 40 歳、60 歳。生活保護受給者不需要自己支付检查费用。

■孕妇牙齿健康检查（个别健康诊断）

対象：孕妇
检查内容及申请方法同成人牙科健康检查
対応期間：4月1日～次年3月31日
自己负担金额：500 日元
※生活保護受給者不需要支付检查费用。

■予防接種

○市で行っている予防接種

(全て実施医療機関での個別接種)

子ども

小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風、不活化ポリオ・ヒブ)、BCG(結核)、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合(ジフテリア・破傷風)、HPVワクチン(ヒトパピローマウイルス感染症予防)、ロタウイルス

大人(自己負担金あり)

①高齢者インフルエンザ

主な対象者: 65歳以上の人

実施期間: 秋～冬

②高齢者肺炎球菌ワクチン

主な対象者: 65歳の人

ただし、過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種を1回も受けたことがない人に限る。

接種期間: 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで

③新型コロナウイルス

主な対象者: 65歳以上の人

実施期間: 秋～冬

④带状疱疹ワクチン

主な対象者: 今年度65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる方

実施期間: 4月1日～翌年3月31日

母子保健

■家庭訪問

対象: 妊産婦・新生児・乳幼児等

内容: 発育・発達・育児の相談

■こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたすべての家庭を生後4か月までの間に訪問し、育児情報の提供や育児相談を行います。

■予防接種

○在本市接受予防接種

(所有可对应医疗机关の个别接種)

小孩

小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合(白喉、百日咳、破傷風、非活性骨髓灰質炎、B型流感嗜血杆菌疫苗)、卡介苗(結核)、麻疹・风疹混合、水痘、日本脳炎、二種混合(白喉、破傷風)、HPV疫苗(子宫颈癌预防疫苗)、輪状病毒

大人(費用由个人負担)

① 高齢者(老年人)流行性感冒

主要接種対象: 65岁以上者

実施期間: 秋季～冬季

② 高齢者(老年人)肺炎球菌疫苗

主要接種対象: 今年满65岁者。但仅限之前从来没有接受过肺炎球菌疫苗(23价)接種者。

実施期間: 从65岁生日的前一天到66岁生日的前一天

③ 新冠病毒疫苗

主要接種対象: 65岁以上者

実施期間: 秋季～冬季

④ 带状疱疹疫苗

主要接種対象: 今年年滿65岁、70岁、75岁、80岁、85岁、90岁、95岁、100岁以上的人

実施期間: 4月1日～次年3月31日

母子保健

■家庭訪問

対象: 孕妇、新生嬰兒、乳幼兒等

内容: 有关发育、成长、育儿等方面的咨询

■“你好，小宝贝”的访问

出生的嬰兒家庭，成长至4个月之间，针对所有的家庭给予访问，并提供育儿的情报以及育儿咨询。

■パパママセミナー

対象：初妊婦・経産婦とそのパートナー・祖父母
妊娠中からの知識の習得と仲間づくりを目的に行っています。母子健康手帳交付時にお知らせをお渡ししています。

■育児学級

対象：養育医療申請者の子どもとその保護者
育児に関する知識の習得と地域の中での仲間づくりをすすめています。

■おひさま（ダウン症児）の会

ダウン症児とその保護者、ダウン症児を妊娠中の方を対象に、地域での仲間づくりを進めています。

■子どもの健康診査

対象者には通知を出します。お子さんの成長や発達の確認と育児に関する相談のできる場です。

- ①4 か月児健康診査
 - ②10 か月児相談
 - ③1 歳 6 か月児健康診査
 - ④3 歳児健康診査（3 歳 4～5 か月）
- 内容：問診・計測・診察（4 か月・1 歳 6 か月・3 歳）・歯科健診（1 歳 6 か月・3 歳のみ）・相談

■すくすく相談

就学前の乳幼児の計測や育児の相談を行います。日程は、市報、健康カレンダーをご覧ください。（要予約）

■父母亲学习教室

対象：初次怀孕的孕妇・经产妇及丈夫・祖父母
主要的目的是在怀孕中学习应有的知识，并且能结交伙伴。分发母子健康手册时，附上有关资料。

■育儿学习教室

対象：医疗寄养申请人的子女及其监护人
建议学习有关育儿知识，在区域中结交伙伴。

■向日葵活动会（唐氏综合症儿童）

促进唐氏综合症儿童和保护者，妊娠中被认定为唐氏综合症儿童者一起在此地区内结交伙伴。

■幼儿的健康检查

将会通知符合条件的对象者。在这里可以让孩子的成长和发育得到确认，同时也可以得到育儿上的指导。

- ①4 个月幼儿健康检查
- ②10 个月幼儿健康咨询
- ③1 岁 6 个月幼儿健康检查
- ④3 岁幼儿健康检查（3 岁 4～5 个月）

内容：问诊・身体计测・诊察（4 个月・1 岁 6 个月・3 岁），牙齿健康检查（只包括 1 岁 6 个月・3 岁）・咨询

■育儿咨询

就学前的乳幼儿的测量以及提供育儿咨询。详细日程请参考市报登载的健康日程表（需要事前预约）



■家庭児童相談

子どものしつけ、育児、生活習慣など、子育てや子どものことで心配や悩みがある場合は、家庭児童相談員が相談に応じ必要な助言等を行います。

◆問い合わせ

・ふじみ野市こども家庭センター
こども相談係

Tel. 262-9034

■障がい児の相談

知的障がい・身体障がいなど、子どものことで心配や悩みがある時はケースワーカーが相談に応じています。

相談日：土・日・祝日・12月29日
～1月3日を除く毎日

◆問い合わせ

・ふじみ野市障がい福祉課障がい福祉係

Tel. 262-9032

■発育・発達の相談

子どもの発育やことば、運動など発達に心配や悩みがある時は、児童発育・発達支援センターで相談に応じます。

◆問い合わせ

・ふじみ野市こども家庭センター
母子保健係

Tel. 293-9045

・児童発育・発達支援センター

受付時間：8:30～17:15

※面接は電話で要予約

Tel. 293-7874

■家庭児童咨询

家庭児童咨询员会针对您再教育孩子，养育孩子，以及生活习惯等方面遇到的问题及担心提供适当建议。

◆咨询处

・ふじみ野市こども家庭センターこども相談係

Tel. 262-9034

■障碍儿童的咨询

智力上的障碍・身体障碍等，有关这样孩子的问题、而担心烦恼时，有专门人员将提供咨询。

咨询日期：除周六、日、节假日以及 12/29-1/3 以外的每一天

◆咨询处

・ふじみ野市障がい福祉課障がい福祉係

Tel. 262-9032

■发达，成长的咨询

発達支援センター可以为您在孩子的发育，语言，运动等儿童发育上遇到的烦恼提供咨询服务。

◆咨询处

・ふじみ野市こども家庭センター母子保健係

Tel. 293-9045

・児童発育・発達支援センター

受理时间：8:30～17:15

※需要电话预约

Tel. 293-7874

■ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭の悩みや経済的自立の相談・指導についてケースワーカーが相談に応じています。

相談日：土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く毎日

◆問い合わせ

・ふじみ野市こども家庭センター
こども相談係

Tel. 262-9034

■パパ・ママ応援ショップ子育て家庭優待制度

18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのお子様がいる世帯または妊娠中の方がいる世帯の方を対象に、事業の協賛店舗等で買い物をする際に紙もしくはLINE版の優待カードを提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度です。

◆問い合わせ

・ふじみ野市子育て支援課

Tel. 262-9033

■赤ちゃんの駅

地域全体で安心してこどもを産み育てやすい環境作りを推進するため、公共施設等に授乳及びおむつ替えの出来るスペースを設け、子育て家庭の外出環境を整えています。

また、イベント等の際にご利用いただけるテント式の「移動式赤ちゃんの駅」の貸出も行っています。貸出については、ふじみ野市子育て支援課（Tel. 262-9033）にお問い合わせください。

【赤ちゃんの駅設置施設】

市役所本庁舎・市役所第2庁舎・大井総合支所・上野台子育て支援センター・子育てふれあい広場・東児童センター・西児童センター・保健センター・上福岡西公民館・上福岡図書館・エコパ・ふじみ野ステラリースト・スーパーマーケット・デパート等

■単亲家庭的咨询

单亲家庭の烦恼以及经济上的自立等咨询，专家将给予指导及咨询服务。

咨询日期：除周六、日，节假日以及12/29-1/3以外的每一天

◆咨询处

・ふじみ野市こども家庭センターこども相談係

Tel. 262-9034

■支援爸爸・妈妈育儿的店铺优惠制度

有小孩的家庭（小孩满18岁以后的第一个3月31日以前）及有孕妇的家庭可以接受「爸爸・妈妈店铺援助优惠」。向赞助店出示LINE版的优惠卡或纸质的优惠卡，即可以享受打折等优惠，这是针对育儿家庭的优惠制度。

◆咨询处

・ふじみ野市子育て支援課

Tel. 262-9033

■婴儿的车站

为了推进建设全体区域能给予安心生育孩子的环境，在公共设施提供能哺乳以及替换尿布的场所，育儿家庭在外出的环境，齐备完善。并且还准备了便于举办活动时使用的帐篷型“移动式婴儿车站”，提供外借。

详情请询问ふじみ野市子育て支援課（市育儿支援科）。TEL：262-9033

【婴儿的车站设置设施】

市役所本庁舎・市役所第2庁舎・大井総合支所・上野台子育て支援センター・子育てふれあい広場・東児童センター・西児童センター・保健センター・上福岡西公民館・上福岡図書館・エコパ・ふじみ野ステラリースト・スーパーマーケット・デパート等

■児童手当

次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援するため、手当を支給します。対象となるのは市内に保護者の方が居住し住民登録をしている人で、18歳になった日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している人です。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市子育て支援課

Tel. 262-9041

■児童扶養手当

日本国内に住所がある人で次のいずれかに該当する子どもを育てている父、母又は養育者に支給します。

- ・父母が離婚した子ども
- ・父又は母が死亡した子ども
- ・父又は母に一定の障がいがある子ども
- ・その他

支給対象となる子どもの年齢は18歳になった日以後の最初の3月31日までです。また、一定の障害のある子どもは20歳になるまでです。

所得の制限があり、所得額に応じて支給額が変わります。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市子育て支援課

Tel. 262-9041

■児童補助

为了培育下一代的社会栋梁来支援全体社会，支付给予补助金。居住在本市内并已做过了居民登记，且养育着年满18岁后的第一个3月31日之前的孩子的人。

◆咨询处

- ・ふじみ野市子育て支援課

Tel. 262-9041

■儿童扶养补助

此补助给予那些在日本有居所的人，而且必须符合下列其中的条件，养育孩子的母亲或扶养者。

- ・父母离婚的孩子
- ・父亲或者母亲死亡的孩子
- ・父亲或者母亲有一定程度残疾的孩子
- ・其他

有资格领取补助金的儿童年龄不能超过满18岁之后的第一个3月31日。此外，有一定程度残疾的儿童可以领取到满20岁为止。

◆咨询处

- ・ふじみ野市子育て支援課

Tel. 262-9041

■特別児童扶養手当

一定の障がいのある 20 歳未満の子どもを育てている人に手当を支給する制度です。

ただし、所得制限があります。また、外国籍の人も要件を満たせば受給できます。

対象：次に該当する子どもを育てている人

おおむね身体障害者手帳 1 級～3 級程度（下肢障がい及び聴覚障がいについては 4 級の一部を含む）。
おおむね療育手帳の○A・A・B 程度。

これらと同程度以上で日常生活が著しく制限される程度。

なお、子どもが障がいを支給事由とする年金を受給している、児童福祉施設等に入所しているなど、一部受給できない場合があります。

◆問い合わせ

・ふじみ野市障がい福祉課庶務係
Tel. 262-9031

■ファミリー・サポート・センター

子育ての援助が出来る人と援助が必要な人が会員になり、保育施設までの送迎や帰宅後の一時預かりなど、会員が相互援助活動を行っています。

◆問い合わせ

・ふじみ野市ファミリー・サポート・センター
Tel. 262-1135

■特別児童扶養補助

抚养未満 20 歳并有一定程度残疾の孩子的家庭，可领取补助金的制度。

但是有所得限制。符合条件的外国籍居民，也可领取补助金。

领取对象：抚养以下儿童的居民

身体障害的话，大概与身体残疾证书的 1 至 3 级差不多程度（包括下肢残疾和听力残疾的 4 级的一部分）。

智力障害的话，大概与疗育证书的 0A、A、B 级差不多程度。与以上差不多或更严重，日常生活受到严重限制。如果儿童已经正在领取基于其残疾的养老金，或在儿童福利机构等生活的话，他们可能无法全额领取此补助金。

◆咨询处

・ふじみ野市障がい福祉課庶務係
Tel. 262-9031

■ファミリー・サポート・センター

能援助育儿和须要育儿的人成为会员，保育设施的接送以及临时保育等，会员之间相互的支援活动。

◆咨询处

・ふじみ野市ファミリー・サポート・センター
Tel. 262-1135

■保育所（園）

保育所（園）では、保護者が仕事や病気などの理由で児童を保育できない場合、その保護者にかわって児童を保育します。

ふじみ野市内には公立保育所が 5 施設、私立保育園が 16 施設、認定こども園が 2 施設、他小規模施設等あります。

対象者：生後 3 か月から小学校入学前までの児童（私立保育園は施設により生後 2 か月から）

保育料：児童と同一世帯で生計を一にしている父母及び扶養義務者の市民税の課税額により決定します。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市保育課保育係

Tel. 262-9035

■子育て支援センター

小学校入学前のお子さんを安心して遊ばせることができるスペースがあり、子育てするお父さん・お母さん、妊婦さんが気軽に交流できます。また、各種事業や講座を開催し、地域の子育て関連情報の提供や、相談もできます。どうぞ、お気軽にご利用ください。

対象者：小学校入学前までのお子さんと保護者、妊婦

利用日時：上野台子育て支援センター及び大井子育て支援センター
毎週月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）9:00～16:30

霞ヶ丘子育て支援センター

毎週月・木曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）9:30～15:30

◆問い合わせ

- ・上野台子育て支援センター

Tel. 256-8623

- ・霞ヶ丘子育て支援センター

Tel. 269-4252

- ・大井子育て支援センター

Tel. 293-4062

■保育所（園）

児童の家长因工作关系或疾病等理由，不能照顾孩子时，由保育院代理照顾孩子。

ふじみ野市内有公立保育所(园)5 所、私立保育所(园)16 所。有被认定的孩子保育园 2 所，还有其他小规模设施。

対象者：从出生后 3 个月到入小学之前的儿童(私立保育园是根据设施的规定从出生后 2 个月开始)

保育费：根据与儿童一起生活的父母或扶养义务者的市民税课税额度而判定。

◆咨询处

- ・ふじみ野市保育課保育係

Tel. 262-9035

■抚养孩子支援中心

这里为入学前孩子准备了安心玩耍的空间，也为抚养孩子的父母，孕妇提供了可以轻松交流的空间。同时还会举行各种活动及讲座，提供地区性有关抚养孩子的情报和咨询。您可以轻松利用。

对象：学龄前儿童和保护者、孕妇

利用时间：

- ・上野台子育て支援センター及大井子育て支援センター

毎週一～周五(节假日，12月29日～1月3日除外)

9:00～16:30

- ・霞ヶ丘子育て支援センター

毎週周一，周四（节假日，12月29日～1月3日除外）

9:30～15:30

◆咨询处

- ・上野台子育て支援センター

Tel. 256-8623

- ・霞ヶ丘子育て支援センター

Tel. 269-4252

- ・大井子育て支援センター

Tel. 293-4062

■児童センター

18 歳未満のこどもが自由に遊んだり、スポーツ・レクリエーション・文化活動などに参加することができる施設です。こどもの健康を増進し、情操を豊かにする場所として、地域団体などとの連携や、様々な事業を実施しています。

・東児童センター

ふじみ野市福岡 1-2-5（総合センター「フクトピア」3 階）

◆問い合わせ

Tel. 264-7916

・西児童センター

ふじみ野市大井中央 1-1-1（大井総合支所 3 階）

◆問い合わせ

Tel. 256-7670

開館時間：10:00～18:00

休館日：

・東児童センター

毎月第 2 水曜日（この日が祝日の場合はその翌日）

・西児童センター

毎月第 3 水曜日（この日が祝日の場合はその翌日）

12 月 29 日～1 月 3 日（2 館共通）

■子育てふれあい広場

小学校入学前のお子さんを育児中の家庭を対象に、子育てに関する交流の場や情報の提供、相談業務等を行います。

また、有料で乳幼児（生後 6 か月以上）の一時預かりも行います。一時預かり利用料金等は次のとおりです。

対象乳幼児：生後 6 か月以上から小学校入学前まで

【一時預かり利用料金】

・平日 9:00～17:00 1 時間 600 円

・平日 17:00～20:00、土・日・祝日 1 時間 700 円

※一時預かり以外の交流事業、情報提供、相談業務は無料です。

■児童中心

此施設は不满 18 歳の子ども健康成長，丰富情操の基地。孩子们可以在这里自由玩乐，参加各种体育、娱乐和文化活动，丰富生活经历和情感发展。本设施与当地团体等联手策划活动，一起帮助孩子们健康成长。

・東児童センター

ふじみ野市福岡 1-2-5（総合センターフクトピア 3 階）

◆咨询处

Tel. 264-7916

・西児童センター

ふじみ野市大井中央 1-1-1（大井総合支所 3 階）

◆咨询处

Tel. 256-7670

开馆时间：10：00-18：00

休馆日：

・東児童センター

毎月第二周的周三（若是祝日则改为次日）

・西児童センター

毎月第三周的周三（若是祝日则改为次日）

12 月 29 日～1 月 3 日（两馆都休息）

■育儿交流广场

为小学入学前儿童的家庭提供育儿交流的场所，育儿信息及生活相谈等。

另外、也提供乳幼儿(生后 6 个月以上)的临时保育。所需费用如下：

对象乳幼儿：生后 6 个月以上至入小学之前。

【临时保育の利用金額】

・平日 9：00～17：00 一个小时 600 日元

・平日 17：00～20：00，星期六・日・节假日 一个小时 700 日元

※临时保育以外的交流事业、提供情报、业务商议等是免费的。

【一時預かり利用回数、時間】

1日5時間、月50時間まで

休館日：毎月第1・3木曜日（ただし、祝日の場合を除く）

開館時間：一時預かり 9:00～20:00、その他業務 9:00～17:00

◆問い合わせ

・子育てふれあい広場

ふじみ野市霞ヶ丘1-2-7

ふじみ野市サービスセンター1F

Tel. 261-0611

■放課後児童クラブ

保護者が就労等で昼間いない家庭の就学児を放課後児童クラブで保育し、生活と遊びの場を提供しています。

・保育時間

月～金曜日 放課後～18:30

土曜日・学校休業日 7:30～18:30

・入室申込等は、各事務所でお願いします。

◆問い合わせ

・東地区

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

事務所 Tel. 257-6366

・西地区

特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会

事務所 Tel. 262-4438

・私立放課後児童クラブ

社会福祉法人すみれ会

保育時間 平日 13:00～20:00

土曜日 7:00～20:00

事務所 Tel. 263-8355

【臨時保育の利用回数、時間】

一天5个小时、毎月不得超过50个小时

休館日：毎月の第一个星期四以及第三个星期四（但是、节假日除外）

开馆时间：临时保育 9:00～20:00

其他业务：9:00～17:00

◆咨询处

・子育てふれあい広場

ふじみ野市霞ヶ丘1-2-7 ふじみ野市サービスセンター1F

Tel. 261-0611

■放课后儿童俱乐部

放学后儿童俱乐部是一个为家长因工作关系，无法照顾的小孩提供放学后的保育生活及游戏的场所。

・保育时间

周一到周五 放学后～18:30

周六，学校休假日 7:30～18:30

・俱乐部的加入申请，请到各事务所咨询

◆咨询处

・东区

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

事務所 Tel. 257-6366

・西区

特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会

事務所 Tel. 262-4438

・私立放課後児童クラブ

社会福祉法人すみれ会

保育时间 平日 13:00～20:00

周六 7:00～20:00

事務所 Tel. 263-8355



日本では、6才から小学校6年間、12才から中学校3年間の合計9年間は義務教育期間です。ただし、外国籍の子女は日本の教育を受けるかどうか選択することができます。

中学校の卒業後は、高等学校、各種専門学校などがあり、希望者は試験等を受け、進学することができます。

■ふじみ野市の小学校・中学校

ふじみ野市には、13校の市立小学校と6校の市立中学校があり、住んでいる地区内の学校に入学することになっています。

○小学校・中学校への就学

ふじみ野市に在住している外国人のお子さんと、ふじみ野市内の小学校・中学校に入学を希望する人は保護者からの届け出が必要です。

「在留カードまたは特別永住者証明書」(まだ切り替えていない場合は「外国人登録証」)(子供の物)をお持ちになり、ふじみ野市教育委員会へ保護者とお子さんでおこしください。

教育委員会は手続きがすむと就学を許可しますので、指定する学校へ通学してください。

◆問い合わせ

・ふじみ野市学校教育課学務係
Tel. 220-2084

在日本、由6岁开始接受小学教育6年和12岁开始接受中学教育3年，共9年为义务教育。但是、外国籍者の子女有权利选择接不接受日本教育。

中学毕业后，有高中、大学或各种专门学校，欲升学者须通过升学考试。

■ふじみ野市の小学校・中学校

ふじみ野市有13所市立小学校和6所市立中学，学生按照地区就近入学。

○小学校・中学校の就学

在ふじみ野市居住の外国籍者の子女，如欲就学于ふじみ野市内の小学校・中学校，须由家长提出申请。

请携带孩子的「在留卡」或者「特别永住者证明书」。如果您还没有办理切换的话，请携带「外国人登录证」，偕同孩子一起前往ふじみ野市教育委员会，办理申请手续。

手续完了后，教育委员会将给予入学许可，请入学儿童到指定学校去上学。

◆咨询处

・ふじみ野市学校教育課学務係
Tel. 220-2084

○学校を変えるとき

①転居するとき

転居するときは、学校及びふじみ野市教育委員会へお知らせください。

②他市町村へ転出するとき

現在通っている学校及びふじみ野市教育委員会へお知らせください。

③帰国するとき

退学の手続きをしますので、学校及びふじみ野市教育委員会へお知らせください。

◆問い合わせ

・ふじみ野市学校教育課学務係

Tel. 220-2084

○就学援助

経済的な理由で、お子さんの給食費、学用品費、修学旅行費などの負担が困難な保護者の人に、費用の一部を援助しますので、申請してください。

◆問い合わせ

・ふじみ野市学校教育課学務係

Tel. 220-2084

○日本語指導

各小・中学校では、日本語指導が必要なお子さんが就学した場合には、日本語指導を行っています。

◆問い合わせ

・ふじみ野市学校教育課指導係

Tel. 220-2085

○学校給食費

市内の各小・中学校では、学校給食の提供を行っており、食材料の購入については、保護者の方からいただいた学校給食費で賄われます。そのため、市内の小・中学校に在学する保護者の方は学校給食費を納めていただく必要があります。月額等、詳細についてはお問い合わせください。

◆問い合わせ

・ふじみ野市学校給食課学校給食係

Tel. 220-2086

○転学时

①迁移时

迁移时，请通知学校以及ふじみ野市教育委員会。

②前往其他市町村时

请通知现在上的学校以及ふじみ野市教育委員会。

③归国时

因须办理退学手续，请通知学校以及ふじみ野市教育委員会。

◆咨询处

・ふじみ野市学校教育課学務係

Tel. 220-2084

○就学补助

因经济理由，孩子的学校伙食费、学习用品费和修学旅行费用发生困难时，将补助费用的一部分，请提交申请。

◆咨询处

・ふじみ野市学校教育課学務係

Tel. 220-2084

○日语辅导

在各中・小学，对需要补习日语的入学儿童们，实行日语辅导。

◆咨询处

・ふじみ野市学校教育課指導係

Tel. 220-2085

○学校伙食费

市内各中小学都是由学校提供午餐的。午餐用食材的采购来源于保护者交付的学校伙食费。因此，市内中小学在校学生的保护者必须缴纳伙食费。月額等详细内容请于相关部门咨询。

◆咨询处

・ふじみ野市学校給食課学校給食係

Tel. 220-2086

■奨学金・入学準備金利子補給制度

株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人日本学生支援機構から借入れをして高等学校・大学などに入学した人の経済的な負担を軽減するため、返済利子の一部または全部を利子補給金として交付いたします。交付には条件があります。

◆問い合わせ

・ふじみ野市教育委員会教育総務課総務係
Tel. 220-2080

■教育相談

ふじみ野市教育委員会では、お子さんの教育に関する相談を行っています。

＜来所及び電話相談＞

相談日：毎週月～金曜日（祝休日・12月29日～1月3日を除く）10:00～17:00

・教育相談室

ふじみ野市福岡 1-1-3 上野台体育館管理棟 2F
Tel. 266-1113

■ふじみ野市の幼稚園

市内には、私立幼稚園が7園、認定こども園が2園あり、満3歳から小学校に入学するまでの子どもに対して幼児教育を行っています。

◆問い合わせ

・ふじみ野市保育課保育係
Tel. 262-9035

■奨学金 入学準備金利息補給制度

为了减轻高中、大学等的入学者因向株式会社日本政策金融公庫和独立行政法人日本学生支援机构贷款而背负的经济负担，将发放“利息补助金”，金额为还账利息的一部份或全部。但需满足补助条件。

◆咨询处

・ふじみ野市教育委員会教育総務課総務係
Tel. 220-2080

■教育咨询

ふじみ野市教育委員会、对于有关孩子的教育问题，提供咨询服务。

＜来所以及电话咨询＞

咨询日期及时间：每个星期一～星期五（节假日・12月29日～1月3日除外）10:00～17:00

・教育相談室

ふじみ野市福岡 1-1-3 上野台体育館管理棟 2 楼
Tel. 266-1113

■ふじみ野市的幼稚園

市内有7所私立幼稚園，2所认定こども园。为年满3岁到小学入学前的儿童提供幼儿教育。

◆咨询处

・ふじみ野市保育課保育係
Tel. 262-9035



■公民館

(2025 年 9 月 28 日まで開館しています。)

公民館は、市民のみなさんの交流の場、学習の場として利用できる施設です。また、豊かに生活していただくために、各種教室・講座を開催しています。

○施設利用案内

開館時間：9:00～22:00

休館日：月曜日・年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

使用料：有料

各種教室・講座の内容については、上福岡西公民館に直接問い合わせてください。

◆問い合わせ

・上福岡西公民館

ふじみ野市上福岡 5-2-12

Tel. 266-9501

○日本語教室

上福岡西公民館では、日本語を学びたい外国の人や、仲間との交流を求めている外国の人のために、日本語教室を開催しています。どうぞ、気軽にご参加ください。

・日本語教室

開催日時：毎週月・木曜日 10:00～11:30

場所：ふじみの国際交流センター

◆問い合わせ

・ふじみの国際交流センター

Tel. 269-6450

・上福岡西公民館にほんご教室

開催日時：毎週水・日曜日

10:00～11:30

場所：上福岡西公民館

◆問い合わせ

・ふじみ野市立上福岡西公民館

Tel. 266-9501

■公民館

(至 2025 年 9 月 28 日为止营业。)

公民館は市民们交流の场所、也能利用此设施来做学习的地方。还有、为了能过丰富多彩的生活，并且开办各种学习班及讲座。

○设施的利用

开馆时间：9：00～22：00

休馆日：星期一・年始年终（12 月 28 日～1 月 4 日）

使用场所的费用：须收费

有关各种学习班・讲座的内容，请直接向上福岡西公民館询问。

◆咨询处

・上福岡西公民館

ふじみ野市上福岡 5-2-12

Tel. 266-9501

○日语教室

上福岡西公民館、为希望学习日语的外国人士及与朋友交流的机会，而开办了日语教室。请踊跃参加。

・日本語教室

开课时间：每个星期一・星期五 10：00～11：30

地点：ふじみの国際交流センター

◆咨询处

・ふじみの国際交流センター

Tel. 269-6450

・上福岡西公民館にほんご教室

开课时间：每个星期三・日

10：00～11：30

地点：上福岡西公民館

◆咨询处

・ふじみ野市立上福岡西公民館

Tel. 266-9501

■図書館

図書館のサービスはすべて無料です。

ふじみ野市、富士見市、三芳町、川越市に住んでいる人、また、その3市1町に通勤・通学している人なら誰でも利用できます。年齢による制限はありません。

○本を借りるとき

利用カードが必要です。

利用カード交付手続きをしてください。住所の確認ができるものを見せていただき、利用カードを発行します。

おひとりで本20冊(15日間)、DVD2点、DAISY5点、CD5点、カセットテープ5点(15日間)借りられます。

○本を返すとき

返却カウンターへお返しください。

・上福岡図書館

ふじみ野市上野台3-3-1

開館時間：月～日曜日 9:00～20:00

休館日：第3月曜日（祝日に当たる場合はその翌日）

・上福岡西公民館図書室

開館時間：火～日曜日 9:00～20:00

休館日：毎週月曜日

◆問い合わせ

・ふじみ野市立上福岡図書館

Tel. 262-3710

・大井図書館

ふじみ野市大井中央2-1-8（ステラ・ウェスト内）

開館時間：月～日曜日 9:00～20:00

休館日：第2月曜日（祝日に当たる場合はその翌日）

◆問い合わせ

・ふじみ野市立大井図書館

Tel. 263-1100

■图书馆

图书馆的借贷服务一律免费

居住在ふじみ野市、富士見市、三芳町、川越市の居民及在这3市1町上班・上学的人，不论是谁，不论年龄都可以利用。

○借书时

需要出示借书证。

请办理借书证交付手续时，需要出示能确认到住址的书类资料。

一人可借20册书籍(期限15天)

DVD2张、DAISY5点、CD5张、录音带5盒(期限15天)。

○还书时

请归还至柜台。

・上福岡图书馆

ふじみ野市上野台3-3-1

開館时间：周一～周日 9:00～20:00

休息日：每月第3周的周一（若周一为祝日的话，则改为次日）

・上福岡西公民館图书馆

開館时间：周二～周日 9:00～20:00

休息日：每周周一

◆咨询处

・ふじみ野市立上福岡图书馆

Tel. 262-3710

・大井图书馆

ふじみ野市大井中央2-1-8（ステラウェスト内）

开馆时间：周一～周日 9:00～20:00

休息日：每月第2周的周一（若周一为祝日的话，则改为次日）

◆咨询处

・ふじみ野市立大井图书馆

Tel. 263-1100

その他の休館日：年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）、特別整理期間（その都度お知らせいたします）

○施設貸出

上福岡図書館の集会室 1、集会室 2、視聴覚ホールを、団体・個人に有料で貸出します。公共施設予約システムを利用した予約となります。

利用方法などは、各図書館にお問い合わせください。

■上福岡歴史民俗資料館

ふじみ野市長宮 1-2-11

入館料：無料

開館時間：9:00～16:30

休館日：月曜日（祝日にあたるときも休館）年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

展示内容：（原始、古代、中世、近世）

- ・市内で出土した土器、石器、板碑（死者を供養するなどのために建てた一種の石碑）、陶磁器、古銭や幕末動乱資料（27,000 年前から 150 年前）

- ・新河岸川の舟運 船問屋、船頭、船大工の資料など

- ・技を守る人々 上福岡の地場産業手作りほうき

- ・上福岡の民家 台所や土間の再現

- ・上福岡の民俗芸能 下福岡の「はやし連」の山車（だし）

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館

Tel. 261-6065

其他的休息日：年始年终(12 月 29 日～1 月 4 日)、特別整理期間（到时将给予通知）

○设施的借用

上福岡图书馆的集会室 1、集会室 2、视听觉大厅，可借给个人或团体使用，需要收费。预约时，请利用公共设施预约网（公共施設予約システム）。

使用方法等，请向各图书馆咨询。

■ふじみ野市上福岡立历史民俗资料馆

ふじみ野市長宮 1-2-11

入馆费用：免费

开馆时间：9:00～16:30

休馆日：星期一(如逢节假日时也休馆)年始年终(12 月 28 日～1 月 4 日)

展示内容：(原始、古代、中世、近世)

- ・在市内掘出的土器、石器、板碑（墓碑）、陶瓷器、古钱及幕末动乱资料(从 27000 年前到 150 年前)

- ・新河岸川の船运 货运船务行、船夫、造船工的资料等

- ・守护着传统技术的人们 上福岡的本地产业手工扫帚

- ・上福岡的民家 厨房以及泥巴地房间的再现

- ・上福岡的民俗艺术才能 上福岡的「はやし連」的山车（だし）

◆咨询处

- ・ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館

Tel. 261-6065

■福岡河岸記念館

ふじみ野市福岡 3-4-2

Tel. 269-4859

入館料：一般・学生 100 円

児童・生徒 50 円

(20 人以上団体割引：一般・学生 80 円、児童・生徒 40 円)

開館時間：10:00～16:00(10～4 月)、10:00～16:30(5～9 月)

休館日：月曜日(祝日にあたるときも休館)、年末年始(12 月 27 日～1 月 4 日)

展示内容：市指定文化財 回漕問屋福田屋の建物を保存公開し、舟運と問屋の暮らしを展示

◆問い合わせ

・ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館

Tel. 261-6065

■大井郷土資料館

ふじみ野市苗間 40-39

(展示スペースは苗間43-6の旧大井村役場の1階)

入館料：無料

開館時間：9:00～16:30

休館日：毎月第 2 月曜日(祝日にあたるときも休館)、年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)、特別休館日(その都度お知らせします)

◆問い合わせ

・ふじみ野市立大井郷土資料館

Tel. 263-3111

■旧大井村役場

ふじみ野市苗間 34-6

入館料：無料

開館時間：9:00～16:30

休館日：月曜日(祝日にあたるときも休館)、年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)、特別休館日(その都度お知らせします)

展示内容：大井地域の歴史を展示

◆問い合わせ

・ふじみ野市旧大井村役場

Tel. 265-3915

■ふじみ野市立福岡河岸記念館

ふじみ野市福岡 3-4-2

Tel. 269-4859

入館費用：普通・学生 100 日元 児童・学徒 50 日元

(20 人以上団体优待：普通・学生 80 日元、児童・学徒 40 日元)

开馆时间：10:00～16:00(10～4 月)、10:00～16:30(5～9 月)

休馆日：星期一(如逢节假日时也休馆)、年始年终(12 月 27 日～1 月 4 日)

展示内容：市所指定的文化财宝 水路运输行福田屋建筑物的保存公开展示、船运及货运船务行的生活展示

◆咨询处

・ふじみ野市立上福岡历史民俗资料馆

Tel. 261-6065

■大井郷土資料館

ふじみ野市苗間 40-39

(展览厅位于苗間 43-6 的旧大井村役场的 1 楼)

入館費用：免費

开馆时间：9:00～16:30

休馆日：毎月第 2 周的周一(如逢节假日时也休馆)、年始年终(12 月 28 日～1 月 4 日)、特別休館日(到时将给予通知)

◆咨询处

・ふじみ野市立大井郷土資料館

Tel. 263-3111

■旧大井村役場

ふじみ野市苗間 34-6

入館費用：免費

开馆时间：9:00～16:30

休馆日：星期一(如逢节假日时也休馆)、年始年终(12 月 28 日～1 月 4 日)、特別休館日(到时将给予通知)

展示内容：大井地域的历史展示

◆咨询处

・ふじみ野市旧大井村役場

Tel. 265-3915

运动设施・文化设施・社区设施



スポーツ施設・文化施設・コミュニティ施設

■体育館

有料で下記のスポーツなどが行えます。

バレーボール、バスケットボール、
バドミントン、卓球、その他

・スポーツセンター総合体育館
(武道館併設)

ふじみ野市大井武蔵野 1392-1

・スポーツセンター上野台体育館
(トレーニング室含む)

ふじみ野市福岡 1-1-3

・スポーツセンター駒林体育館

ふじみ野市駒林 28

休館日：第1月曜日（ただし、月
曜日が祝日にあたるときは開館）

年末年始（12月27日～1月5日）

利用時間：9:00～21:00

◆問い合わせ

・スポーツセンター総合体育館

Tel. 264-7711

・スポーツセンター上野台体育館

Tel. 263-8988

スポーツセンター駒林体育館

Tel. 269-2985

■グラウンド

有料で下記のスポーツなどが行えます。

少年野球、ソフトボール、少年サッカー、その他

・スポーツセンター多目的グラウンド

ふじみ野市大井武蔵野 1386

休館日：第1月曜日（ただし、月
曜日が祝日に当たる場合は開館）

年末年始（12月27日～1月5日）

利用時間：9:00～19:00（4月～9
月）9:00～17:00（10月～3月）

◆問い合わせ

Tel. 264-7711

■体育館

可繳付費用参加下列多项运动。

排球、籃球、羽毛球、乒乓球、其他

・スポーツセンター総合体育館(武道館併設)

ふじみ野市大井武蔵野 1392-1

・スポーツセンター上野台体育館（包括训练室）

ふじみ野市福岡 1-1-3

・スポーツセンター駒林体育館

ふじみ野市駒林 28

休館日：第一个周一(但是、周一如逢节假日时是开放的)年
始年终(12月27日～1月5日)

利用时间：9:00～21:00

◆咨询处

・スポーツセンター総合体育館

Tel. 264-7711

・スポーツセンター上野台体育館

Tel. 263-8988

・スポーツセンター駒林体育館

Tel. 269-2985

■球场

付费制运动项目如下。

少年棒球，垒球，少年足球，其他

・スポーツセンター多目的グラウンド

ふじみ野市大井武蔵野 1386

休館日：第一个周一(但是、周一如逢节假日时是开放的)年
始年终(12月27日～1月5日)

利用时间：9:00～19:00(4～9月)

9:00～17:00(10～3月)

◆咨询处

Tel. 264-7711

■テニスコート

スポーツセンターテニスコート
ふじみ野市大井武蔵野 1394-1
休場日：第1月曜日（ただし、月曜日が祝日にあたるときは開館）
年末年始（12月27日～1月5日）
利用時間：9:00～21:00

◆問い合わせ
Tel. 264-7711

■弓道場

スポーツセンター弓道場
ふじみ野市大井武蔵野 1393-2
休場日：第1月曜日（ただし、月曜日が祝日にあたるときは開館）
年末年始（12月27日～1月5日）
利用時間：9:00～21:00

◆問い合わせ
Tel. 264-7711

■学校運動場照明施設

有料で夜間、下記の学校のグラウンドで、サッカー、野球（軟式）などのスポーツが行えます。

・大井東中学校
ふじみ野市ふじみ野 3-2-1
利用時間：19:00～21:30（5～9月）2時間まで
18:00～21:30（10～4月）2時間まで

※諸条件がありますので、お問合せください

◆問い合わせ
・ふじみ野市文化・スポーツ振興課スポーツ振興係
Tel. 220-2090

■文化施設（ふじみ野ステラ・イースト）

有料で合唱、楽器練習、ダンス、バレエ、工作、料理、会議、研修などの活動が行えます。

・ふじみ野ステラ・イースト
ふじみ野市福岡 1-1-8
休館日：第3月曜日（ただし、月曜日が祝日に当たる場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月4日）
利用時間：9:00～22:00
◆問い合わせ
・ふじみ野ステラ・イースト
Tel. 261-6678

■网球场

スポーツセンターテニスコート
ふじみ野市大井武蔵野 1394-1
休息日：毎月第1週の周一（周一是节假日时，则会开放）
年始年末（12月27日～1月5日）
利用時間：9:00～21:00

◆咨询处
Tel. 264-7711

■弓道場

スポーツセンター弓道場
ふじみ野市大井武蔵野 1393-2
休息日：毎月第1週の周一（周一是节假日时，则会开放）
年始年末（12月27日～1月5日）
利用時間：9:00～21:00

◆咨询处
Tel. 264-7711

■学校运动场照明设施

夜间须要缴付费用，可利用以下所记学校的操场，玩足球、棒球（软式）等运动。

・大井東中学校
ふじみ野市 3-2-1
利用時間：19:00～21:30（5～9月）2个钟头
18:00～21:30（10～4月）2个钟头

※设有各种条件，具体事宜请与下记窗口进行咨询

◆咨询处
・ふじみ野市文化・スポーツ振興課スポーツ振興係
Tel. 220-2090

■文化设施（ふじみ野ステラ・イースト）

举办合唱、乐器练习、舞蹈、芭蕾、手工制作、烹饪、会议、研修等活动，需收费。

・ふじみ野ステラ・イースト
ふじみ野市福岡 1-1-8
休馆日：第三个周一（若周一为节假日休息日的话，则改为次日。）
、年始年终（12月29日～1月4日）
利用時間：9:00～22:00
◆咨询处
・ふじみ野ステラ・イースト
Tel. 261-6678

■文化施設(ふじみ野ステラ・ウェスト)

有料で合唱、楽器練習、ダンス、バレエ、工作、料理、会議、研修などの活動が行えます。

・ふじみ野ステラ・ウェスト

ふじみ野市大井中央 2-1-8

休館日：第2月曜日（ただし、月曜日が祝日に当たる場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月4日）

◆問い合わせ

・ふじみ野ステラ・ウェスト

Tel. 261-0648

■文化施設(ふじみ野市立産業文化センター)

有料で合唱、発表会、講座、会議、研修などの活動が行えます。

・ふじみ野市立産業文化センター

ふじみ野市うれし野 2-10-48

休館日：年末年始（12月29日～1月3日）

利用時間：9：00～21：30

◆問い合わせ

・ふじみ野市立産業文化センター

Tel. 269-4811

■市民憩の森

ふじみ野市大井中央 1-1094-3

開園時間：8：30～17：00

休園日 毎月第1月曜日（休日の場合は翌日以降の最初の平日）、年末年始（12月27日～1月5日）

・バーベキューなどの野外活動に利用できます。（有料）

◆問い合わせ

・ふじみ野市協働推進課

Tel. 262-8123

■文化施設(ふじみ野ステラ・ウェスト)

举办合唱、乐器练习、舞蹈、芭蕾、手工制作、烹饪、会议、研修等活动，需收费。

・ふじみ野ステラ・ウェスト

ふじみ野市大井中央 2-1-8

休館日：第二个周一（若周一为节假日休息日的话，则改为次日。）、年始年终（12月29日～1月4日）

利用时间：9：00～22：00

◆咨询处

・ふじみ野ステラ・ウェスト

Tel. 261-0648

■文化施設(ふじみ野市立産業文化センター)

可在本馆举办合唱、发表会、讲座、会议、研修等活动，需收费。

・ふじみ野市立産業文化センター

ふじみ野市うれし野 2-10-48

休館日：年始年终（12月29日～1月3日）

利用时间：9：00～21：30

◆咨询处

・ふじみ野市立産業文化センター

Tel. 269-4811

■市民休息林

ふじみ野市大井中央 1-1094-3

开园时间：8：30～17：00

休园日 每月的第一个周一（节假日开放，次日以后的第一个平日休息）、年末年始（12月27日～1月5日）

・容许进行烤肉等野外活动（付费制）

◆咨询处

・ふじみ野市協働推進課

Tel. 262-8123



■ふじみ野市運動公園

ふじみ野市福岡新田 247-1
野球場 1 面 (有料)、テニスコート
6 面 (ナイター設備あり、有料)、
フットサルコート 2 面 (有料)、そ
の他

◆問い合わせ

・運動公園

Tel. 266-3941 (ふじみ野市運動公園管理事務所)

■ふじみ野市第 2 運動公園

ふじみ野市福岡 5-1
体育館アリーナ 1 面 (有料)、卓球
場 6 台 (有料)、柔道場 2 面 (有
料)、剣道場 2 面 (有料)、多目的
球場 1 面 (有料)、その他

◆問い合わせ

・第 2 運動公園

Tel. 265-3460 (ふじみ野市第 2 運動公園管理事務所)

■荒川運動公園

富士見市南畑新田 787-1
有料で下記のスポーツなどが行え
ます。
軟式野球、ソフトボール、サッ
カー。

◆問い合わせ

・運動公園

Tel. 266-3941 (ふじみ野市運動公園管理事務所)

Tel. 255-1070 (荒川運動公園管理棟)

■福岡中央公園

ふじみ野市上野台 1-3-1 及び 1-4

■清見第 1 公園

ふじみ野市清見 1-7

■清見第 2 公園

ふじみ野市清見 4-2

■ふじみ野市運動公園

ふじみ野市大字福岡新田 247-1

棒球场一面場地 (須收费)、网球场六面場地 (有夜间照明设备, 须收费)、五人足球两面場地 (须收费)、其他

◆咨询处

・运动公园

Tel. 266-3941 (ふじみ野市运动公园管理事务所)

■ふじみ野市第 2 运动公园

ふじみ野市福岡 5-1

体育館アリーナ 1 面 (须收费)、乒乓球台 6 台 (须收费)、
柔道場 2 面 (须收费)、剣道場 2 面 (须收费)、多目的球場
1 面 (须收费)、其他

◆咨询处

・第 2 运动公园

Tel. 265-3460 (ふじみ野市第 2 运动公园管理事务所)

■荒川運動公園

富士見市南畑新田 787-1

可缴付費用参加下列多项运动。

软式棒球、软式球、足球。

◆咨询处

・运动公园

Tel. 266-3941 (ふじみ野市运动公园管理事务所)

Tel. 255-1070 (荒川运动公园管理棟)

■福岡中央公園

ふじみ野市上野台 1-3-1&1-4

■清見第 1 公園

ふじみ野市清見 1-7

■清見第 2 公園

ふじみ野市清見 4-2

■大原公園

ふじみ野市大原 1-5707-1

■南台あすなろ公園

ふじみ野市南台 1-747 ほか

■西中央公園

ふじみ野市霞ヶ丘 2-1791-21 ほか

■西ノ原中央公園

ふじみ野市うれし野 1-5-1

■東原親水公園

ふじみ野市大井 2-13-1

■亀久保中央公園

ふじみ野市亀久保 1-2

■亀久保西公園

ふじみ野市大井中央 3-25-3

■東久保中央公園

ふじみ野市ふじみ野 1-3

■鶴ヶ岡中央公園

ふじみ野市鶴ヶ岡 2-5

◆問い合わせ

・ふじみ野市公園緑地課公園緑地係

Tel. 220-2067

■大原公園

ふじみ野市大原 1-5707-1

■南台あすなろ公園

ふじみ野市南台 1-747 ほか

■西中央公園

ふじみ野市霞ヶ丘 2-1791-21 ほか

■西ノ原中央公園

ふじみ野市うれし野 1-5-1

■東原親水公園

ふじみ野市大井 2-13-1

■亀久保中央公園

ふじみ野市亀久保 1-2

■亀久保西公園

ふじみ野市大井中央 3-25-3

■東久保中央公園

ふじみ野市ふじみ野 1-3

■鶴ヶ岡中央公園

ふじみ野市鶴ヶ岡 2-5

◆咨询处

・ふじみ野市公園緑地課公園緑地係

Tel. 220-2067

紧急情况的处理



緊急事態の対処方法

事故や犯罪に遭ったり、 危険と思ったら 110 番へ！（無料）

交通事故に遭った場合や犯罪に遭ったり、身に危険を感じた場合や不審者を見かけた時は直ちに警察署に連絡をしてください。

■緊急な場合の電話での連絡先

緊急の場合は「110」へダイヤルして、住所、氏名を名乗り状況を話してください。

■警察への相談や問い合わせ先

・けいさつ総合相談センター
相談日時：24 時間受付（原則、電話もしくはメールによる受付）
Tel. 048-822-9110（通訳有）又は #9110
・東入間警察署
Tel. 269-0110

■交番の仕事

交番では、次のような仕事をしています。

- ・犯罪に遭ったときの届出や相談
- ・危険を感じたときの届出や相談
- ・道に迷ったときの案内
- ・落とし物、忘れ物の受付
- ・迷子（人）の届出や搜索

发生犯罪以及事故、感到危险时， 请速拨 110 电话号码！（免费）

发生犯罪以及事故、感到身边周围感到危险，以及看见行动可疑者时，请立刻与附近的警察署连络。

■紧急时的电话联络处

发生紧急事故时，请立刻拨打「110」并说明住址、姓名、状况。

■向警察商量以及咨询处

・けいさつ総合相談センター
咨询日期以及时间：
24 小时受理（原则上，请打电话或发邮件）
Tel. 048-822-9110（有通译）或者 #9110
東入間警察署
Tel. 269-0110

■派出所的工作任务

以下是派出所的工作任务。

- ・遭到犯罪时的报案以及商量
- ・感到危险时的报案以及商量
- ・迷路时的指点
- ・遗失物的受理
- ・迷路孩子(人)的申报受理以及搜索

■DV窓口

○緊急の場合

東入間警察署

Tel. 269-0110

○相談窓口

埼玉県婦人相談センター（DV 相談担当）

Tel. 048-863-6060

受付時間：月～土曜日 9:30～20:30、日祝 9:30～17:00

■DV咨询服务窗口

○緊急時

東入間警察署

Tel. 269-0110

○咨询服务窗口

埼玉県婦人相談センター（DV 咨询担任）

Tel. 048-863-6060

受理时间：星期一～星期六

9:30～20:30、节假日 9:30～17:00

—火事・救急車は 119 番へ！— （無料）

■火災が起きたら！

- ①大声で周囲の人に助けを求め
る。
- ②初期消火に努める。初期消火の
限界は天井に火が届くまで。
- ③天井に火が届くようになったら
すぐ避難。
- ④怖いのは火より煙。煙の中では
姿勢を低くする。

■急病や大けがをしたとき

急病や事故などの救急時には、119
をダイヤルして救急車を呼びま
す。連絡する時は、次のことを伝
えましょう。

- ①急病が発生した場所
- ②通報者の氏名・電話番号
- ③救急車がかけつける際の目標物
- ④急病者・負傷者の容体
普段から日本語ではっきり伝え
られるようにメモに書いたり、練
習しておきましょう。

■こんな時は救急車を！

- ・意識のないとき
- ・呼吸をしていないとき
- ・脈が止まっているとき

—火災・救護車 请拨打 119 电话号码！— （免费）

■发生火灾时！

- ①大声的向周围的人求救。
- ②开始着火时，应尽力的灭火，而火势的界限范围是未达天
花板。
- ③一旦火焰到达天花板时，应迅速避难。
- ④发生火灾时，烟雾比火更可怕；在烟雾中、请放低姿势行
动，以防被烟雾呛倒。

■突发急病及受重伤时

突发急病及发生事故等的急救时，请速拨 119，呼叫救护车，
并请传达以下连络事项。

- ①突发急病时的地点
- ②通报者的姓名、电话号码
- ③救护车能赶到现场的醒目大目标
- ④急病者、受重伤者的症状

平常把要传达的日语写在纸上并重复练习，这是非常重要的。

■如发生下列情况时，请速呼叫救护车

- ・不省人事时
- ・呼吸停止时
- ・脉搏停止时

■緊急通報のしかた

- ①火災・救急は119へ。
- ②通報の際には、火災・救急の別と住所や場所をゆっくりはっきりと話す。
- ③言葉が分からないときは、近くの日本人に依頼する。

■火災の予防

- ・寝タバコはしない。
- ・灰皿に水を入れておく。
- ・コンロの火を使っているときは、その場を離れない。離れるときは、火を消す。
- ・コンロの回りに燃えやすいものを置かない。
- ・ガス器具や石油ストーブは使用方法を守って使う。
- ・家の回りに、燃えやすいものを置かない。
- ・いざというときに備えて、消火器を用意する。

◆問い合わせ

- ・入間東部地区事務組合消防本部
- Tel. 261-6000

■緊急通報の方法

- ①发生火灾・紧急时，请拨打119。
- ②通报时，请慢慢地、清楚地讲明，救火还是救人；并说明地址或出事地点。
- ③如果不会日语时，请附近的日本人帮忙。

■预防火灾

- ・就寝时不抽烟。
- ・烟灰缸里放些水。
- ・使用煤气炉时，不可大意，有事离开时、要熄火。
- ・煤气炉的周围，不放置易燃物。
- ・使用煤气器具及煤气暖炉时，须遵守使用方法。
- ・房屋的周围，不放置易燃物。
- ・预备灭火器，以防万一。

◆咨询处

- ・入間東部地区事務組合消防本部
- Tel. 261-6000

发生灾害时



大きな災害が起きたら

■災害の備え

日本は、世界でもっとも地震や台風（大雨・強風）の多い国の一つです。各家庭で「安全」について話し合い、いざという時でもあわてず冷静に行動してください。最寄りの小・中学校などが指定された避難場所になっています。普段から自分の避難場所を確認しておきましょう。

■災害の対策と用意

- ・家具など倒れやすいものは、日頃から倒れないように柱などに固定しておきます。
- ・水や食べるものを準備します。
- ・簡易トイレ、携帯の充電器、懐中電灯（手にもつライト）、新しい電池を準備します。
- ・ハザードマップ（危険な場所、避難所）を確認しておきます。



ハザードマップ

- ・避難所（逃げるところ）を考えておきます。（家族・友人・ホテルなどでも良いです）
- ・テレビ・インターネットなどで天気などの情報を確認しましょう。

■防災措施

日本是世界地震、台風（大雨、強風）最多的的国家之一，各个家庭须对「安全」问题，加以讨论；一旦发生时，也不要慌张，须冷静地行动。附近的中小学校等是指定的避难场所。平时就请确认好自己的避难场所。

■灾害的对策和准备工作

- ・容易倒塌的家具等，平常就须用辅助品来固定家具。
- ・备存水和食物。
- ・备存简易厕所、手机充电器、手电筒（手拿式）、新的干电池。
- ・提前仔细确认危险度地图（危险地点、避难所等）。



危険度地図

- ・提前考虑避难所问题（避难的地方。亲人、朋友、旅馆等都可以）。
- ・通过电视、网络等确认气象等信息。

■地震が起きたときの注意

- ・危険を感じたら、テーブルの下などに身を隠します。
- ・倒れやすいものの近くに行かないようにしましょう。
- ・揺れが収まったら火の始末をします。

※地震災害で多いのが「火事」です。

■大雨や台風のと看

- ①気象情報や市からの避難情報などに注視しましょう。(テレビやインターネットなど)
- ②川や用水路に近づくのはやめましょう。
- ③避難所に行くことが難しいときは、家の中でできるだけ安全な場所(2階以上)で待機したり、近隣のできるだけ頑丈な建物に避難しましょう。

◆問い合わせ

- ・ふじみ野市危機管理防災課
- Tel. 262-9017

■发生地震时的注意事项

- ・如感到危险，请即躲入桌下等，以策安全。
- ・勿靠近易倒塌物品。
- ・摇晃停止后再关火。

※地震灾害，引起的「火灾」，为数最多。

■大雨、台风时

- ①通过电视或网络，密切关注气象信息，市里发出的避难信息等。
- ②千万不要靠近河流和水渠。
- ③无法去避难所避难时，尽可能待在家中的安全处(2楼以上)，或去家附近最牢固的建筑物里避难。

◆咨询处

- ・ふじみ野市危机管理防灾课

Tel. 262-9017

地域の避難場所



地域の避難場所

■指定避難所／ 指定避難所（无法继续在自家生活时，可以暂住的地方）
（家で生活することが難しいとき、しばらく生活する場所）

名 称		地 址
大井小学校	大井小学校	苗間 3 7
福岡小学校	福岡小学校	西原 2 - 6 - 1
駒西小学校	駒西小学校	駒西 3 - 6 - 1
上野台小学校	上野台小学校	福岡 1 - 2 - 1
鶴ヶ丘小学校	鶴ヶ丘小学校	鶴ヶ岡 1 - 3 - 1
西小学校	西小学校	西 2 - 1 0 - 2 5
東原小学校	東原小学校	大井 2 - 9 - 1
西原小学校	西原小学校	大井武蔵野 1 3 2 2 - 4
亀久保小学校	亀久保小学校	ふじみ野 2 - 2 2 - 1
三角小学校	三角小学校	亀久保 1 7 0 9 - 1
さぎの森小学校	さぎの森小学校	駒林 2 8
東台小学校	東台小学校	大井 7 1 0 - 1
大井中学校	大井中学校	苗間 2 4 - 1
福岡中学校	福岡中学校	上野台 3 - 3 - 1
葦原中学校	葦原中学校	川崎 3 1 0
花の木中学校	花の木中学校	中福岡 2 1 3 - 1
大井西中学校	大井西中学校	大井武蔵野 4 0 8 - 1
大井東中学校	大井東中学校	ふじみ野 3 - 2 - 1
ふじみ野市第2運動公園	ふじみ野市第2運動公園	福岡 5 - 1
ふじみ野ステラ・イースト	ふじみ野ステラ・イースト	福岡 1 - 1 - 8
上福岡西公民館	上福岡西公民館	上福岡 5 - 2 - 1 2

■指定緊急避難場所／ 指定緊急避難所（从灾害中保护人身安全，紧急避难的临时场所）
（災害の危険から命を守るため、緊急的かつ一時的に避難する場所）

名 称		地 址
総合体育館	総合体育館	大井武蔵野 1 3 9 2 - 1
上野台体育館	上野台体育館	福岡 1 - 1 - 3
駒林体育館	駒林体育館	駒林 2 8
県立ふじみ野高等学校	県立ふじみ野高等学校	大井 1 1 5 8 - 1
亀久保中央公園	亀久保中央公園	亀久保 1 - 2
市沢公園	市沢公園	市沢 2 - 5 - 5
西ノ原中央公園	西ノ原中央公園	うれし野 1 - 5 - 1
西鶴ヶ岡公園	西鶴ヶ岡公園	西鶴ヶ岡 2 - 7 4 1 - 1 1
鶴ヶ岡中央公園	鶴ヶ岡中央公園	鶴ヶ岡 2 - 5
東原親水公園	東原親水公園	大井 2 - 1 3 - 1
福岡中央公園	福岡中央公園	上野台 1 - 3 - 1 & 1 - 4
西中央公園	西中央公園	霞ヶ丘 2 - 1 7 9 1 - 2 1
東久保中央公園	東久保中央公園	ふじみ野 1 - 3
文京学院大学第 1 グラウンド	文京学院大学第 1 操场	亀久保 1 1 5 0 - 1 3
文京学院大学第 2 グラウンド	文京学院大学第 2 操场	大井中央 1 1 6 8 - 1 2
市民憩いの森	市民休息森林	大井中央 1 - 1 0 9 4 - 3
勝瀬小学校グラウンド	勝瀬小学校の操场	富士見市勝瀬 6 7 4
ふじみ野小学校グラウンド	ふじみ野小学校的操场	富士見市ふじみ野東 4 - 4 - 1

公共施設



公共施設

携帯電話から電話する場合は、頭に「049」を付けてください。
用手机打电话时，请在号码的最前面加上“049”。（TEL No. 049-●●●-●●●●）

■保育所（公立）／ 保育所（公立）

名 称		地 址	Tel
上野台保育所	上野台保育所	上野台 1-1-1	261-2841
霞ヶ丘保育所	霞ヶ丘保育所	霞ヶ丘 1-5-5	261-0612
滝保育所	滝保育所	長宮 2-1-23	264-3867
新田保育所	新田保育所	新田 1-4-23	264-5405
大井保育所	大井保育所	市沢 2-5-1	263-5200

■保育園（私立）／ 保育園（私立）

たんぽぽ保育園	たんぽぽ保育園	駒林 79-2	263-0857
かすが保育園	かすが保育園	東久保 1-38-1	261-4714
風の里保育園	風の里保育園	大井 1125-4	263-8355
ゆずり葉保育園	ゆずり葉保育園	鶴ヶ岡 4-16-1	263-8526
ふじみ野なかよし保育園	ふじみ野なかよし保育園	上福岡 1-12-8	266-6662
麦っ子保育園	麦っ子保育園	ふじみ野 3-10-2	264-3768
子どものその幼保連携型認定こども園	子どものその幼保連携型認定こども園	中福岡 79-1	266-3332
たんぽぽ第二保育園	たんぽぽ第二保育園	西 2-12-25	256-5778
亀久保ひまわり保育園	亀久保ひまわり保育園	亀久保 4-12-33	264-5515
三丁目すまいる保育園	三丁目すまいる保育園	上福岡 3-10-7	257-6653
ふじみ野どろんこ保育園	ふじみ野どろんこ保育園	亀久保 1256-6	257-4162
鶴ヶ岡すまいる保育園	鶴ヶ岡すまいる保育園	鶴ヶ岡 3-19-80	265-5123
上福岡おひさま保育園	上福岡おひさま保育園	上福岡 5-1-2	261-3000
緑保育園	緑保育園	亀久保 1-13-2	261-2733
子どものその苗間こども園	子どものその苗間こども園	苗間 390-5	264-3333
幼保連携型認定こども園星和幼稚園	幼保連携型認定こども園星和幼稚園	元福岡 3-15-1	263-6000
花の木なかよし保育園	花の木なかよし保育園	花ノ木 1-1-2	267-1000
ふじみのかびら保育園	ふじみのかびら保育園	駒林元町 3-4-2	256-9091

■地域型保育施設／ 地区的保育施設

いちご保育室	いちご保育室	丸山 7-14 DUO FUJIMINO 105	261-4714
おともだち保育室	おともだち保育室	うれし野 1-6-20	263-0089
たけっ子保育室	たけっ子保育室	福岡中央 2-15-1	293-1299
ひよこ保育室	ひよこ保育室	うれし野 1-3-11	261-3324
上福岡総合病院さくらんぼ保育室	上福岡総合病院さくらんぼ保育室	福岡新田 108-1	266-0111

■小学校（市立）／ 小学校（市立）

大井小学校	大井小学校	苗間 37	261-0242
福岡小学校	福岡小学校	西原 2-6-1	261-0144
駒西小学校	駒西小学校	駒西 3-6-1	261-5915
上野台小学校	上野台小学校	福岡 1-2-1	261-1415
鶴ヶ丘小学校	鶴ヶ丘小学校	鶴ヶ岡 1-3-1	262-1008
西小学校	西小学校	西 2-10-25	261-1200
東原小学校	東原小学校	大井 2-9-1	264-8519
西原小学校	西原小学校	大井武蔵野 1322-4	264-5404
元福小学校	元福小学校	元福岡 3-15-2	264-5402
亀久保小学校	亀久保小学校	ふじみ野 2-22-1	263-7533
三角小学校	三角小学校	亀久保 1709-1	264-5001
さぎの森小学校	さぎの森小学校	駒林 28	263-2260
東台小学校	東台小学校	大井 710-1	

■中学校（市立）／ 中学校（市立）

大井中学校	大井中学校	苗間 24-1	261-0005
福岡中学校	福岡中学校	上野台 3-3-1	261-0142
葦原中学校	葦原中学校	川崎 310	262-5433
花の木中学校	花の木中学校	中福岡 213-1	264-5400
大井西中学校	大井西中学校	大井武蔵野 408-1	264-1030
大井東中学校	大井東中学校	ふじみ野 3-2-1	263-5181

■高等学校・大学／ 高等学校・大学

県立ふじみ野高等学校	県立ふじみ野高等学校	大井 1158-1	264-7801
文京学院大学	文京学院大学	亀久保 1196	261-6488

■児童センター／ 児童中心

東児童センター	東児童センター	福岡 1-2-5（総合センター「フクトピア」3F）	264-7916
西児童センター	西児童センター	大井中央 1-1-1（大井総合支所 3F）	256-7670

■放課後児童クラブ／ 放课后儿童俱乐部

福岡・第2福岡・第3福岡放課後児童クラブ	福岡・第2福岡・第3福岡放課後児童クラブ	西原 2-6-1	264-8134
駒西放課後児童クラブ	駒西放課後児童クラブ	駒西 3-6-2	263-8112
第2駒西・第3駒西放課後児童クラブ	第2駒西・第3駒西放課後児童クラブ	駒西 3-6-3	266-8345
上野台・第2上野台放課後児童クラブ	上野台・第2上野台放課後児童クラブ	福岡 1-2-2	264-8021
第3上野台・第4上野台放課後児童クラブ	第3上野台・第4上野台放課後児童クラブ	福岡 1-2-3	265-3832

西放課後児童クラブ	西放課後児童クラブ	西 2-10-25	263-9785
第2西放課後児童クラブ	第2西放課後児童クラブ	西 2-8-7	267-2244
元福放課後児童クラブ	元福放課後児童クラブ	元福岡 3-15-2	264-8126
さぎの森放課後児童クラブ	さぎの森放課後児童クラブ	駒林 1263-2	262-4923
大井・第2大井・第3大井放課後児童クラブ	大井・第2大井・第3大井放課後児童クラブ	苗間 40-31	269-1314
鶴ヶ丘放課後児童クラブ	鶴ヶ丘放課後児童クラブ	鶴ヶ岡 1-3-1	262-3938
第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ	第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ	鶴ヶ岡 1-3-26	267-5021
東原・第2東原・第3東原放課後児童クラブ	東原・第2東原・第3東原放課後児童クラブ	大井 2-9-43	264-8815
第4東原放課後児童クラブ	第4東原放課後児童クラブ	大井 2-9-4	263-7499
西原放課後児童クラブ	西原放課後児童クラブ	大井武蔵野 1322-4	264-3388
亀久保・第2亀久保・第3亀久保放課後児童クラブ	亀久保・第2亀久保・第3亀久保放課後児童クラブ	ふじみ野 2-22-53	263-7535
三角放課後児童クラブ	三角放課後児童クラブ	亀久保 1709-1	264-8037
第2三角放課後児童クラブ	第2三角放課後児童クラブ	亀久保 1709-1	257-4118
風の里アフタースクール	風の里アフタースクール	大井 1125-4	263-8355
ゆずり葉アフタースクール	ゆずり葉アフタースクール	鶴ヶ岡 4-16-1	263-8526

■市役所・総合支所・出張所／市役所・総合支所

ふじみ野市役所	ふじみ野市役所	福岡 1-1-1	261-2611
大井総合支所	大井総合支所	大井中央 1-1-1	261-2811
ふじみ野市役所出張所	ふじみ野市役所出張所	霞ヶ丘 1-2-7 (ふじみ野市サービスセンター2F)	261-0353

■市民活動施設／市民活動施設

市民活動支援センター	市民活動支援センター	霞ヶ丘 1-2-7	261-0681
------------	------------	-----------	----------

■集会施設・コミュニティ施設／集会施設・地方自治施設

市民交流プラザ	市民交流プラザ	福岡 1-2-5	264-7971
コスモスホール	コスモスホール	上福岡 1-5-14	264-7971
旭ふれあいセンター	旭ふれあいセンター	苗間 40-7	267-1777
サービスセンターホール	サービスセンターホール	霞ヶ丘 1-2-7	261-0353
鶴ヶ岡コミュニティセンター	鶴ヶ岡コミュニティセンター	鶴ヶ岡 4-16-25	278-1122
ゆめぼると	ゆめぼると	大井中央 1-1-1	261-2811
市民憩の森	市民憩の森	大井中央 1-1094-3	262-8123

■文化施設／文化施設

ふじみ野ステラ・イースト	ふじみ野ステラ・イースト	福岡 1-1-8	261-6678
ふじみ野ステラ・ウェスト	ふじみ野ステラ・ウェスト	大井中央 2-1-8	261-0648
ふじみ野市立産業文化センター	ふじみ野市立産業文化センター	うれし野 2-10-48	269-4811

■福祉施設／ 福祉施設

大井総合福祉センター	大井総合福祉センター	大井中央 2-2-1	266-1111
おおい老人福祉センター	おおい老人福祉センター	大井中央 2-2-1	264-8518
介護予防センター	介護予防センター	霞ヶ丘 1-5-1	264-7270
障がい者総合相談支援センター りあん	障がい者総合相談支援センター りあん	大井中央 2-2-1 (大井総合福祉センター3F)	266-1100
児童発育・発達支援センター	児童発育・発達支援センター	福岡 1-2-5 (総合センター「フクトピア」内)	293-7874
高齢者あんしん相談センターかすみがおか	高齢者あんしん相談センターかすみがおか	霞ヶ丘 1-5-1	264-7620
高齢者あんしん相談センターふくおか	高齢者あんしん相談センターふくおか	福岡 1-1-1	261-1126
高齢者あんしん相談センターつるがまい	高齢者あんしん相談センターつるがまい	大井中央 2-2-1	256-6061
高齢者あんしん相談センターおおい	高齢者あんしん相談センターおおい	大井 621-1	261-3021
霞ヶ丘子育て支援センター	霞ヶ丘子育て支援センター	霞ヶ丘 1-5-5 (霞ヶ丘保育所内)	269-4252
上野台子育て支援センター	上野台子育て支援センター	上野台 1-1-1 (上野台保育所内)	256-8623
大井子育て支援センター	大井子育て支援センター	市沢 2-5-36	293-4062
風の里子育て支援センター	風の里子育て支援センター	大井 1125-4	263-8388
鶴ヶ岡すまいる子育て支援センター	鶴ヶ岡すまいる子育て支援センター	鶴ヶ岡 3-19-80	265-5123
ふじみ野どろんこ保育園ちきんえっぐ	ふじみ野どろんこ保育園ちきんえっぐ	亀久保 1256-6	257-4162
子育てふれあい広場	子育てふれあい広場	霞ヶ丘 1-2-7 (ふじみ野市サービスセンター1F)	261-0611
第2 鶴ヶ丘子育てサロン	第2 鶴ヶ丘子育てサロン	鶴ヶ岡 1-3-26	262-4438
東原子育てサロン	東原子育てサロン	大井 2-9-43	262-4438
駒西子育てサロン	駒西子育てサロン	駒西 3-6-2	257-6366
ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター	福岡 1-2-5 (東児童センター内)	262-1135

■社会福祉協議会／ 社会福祉協議会

社会福祉協議会本部	社会福祉協議会本部	福岡 1-1-1 (第3庁舎1F)	264-7212
社会福祉協議会大井支所	社会福祉協議会大井支会	大井中央 1-1-1 (大井支所 1F)	266-1981

■健康管理施設／ 健康管理施設

保健センター	保健中心	福岡 1-2-5 (総合センター「フクトピア」内)	264-8292
休日急患診療所	休日急患診療所	駒林元町 3-1-20	264-9592
小児時間外救急診療所	小児時間外救急診療所	駒林元町 3-1-20	264-9592

■社会教育施設／ 社会教育设施

上福岡西公民館 (2025 年 9 月 28 日まで開館)	上福岡西公民館 (至 2025 年 9 月 28 日为止营业)	上福岡 5-2-12	266-9501
上福岡西公民館分室	上福岡西公民館分室	新田 1-3-15	266-9501
上福岡図書館	上福岡図書館	上野台 3-3-1	262-3710
大井図書館	大井図書館	大井中央 2-1-8 (ステラ・ウェスト内)	263-1100
上福岡西公民館図書室 (2025 年 9 月 28 日まで開館)	上福岡西公民館図書室 (至 2025 年 9 月 28 日为止营业)	上福岡 5-2-12	264-5388
上福岡歴史民俗資料館	上福岡歴史民俗資料館	長宮 1-2-11	261-6065
福岡河岸記念館	福岡河岸記念館	福岡 3-4-2	269-4859
大井郷土資料館	大井郷土資料館	苗間 40-39	263-3111
旧大井村役場	旧大井村役場	苗間 34-6	265-3915

■スポーツ施設／ 运动设施

スポーツセンター総合体育館	スポーツセンター総合体育館	大井武蔵野 1392-1	264-7711
スポーツセンター上野台体育館	スポーツセンター上野台体育館	福岡 1-1-3	263-8988
スポーツセンター駒林体育館	スポーツセンター駒林体育館	駒林 28	269-2985
スポーツセンター多目的グラウンド	スポーツセンター多功能球場	大井武蔵野 1386	264-7711
スポーツセンターテニスコート	スポーツセンター网球场	大井武蔵野 1394-1	264-7711
スポーツセンター弓道場	スポーツセンター弓道場	大井武蔵野 1393-2	264-7711
運動公園	运动公園	福岡新田 247-1	266-3941
第 2 運動公園	第 2 运动公园	ふじみ野市福岡 5-1	265-3460

■学校給食センター／ 学校给食中心

なの花学校給食センター	なの花学校給食センター	中福岡 122-1	262-4357
あおぞら学校給食センター	あおぞら学校給食センター	西鶴ヶ岡 1769-1	261-5564

■上水道施設／ 上水道设施

福岡浄水場	上福岡浄水場	福岡 1-4-1	263-4315
大井浄水場	大井浄水場	大井武蔵野 1259	261-4311

■ゴミとし尿／ 垃圾及粪尿

ふじみ野市・三芳町環境センター	ふじみ野市・三芳町環境センター	駒林 1117	257-5374
入間東部地区事務組合	入間東部地区事務組合	大井中央 1-1-19	261-6000

■警察／ 警察

東入間警察署	東入間警察署	うれし野 1-4-1	269-0110
福岡交番	福岡派出所	上野台 1-5-1	261-4479
霞ヶ丘交番	霞ヶ丘派出所	霞ヶ丘 1-1-1	261-5956
東久保交番	東久保派出所	ふじみ野 1-8-39	264-8360
大井交番	大井派出所	緑ヶ丘 1-11-3	266-0390

■消防署／ 消防署

入間東部地区事務組合消防本部	入間東部地区事務組合消防本部	大井中央 1-1-19	261-6000
西消防署	西消防署	大井中央 1-1-19	261-5837
東消防署ふじみ野分署	東消防署ふじみ野分署	川崎 2-7-3	267-0119

■その他の施設／ 其他的施設

消費生活センター	消費生活中心	福岡 1-1-2	263-0110
内職相談室	内職相談室	福岡 1-1-1	261-2611
商工会	商工会	上福岡 1-5-14	261-3156
シルバー人材センター本部事務所	シルバー人材センター本部事務所	亀久保 3-3-17	266-3001
シルバー人材センター上福岡事務所	シルバー人材センター上福岡事務所	福岡 1-1-1	266-3001
教育相談室	教育相談室	福岡 1-1-3 上野台体育館管理棟 2F	266-1113

■郵便局／ 郵局

上福岡郵便局 (イオンタウンふじみ野内)	上福岡郵便局 (イオンタウンふじみ野内)	福岡 2-1-6 イオンタウンふじみ野内	0570-943-567
上福岡駅前郵便局	上福岡駅前郵便局	霞ヶ丘 1-2-12	263-0050
上福岡松山郵便局	上福岡松山郵便局	松山 1-3-13	263-0054
上福岡駒林郵便局	上福岡駒林郵便局	駒西 1-6-2	264-2281
上福岡北口郵便局	上福岡北口郵便局	上福岡 1-14-1	266-5657
上福岡武蔵野郵便局	上福岡武蔵野郵便局	福岡武蔵野 10-12	266-4080
ふじみ野駅西口郵便局	ふじみ野駅西口郵便局	苗間 1-1-20	263-0056
大井亀久保郵便局	大井亀久保郵便局	大井中央 1-1-8	263-0052
大井緑ヶ丘郵便局	大井緑ヶ丘郵便局	緑ヶ丘 1-10-13	263-1811
大井東台郵便局	大井東台郵便局	大井 600-3	264-8883

医療施設一覧



医療施設一覧

a	内科	内科	ll	泌尿器科	泌尿科
b	胃腸科	胃肠科	m	肛門科	肛门科
c	循環器科	循环科	n	放射線科	放射科
d	小児科	小儿科	ñ	呼吸器科	呼吸疾患科
e	神経科	神经科	o	消化器科	消化器官科
f	外科	外科	q	人工透析	人工透析
g	整形外科	整形外科	r	リハビリテーション科	复建科
h	脳神経外科	脑神经外科	s	アレルギー科	過敏
i	産婦人科	妇产科	t	性病科	性病科
j	眼科	眼科	u	神経内科	神经内科
k	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	v	麻酔科	麻醉科
l	皮膚科	皮肤科			

携帯電話から電話する場合は、頭に「049」を付けてください。
用手机打电话时，请在号码的最前面加上“049”。（TEL No. 049-●●●-●●●●）

■救急病院／ 急救医院

1	上福岡総合病院	福岡 931	266-0111
	上福岡総合病院	f, g, h, ll, i, j, k, v, u 消化器内科 消化内科, 呼吸器内科 呼吸内科 循環器内科 循环内科, 糖尿病内科 糖尿病内科 内視鏡内科 内鏡内科, 内視鏡外科 内鏡外科 消化器外科 消化外科, 甲状腺外科 甲状腺外科 ペインクリニック外科 疼痛外科, 乳腺外科 乳腺外科 外科, 歯科・口腔外科 牙科・口腔外科, 人工透析 内科 人工透析内科, 肛門外科 肛门外科, 形成外科 形成外科, 頭頸部外科 头颈部外科	
2	三芳野第2病院	大原 2-1-16	261-0502
	三芳野第2病院	a, g, r	
3	富家病院	亀久保 2197	264-8811
	富家病院	a, l, r, b, ll, u, 通所リハビリテーション（介護保険） 门诊康复治疗（介护保险）, f, h, c	

■内科、外科など／ 内科、外科等

4	三芳野第2病院	大原 2-1-16	261-0502
	三芳野第2病院	a, g, r	

5	上福岡総合病院	福岡 931	266-0111
	上福岡総合病院	f, g, h, ll, i, j, k, v, u 消化器内科 消化内科, 呼吸器内科 呼吸内科 循環器内科 循環内科, 糖尿病内科 糖尿病内科 内視鏡内科 内鏡内科, 内視鏡外科 内鏡外科 消化器外科 消化外科, 甲状腺外科 甲状腺外科 ペインクリニック外科 疼痛外科, 乳腺外科 乳腺外科 腺外科, 歯科・口腔外科 牙科・口腔外科, 人工 透析内科 人工透析内科, 肛門外科 肛門外科, 形成外科 形成外科, 頭頸部外科 頭頸部外科	
6	竹下内科	新田 1-1-27	263-5941
	竹下内科	a, d	
7	東入間医師会休日急患診療所	駒林元町 3-1-20	264-9592
	東入間医師会休日急患診療所	节假日(a, d), 平时夜间(d)	
8	上福岡腎クリニック	霞ヶ丘 1-2-27-204	261-2300
	上福岡腎クリニック	q	
9	武田クリニック	北野 1-5-7	262-3551
	武田クリニック	a, s, リウマチ科 リウマチ科風湿病, d, r, 呼吸器内科 呼吸内科	
10	中島胃腸科医院	上福岡 1-12-10	264-1515
	中島胃腸科医院	a, f, l, ll, b, m	
11	高橋眼科	上福岡 1-12-12	264-6778
	高橋眼科	j	
12	大熊医院	上福岡 3-1-17	265-0003
	大熊医院	a, b, d, f	
13	相原医院	上福岡 3-3-4	261-0111
	相原医院	a, c, s, d, l	
14	山田整形外科	上福岡 5-1-23	261-0135
	山田整形外科	g, r	
15	石川医院	西 2-1-11	264-1488
	石川医院	a, ñ, d	
16	根岸内科代謝クリニック	上福岡 6-4-5メディカルセンター上福岡 2F	261-0603
	根岸内科代謝クリニック	a, 糖尿病内科 糖尿病内科, 内分泌内科 内分泌科	
17	清見ファミリークリニック	清見 1-2-4	261-2671
	清見ファミリークリニック	d, s, a	
18	安藤医院	福岡中央 1-7-17	264-2210
	安藤医院	a, d, o, リウマチ科 リウマチ科風湿病	
19	金井医院	福岡中央 2-10-6	264-0501
	金井医院	a, g, b	
20	山田こどもクリニック	上福岡 1-5-28 武井ビル 2F	261-5856
	山田こどもクリニック	d, s	
21	新井整形外科	上福岡 1-5-28 武井ビル 1F	269-2811
	新井整形外科	g, リウマチ科 リウマチ科風湿病, r	

22	設楽耳鼻科クリニック	西 1-3-8	264-3911
	設楽耳鼻科クリニック	k	
23	飯田医院	駒林元町 2-1-37	256-5777
	飯田医院	a, c, ñ, o	
24	上福岡皮膚科	上福岡 1-14-46 中商ビル 2F	278-3788
	上福岡皮膚科	l, s	
25	クリニック坂本	上福岡 1-2-25 星野ビル 4F	256-0330
	クリニック坂本	心療内科 心療内科, e	
26	あんべハート・クリニック	大井 621-12	256-2262
	あんべハート・クリニック	a, c, 心臓血管外科 心脏血管外科	
27	大井協同診療所	ふじみ野 1-1-15	261-0234
	大井協同診療所	a, d, c, o	
28	しみず整形外科クリニック	亀久保 1243-7	267-1101
	しみず整形外科クリニック	g, r	
29	叶澤医院	緑ヶ丘 2-11-1	262-3020
	叶澤医院	a, d	
30	岸内科クリニック	うれし野 1-6-6	262-3050
	岸内科クリニック	a, o	
31	小林胃腸科外科医院	大井 1186-1	256-2166
	小林胃腸科外科医院	a, o, f	
32	さくらクリニック	亀久保 1-1-16 ウエストビル 106	267-0580
	さくらクリニック	a, f, m, o	
33	埼玉記念リズムクリニックセンター	うれし野 2-10-37 ショッピングセンター トナリエふじみ野 E-3F	269-3357
	埼玉記念リズムクリニックセンター	a, l, k, d	
34	しまだ医院	鶴ヶ舞 1-3-9	261-4321
	しまだ医院	d, a	
35	せきや眼科	旭 1-18-25	269-0750
	せきや眼科	j	
36	立麻医院	大井中央 4-11-14	261-1182
	立麻医院	a, d	
37	鶴ヶ岡医院	鶴ヶ岡 3-6-11	262-3851
	鶴ヶ岡医院	g, l, r	
38	西野こどもクリニック	ふじみ野 1-4-16 大井パークサイドビル 2F	269-4976
	西野こどもクリニック	d, s	
39	はたクリニック	大井 2-10-11	278-3770
	はたクリニック	d, a, s	
40	富家病院	亀久保 2197	264-8811
	富家病院	a, l, r, b, ll, u, 通所リハビリテーション (介護保険) 門 診康复治疗 (介護保険), f, h, c	

41	ふじみ野血管外科・内科クリニック	清見 1-2-14	215-7023
	ふじみ野血管外科・内科クリニック	f, a, c	
42	ふじみ野耳鼻咽喉科・気管食道科医院	うれし野 2-15-7	263-3341
	ふじみ野耳鼻咽喉科・気管食道科医院	k, 気管食道科 気管食道科	
43	ふじみ野腎クリニック	駒林元町 3-5-3	278-1110
	ふじみ野腎クリニック	ll, g	
44	ふじみの皮フ科	ふじみ野 1-4-16 大井パークサイドビル 2F	256-0877
	ふじみの皮フ科	l	
45	ふちおか整形外科	ふじみ野 1-4-16 大井パークサイドビル 2F	263-8200
	ふちおか整形外科	g	
46	松澤クリニック	ふじみ野 3-9-20	278-6288
	松澤クリニック	a, f, g, ll, m, c, u, o	
47	なかの小児科クリニック	上福岡 6-4-3	267-8881
	なかの小児科クリニック	d, s, 小児神経内科 小児神経内科	
48	上福岡駅前アイクリニック	上福岡 6-4-5メディカルセンター上福岡 2F	267-0088
	上福岡駅前アイクリニック	j	
49	さくらペインクリニック	上福岡 6-4-5メディカルセンター上福岡 2F	265-1374
	さくらペインクリニック	v, g, a	
50	細川レディースクリニック	ふじみ野 1-4-16 大井パークサイドビル 2F	265-1580
	細川レディースクリニック	婦人科 婦科, i, 産科 産科	
51	なかむら眼科	駒林元町 3-1-1	237-6365
	なかむら眼科	j	
52	ミューズレディースクリニック	霞ヶ丘 1-2-3 ココネ上福岡一番館 2F	256-8656
	ミューズレディースクリニック	産科 産科, 婦人科 婦科, 不妊治療 不妊治療, 高度生殖医療 高度生殖医療	
53	元気クリニック上福岡	北野 1-1-6 1F	256-8088
	元気クリニック上福岡	※訪問診療のみ 只限上門診療 a, 糖尿病内科 糖尿病内科, 消化器内科 消化内科, 呼吸器内科 呼吸内科, c	
54	佐藤耳鼻咽喉科	大原 1-1-14	256-8741
	佐藤耳鼻咽喉科	k	
55	ふじみ野眼科	亀久保 1-1-16 ウエストビル 1F	278-7775
	ふじみ野眼科	j	
56	まみ内科クリニック	市沢 1-9-1	278-1133
	まみ内科クリニック	a, 糖尿病内科 糖尿病内科, 内分泌内科 内分泌科	
57	上福岡医院	霞ヶ丘 1-2-27 ココネ上福岡クリ ニックモール 2F	278-5001
	上福岡医院	a, c	
58	上福岡くろだ内科クリニック	上福岡 1-7-5	293-7171
	上福岡くろだ内科クリニック	a, 糖尿病内科 糖尿病内科, 脂質代謝内科 脂肪 代謝科, 内分泌内科 内分泌科	
59	あんどこどもクリニックふじみ野	福岡 2-1-6 イオンタウンふじみ野 3F	293-1255
	あんどこどもクリニックふじみ野	d	

60	叶澤メディカルクリニック	福岡 2-1-6 イオンタウンふじみ野 3F	293-2252
	叶澤メディカルクリニック	a, c, 腎臓内科 腎臓科, 糖尿病内科 糖尿病内科, 消化器内科 消化内科	
61	ふじみ野ひかり眼科	福岡 2-1-6 イオンタウンふじみ野 3F	293-3112
	ふじみ野ひかり眼科	j	
62	ふじみ野整形外科内科骨粗鬆症スポーツクリニック	大井武蔵野 1437-7	265-6656
	ふじみ野整形外科内科骨粗鬆症スポーツクリニック	a, g, r	
63	すじの内科循環器クリニック	西 1-15-8	266-1810
	すじの内科循環器クリニック	a, c	
64	なかや頭痛脳神経クリニック	上福岡 1-6-23 1F	238-4678
	なかや頭痛脳神経クリニック	h, a	
65	めぐみ眼科	上福岡 1-7-27 5F	261-5621
	めぐみ眼科	j	
66	在宅クリニックハートフルふじみ野	鶴ヶ丘 2-6-16 ランクウッド鶴ヶ岡 1F	257-6712
	在宅クリニックハートフルふじみ野	a	
67	よしなが皮膚科	上福岡 6-4-5メディカルセンター上福岡 1F A 号室	293-6308
	よしなが皮膚科	l, 小児皮膚科 小児皮膚科, s	
68	ふじみ野心臓リハビリテーションクリニック	駒林元町 2-1-39 プリベントビル T, S ビル 3F	238-4681
	ふじみ野心臓リハビリテーションクリニック	c	
69	富家在宅リハビリテーションケアクリニック	亀久保 1839-4	293-8222
	富家在宅リハビリテーションケアクリニック	a, ll, q	

■歯科診療所／ 牙科诊疗所

70	さいとう歯科医院	さいとう歯科医院	富士見台 8-1	261-0349
71	前田歯科医院	前田歯科医院	上福岡 1-5-20	261-3537
72	師岡歯科医院	師岡歯科医院	上福岡 1-6-34 DM ビル 4F	262-2404
73	坪井歯科医院	坪井歯科医院	上福岡 2-2-4	261-3243
74	藤本歯科医院	藤本歯科医院	上福岡 2-7-7	265-0047
75	コスモス歯科医院	コスモス歯科医院	上福岡 3-12-11	266-1875
76	権田歯科医院	権田歯科医院	上福岡 4-1-11	261-0579
77	掛川歯科医院	掛川歯科医院	上福岡 6-3-4	261-6262
78	小平歯科医院	小平歯科医院	西 1-3-10	261-2872
79	ときわ歯科クリニック	ときわ歯科クリニック	北野 1-5-8	267-4074
80	青山歯科医院	青山歯科医院	上福岡 1-2-4 2F	262-1068
81	きくち歯科クリニック	きくち歯科クリニック	駒西 2-1-6	262-8254
82	飯田歯科医院	飯田歯科医院	駒林元町 2-1-37	278-3733
83	アポロ歯科医院	アポロ歯科医院	亀久保 2-2-5	263-2727
84	大井歯科医院	大井歯科医院	大井 706-8	261-8141

85	新井歯科医院	新井歯科医院	大井 1081-11	266-0081
86	あおき歯科医院	あおき歯科医院	亀久保 1-1-16 ウエストビル 1F	256-2220
87	いれい歯科クリニック	いれい歯科クリニック	ふじみ野 1-4-16 大井パークサイドビル 2F	266-8865
88	岡野歯科医院	岡野歯科医院	鶴ケ舞 1-18-18	265-0111
89	小川歯科	小川歯科	鶴ケ舞 2-6-25	264-9197
90	久保田歯科医院	久保田歯科医院	苗間 1-9-3 ルシーダ I 1F	264-7320
91	すがわら歯科	すがわら歯科	ふじみ野 1-2-1 イオン大井店 3F	263-4618
92	鈴木歯科クリニック	鈴木歯科クリニック	鶴ケ岡 1-16-16 山崎第 6ビル 1F	266-6000
93	高山歯科医院	高山歯科医院	鶴ケ岡 2-14-15	262-3211
94	根本歯科クリニック	根本歯科クリニック	ふじみ野 2-25-34	269-6804
95	日暮歯科医院	日暮歯科医院	亀久保 3-10-11	266-2100
96	まつむら歯科	まつむら歯科	鶴ケ岡 1-3-47	264-4861
97	リズムデンタルクリニック	リズムデンタルクリニック	うれし野 2-10-37 ショッピングセンタートナリエ ふじみ野 E-3F	264-0896
98	たなか歯科クリニック	たなか歯科クリニック	西鶴ケ岡 1-3-15 ビバモール 埼玉大井プラザ棟 2F	256-8181
99	スマイルケア歯科クリニック	スマイルケア歯科クリニック	うれし野 2-15-24	262-8888
100	ファミリーデンタルクリニック	ファミリーデンタルクリニック	市沢 2-8-17 フォレストパーク 1F	278-1182
101	ココネ歯科医院	ココネ歯科医院	霞ヶ丘 1-2-27 ココネ上福岡 204	266-6480
102	スマイル歯科	スマイル歯科	福岡 2-1-6 イオンタウン ふじみ野 3F	266-6487
103	成城歯科医院	成城歯科医院	上福岡 4-4-19 1F	278-7788
104	あけのほしデンタルクリニック	あけのほしデンタルクリニック	上福岡 6-4-5 メディカルセンター上福岡 2F	264-7950
105	たきの歯科	たきの歯科	滝 1-1-8	269-4618
106	けんと歯科	けんと歯科	鶴ケ岡 5-1-8	256-4433
107	みどり歯科医院	みどり歯科医院	大原 1-3-1	262-5255
108	おおば歯科医院	おおば歯科医院	緑ヶ丘 2-3-1	263-8249
109	苗間歯科医院	苗間歯科医院	苗間 447-4	269-6480
110	はにわ歯科医院	はにわ歯科医院	上福岡 6-3-3 Kビル 2F	269-1177
111	すじの歯科クリニック ふじみ野	すじの歯科クリニック ふじみ野	駒林元町 4-2-17	266-1118
112	うれし野デンタルクリニック	うれし野デンタルクリニック	うれし野 1-1-12	256-4618
113	上福岡歯科クリニック	上福岡歯科クリニック	上福岡 1-6-23 MDビル 3F	278-7770
114	オシダデンタルクリニック	オシダデンタルクリニック	大井 1074-4	261-6477
115	にこ歯科クリニック	にこ歯科クリニック	苗間 1-13-19	265-6874
116	MANA デンタルクリニック	MANA デンタルクリニック	旭 1-16-33	261-8841
117	にじいろ歯科クリニック ふじみ野	にじいろ歯科クリニック ふじみ野	清見 1-2-2 1F	293-2457
118	松本歯科医院	松本歯科医院	長宮 1-2-30	238-4317

119	きらら歯科ふじみ野院	きらら歯科ふじみ野院	大原 2-1-32	238-4151
120	おぐま歯科クリニック	おぐま歯科クリニック	大井 625-1	293-8703
121	上福岡エスデンタルクリニック	上福岡エスデンタルクリニック	上福岡 1-14-46 3F	293-8989
122	こんどう歯科	こんどう歯科	福岡中央 1-4-12	293-6910
123	やまもとデンタルオフィスふじみ野	やまもとデンタルオフィスふじみ野	苗間 1-2-1 1F	293-1191
124	すじの歯科クリニック上福岡	すじの歯科クリニック上福岡	西 1-15-9	265-4022

主な業務案内／主要业务向导

【中国語】

2025 年 7 月

■服务时间	周一～周五 上午 8：30～下午 17：15
-------	------------------------

■特殊服务日	每月的最后一个周日和 4 月分的第一个周日 部分业务窗口提供服务（12 月 29 日～1 月 3 日除外）。 ※服务时间 / 上午 8：30～下午 17：15 ※相关业务的具体说明请与各担当课进行咨询。
◆服务窗口	
本部	・ 税务课 (市税证明的提出、住民税申告)
	・ 收缴课 (市税等收缴、纳付问题的咨询)
	・ 市民课 (居民登录, 印章登录)
	・ 保险・年金课 (国民健康保险、国民年金)
	・ 高龄福祉课 (看护保险)
	・ 育儿支援课 (儿童津贴 (儿童手当)・小孩医疗补助等)
大井综合支所	・ 市民综合服务窗口
办事处	除 12 月 29 日到 1 月 3 日, 每个周日都提供服务。 ※服务时间 / 上午 8：30～下午 17：15

■開庁時間	月～金曜日 8：30～17：15
-------	------------------

■休日開庁	12 月 29 日から 1 月 3 日を除く、毎月最終の日曜日及び 4 月の第 1 日曜日に一部の窓口業務を開庁しています。 ※開庁時間／8：30～17：15 ※取扱い業務など詳しくは、各担当課にお問い合わせください。
開庁している課	
本庁舎	・ 税務課 (市税の証明交付、住民税申告)
	・ 収納課 (市税等の収納、納付相談)
	・ 市民課 (住民登録、印鑑登録)
	・ 保険・年金課 (国民健康保険、国民年金)
	・ 高齢福祉課 (介護保険)
	・ 子育て支援課 (児童手当・こども医療等)
大井総合支所	・ 市民総合窓口課
出張所	12 月 29 日から 1 月 3 日を除き、毎週日曜日に開庁しています。 ※開庁時間／8：30～17：15

■本庁舎/Honchoshsha

1 F	1	市民課 Shimin-ka	住民登録、印鑑登録、婚姻届、出生届	居民登录，印章登录，结婚登记，出生申请
	2	保険・年金課 Hoken・nenkin-ka	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金	国民健康保险，后期高龄者的医疗，国民年金
	3	高齢福祉課 Koreifukushi-ka	高齢者福祉、介護予防、介護保険	高龄者福利，看护预防，看护保险
	4	障がい福祉課 Shogaifukushi-ka	障害者手帳、自立支援医療、障害福祉サービス、重度心身障害者医療費	残疾者手册，自立支援医疗，残疾福利服务，重度身心残疾者医疗费
	5	税務課 Zeimu-ka	住民税、軽自動車税、固定資産税	住民税，轻型汽车税，固定资产税
	6	収納課 Shuno-ka	市税等の収納、納付相談	市税等收缴、纳付问题的咨询
	7	会計課 Kaikai-ka	歳入歳出予算の出納	岁入岁出预算的出纳
2 F	8	保育課 Hoiku-ka	保育所・幼稚園	保育园，幼儿园
	9	子育て支援課 Kosodateshien-ka	児童手当・児童扶養手当、児童センター、放課後児童クラブ、こども・ひとり親家庭などの医療費	儿童补助・儿童抚养补助，儿童中心，放课后儿童俱乐部，单亲孩子・单亲家庭等的医疗费用
	10	こども家庭センターこども相談係 Kodomo katei-center Kodomosodan-kakari	児童相談	有关孩子的咨询
	11	協働推進課 Kyodosuishin-ka	コミュニティ活動・国際交流の促進、コミュニティ施設管理	社区活动・国际交流的促进，社区设施的管理
	12	文化・スポーツ振興課 Bunka・Sports-shinko-ka	文化・スポーツの振興、文化施設・スポーツ施設の管理	文化体育振兴，文化设施、体育设施的管理
	13	環境課 Kankyo-ka	環境施策、ごみの分別・集積所の相談	环境措施，垃圾分类与收集场所的咨询
	14	産業振興課 Sangyoshinko-ka	商工業・農業の振興	工商业・农业的振兴
	15	ふるさとハローワーク Furusato Hallo-work	就労斡旋、相談	介绍工作，就职咨询
	16	市民総合相談室 Shiminsogosodan-shitsu	市民相談、人権施策、消費生活相談	市民咨询，人权措施，消费生活咨询
	17	地域福祉課・ふくし総合相談センターよりそい Chiikifukushi-ka・Fukushisogosodan-center Yorisoi	生活困窮者の自立支援相談	让贫困者可以自立的支援咨询
3 F	18	生活福祉課 Seikatsufukushi-ka	生活保護の相談	生活保护的咨询
	19	危機管理防災課 Kikikanribosai-ka	防災、防犯	防灾，防犯
	20	広報広聴課 Kohokocho-Ka	広報の発行、提案（提言）の受付	发行公报，要求建议的受理
	21	秘書室 Hisho-shitsu	市長・副市長の秘書	市长，副市长的秘书

	22	経営戦略室 Keiseisenryaku-shitsu	重要施策の総合調整、最上位計画	重要措施的综合调整，最上位计划
		財政課 Zaisei-ka	予算の編成	预算的编成
	24	人事課 Jinji-ka	市職員の人事	市内职员的相关人事
		契約・法務課 Keiyaku・Homu-ka	法規審査、情報公開、契約	法规审查, 信息公开，合同
	26	監査委員事務局 Kansaiinjimukyoku	市行政の監査	市政的监察
		資産管理課 ShisanKanri-ka	庁舎の管理、市有財産管理	政府机关建筑的管理，市有财产的管理
4 F	28	議会事務局 Gikai-jimukyoku	議会の傍聴の受付	办理议会的旁听

■第2庁舎/Dai2chosa

1 F	29	上下水道課 Jogesuido-ka	上下水道の料金徴収、工事施工	上下水道费用的征收，工程施工
2 F	30	都市計画課 Toshikeikaku-ka	土地利用計画、規制	土地利用计划，规划
		公園緑地課 Kouenryokuchi-ka	公園・緑地の管理	公园 绿地的管理
	32	建築課 Kenchiku-ka	建築確認申請、市営住宅の申込みの受付	建筑确认申请，市营住宅申请的受理
		道路課 Doro-ka	道路整備維持管理	道路整备维持的管理
3 F	34	教育総務課 Kyoikusomu-ka	教育委員会、学校施設管理	教育委员会，学校设施管理
		学校教育課 Gakkokyoiku-ka	小・中学校への就学・転出入、教育相談	中小学校的就学・转学，教育咨询
	36	学校給食課 Gakkokyushoku-ka	学校給食	学校伙食
		社会教育課 Shakaikyoiku-ka	社会教育の推進、文化財保護	社會教育的推進，文化财产的保护
4 F	38	情報・統計課 Joho・Tokei-ka	情報政策・統計調査	情报政策，统计调查

■大井総合支所/Oi-sogoshi sho

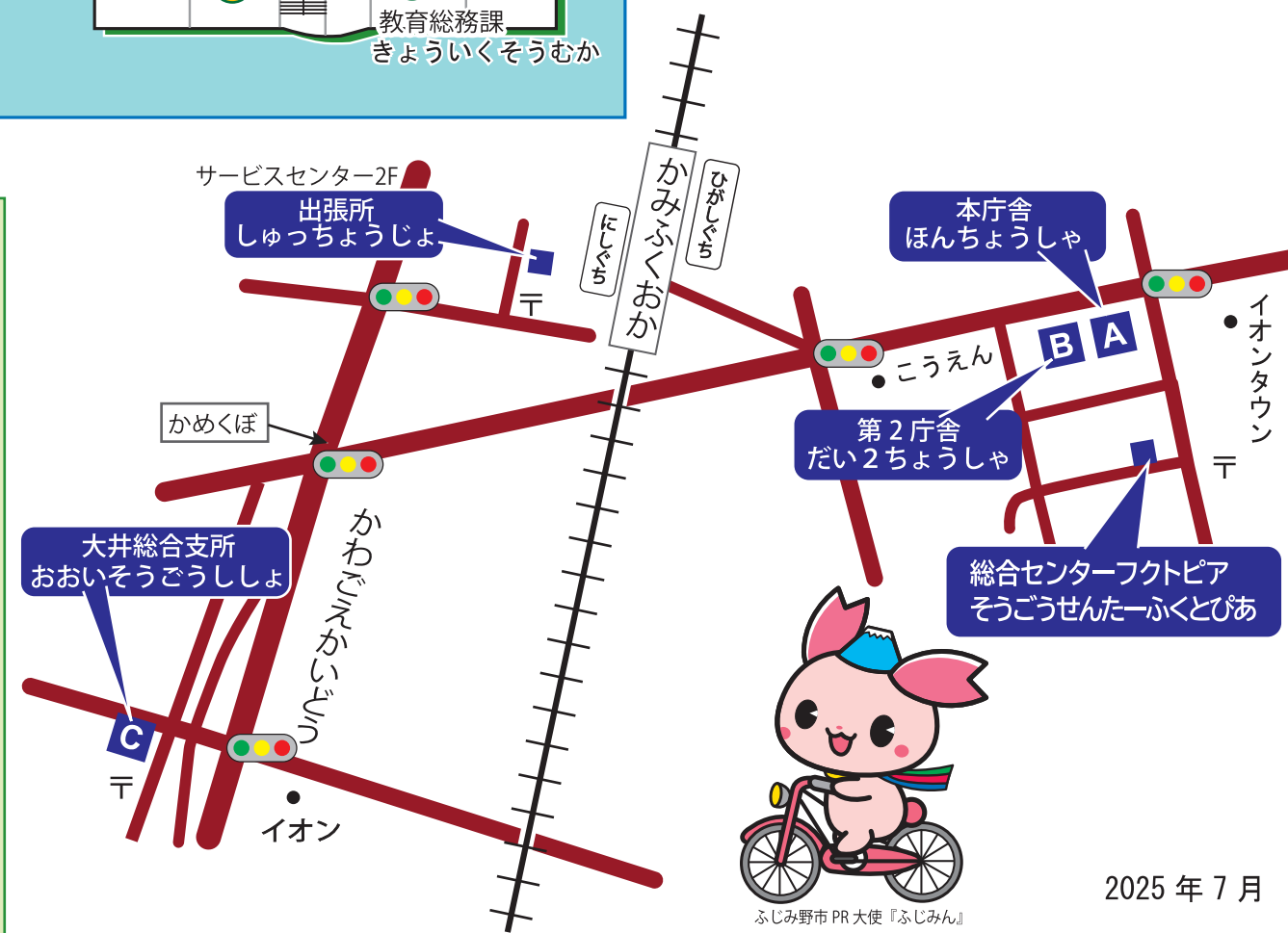
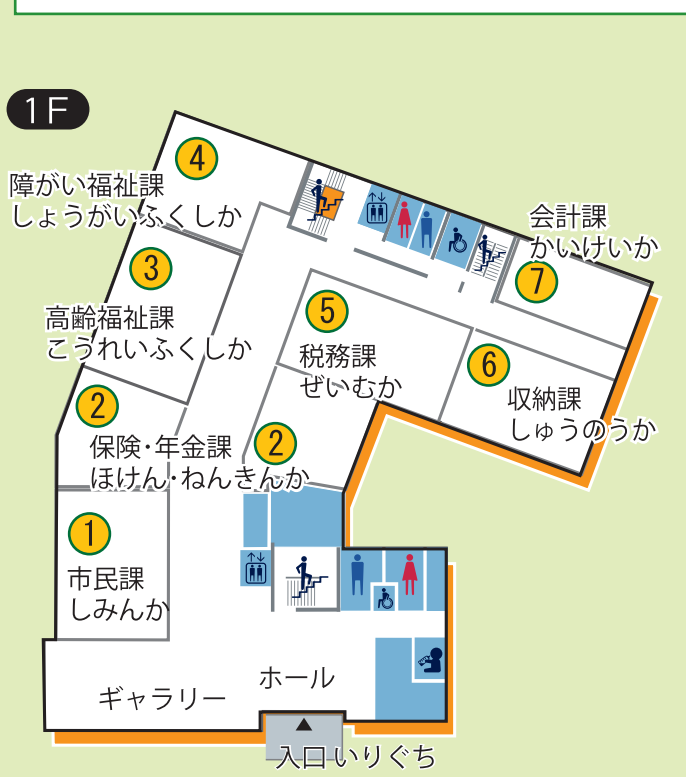
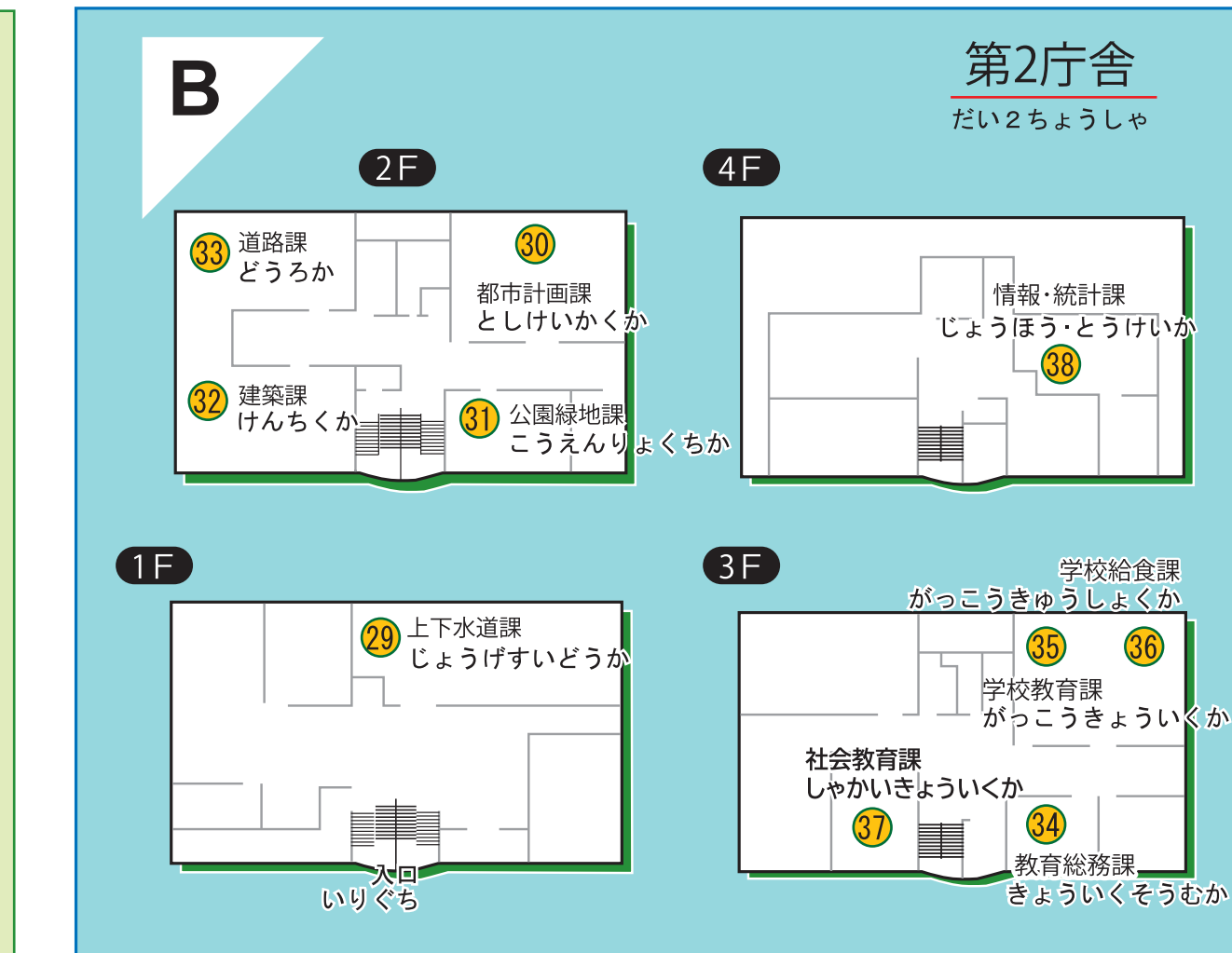
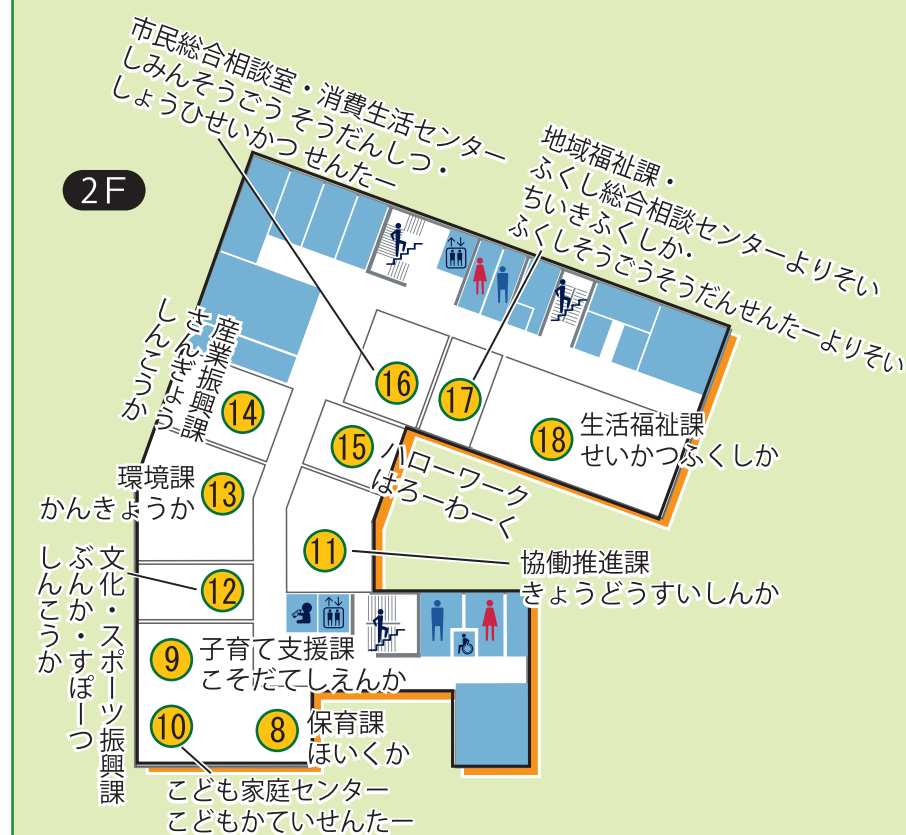
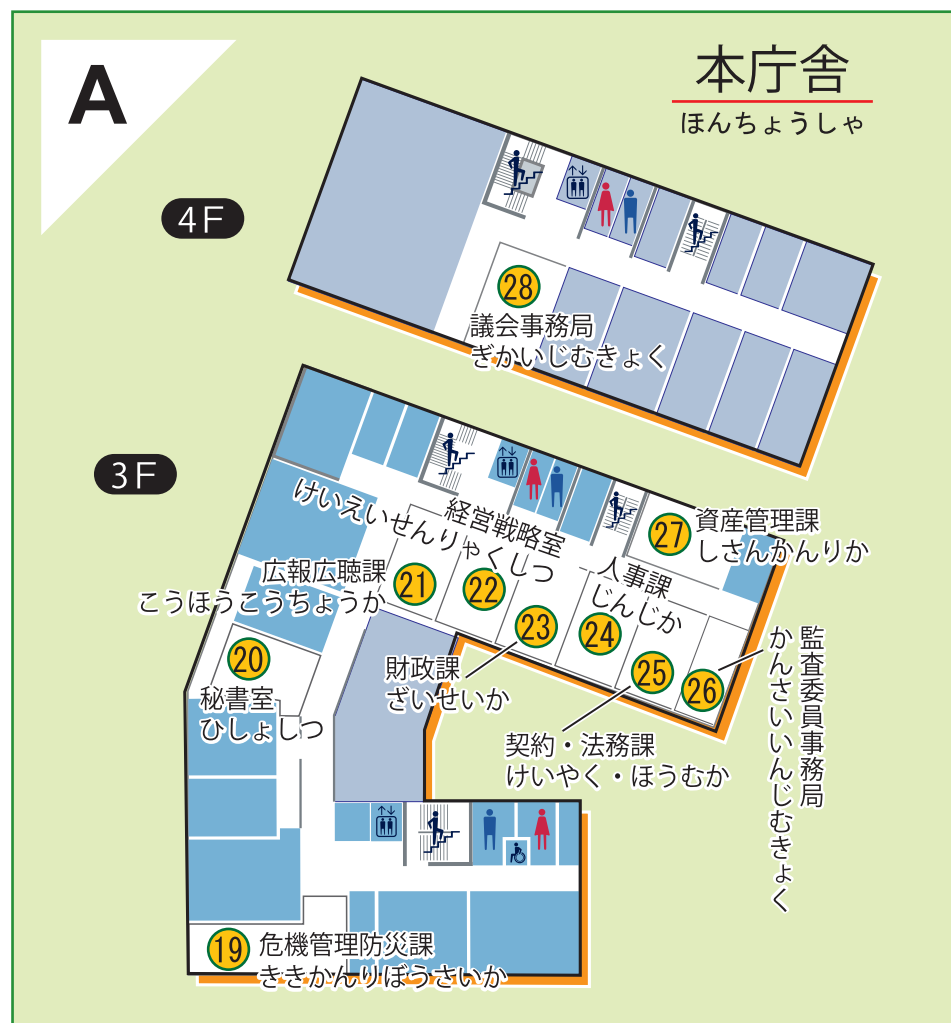
1 F	39	市民総合窓口課	住民登録、印鑑登録、戸籍、国民年金、市税等の収納、市税関係証明の発行、水道料金の納付書の再発行、各種福祉サービス申請の受付、市民相談コーナー「オアシス」	居民登录，印章登录，户口，国民养老金（年金），市民税等的收缴，有关市民税证明的发行，水道费用收缴的催促手续，各种福祉服务申请的受理，市民咨询服务
		Shimisougoumadogu chi-ka		
	40	ふくし総合相談センターにじいろ	生活困窮者の自立支援相談	让贫困者可以自立的支援咨询
		Fukushisogosodan-center Nijihiro		

■ふじみ野市総合センターフクトピア/Fujiminoshi sogo center Fukutopia

1 F	保健センター	予防接種、成人保健、歯科口腔保健、食育など	疫苗接种、成人保健、牙齿口腔保健、食育等
	Hoken center		
	こども家庭センター母子保健係	母子手帳の交付、乳幼児健診、育児相談など	母子手册的发行，乳幼児健康诊断，育儿咨询等
	Kodomo katei-center Boshihoken-kakari		
2 F	児童発育・発達支援センター	発育・発達相談など	发达，成长的咨询等
	Jidohatuiku/hattatushien-center		

■出張所/Shuccho jo

各種証明発行、パスポート発行	各种证明的发行，护照的发行
----------------	---------------





ふじみ野市PR大使『ふじみん』

企画・発行

ふじみ野市市民活動推進部協働推進課

〒356-8501 ふじみ野市福岡 1-1-1

電話 049-262-9016
